

平成22年第3回(3月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月10日(水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第3号 諸般の報告について	5
報告第1号 町長専決処分の報告について	5
報告第2号 町長専決処分の報告について	5
議案第3号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算(第11号)について	5
議案第4号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	11
議案第5号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	13
議案第6号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	14
議案第7号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について	16
議案第8号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	17
議案第9号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	18
議案第10号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について	20

議案第 1 1 号	出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 1
議案第 1 2 号	出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 2
議案第 1 3 号	出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 3
議案第 1 4 号	出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 5
議案第 1 5 号	公共施設の相互利用に関する協定の締結について	2 6
議案第 1 6 号	新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	2 7
議案第 1 7 号	平成 2 2 年度出雲崎町一般会計予算について	2 7
議案第 1 8 号	平成 2 2 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	2 7
議案第 1 9 号	平成 2 2 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について	2 7
議案第 2 0 号	平成 2 2 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	2 7
議案第 2 1 号	平成 2 2 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	2 7
議案第 2 2 号	平成 2 2 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	2 7
議案第 2 3 号	平成 2 2 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	2 8
議案第 2 4 号	平成 2 2 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	2 8
議案第 2 5 号	平成 2 2 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	2 8
議案第 2 6 号	平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	2 8
	予算審査特別委員の選任	5 1
	予算審査特別委員会の正副委員長の互選	5 1
議案第 2 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	5 2
	散 会	5 2

第 2 日 3 月 1 5 日（月曜日）

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 6

開 議	5 7
議事日程の報告	5 7
一般質問	5 7
宮 下 孝 幸 議員	5 7
諸 橋 和 史 議員	6 2
仙 海 直 樹 議員	6 6
山 崎 信 義 議員	7 2
田 中 政 孝 議員	7 9
三 輪 正 議員	8 7
田 中 元 議員	9 1
小 林 泰 三 議員	9 8
中 野 勝 正 議員	1 0 1
議案第 2 8 号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1 0 5
散 会	1 0 7

第 3 日 3 月 1 9 日 (金 曜 日)

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 0 9
出席議員	1 1 0
欠席議員	1 1 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 1 0
開 議	1 1 1
議事日程の報告	1 1 1
議案第 1 2 号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定 について	1 1 1
議案第 1 5 号 公共施設の相互利用に関する協定の締結について	1 1 1
議案第 2 8 号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1 1 1
議案第 1 3 号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて	1 1 2
議案第 1 4 号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 2
議案第 1 6 号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規	

	約の変更について	1 1 2
陳情第 1 号	土地改良予算の確保に関する意見書の提出について	1 1 2
議案第 1 7 号	平成 2 2 年度出雲崎町一般会計予算について	1 1 4
議案第 1 8 号	平成 2 2 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	1 1 4
議案第 1 9 号	平成 2 2 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 0 号	平成 2 2 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 1 号	平成 2 2 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 2 号	平成 2 2 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 3 号	平成 2 2 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 4 号	平成 2 2 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 5 号	平成 2 2 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 2 6 号	平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	1 1 5
発議第 1 号	土地改良事業予算の確保に関する意見書について	1 1 7
	議員派遣の件	1 1 8
	委員会の閉会中継続調査の件	1 1 8
	閉 会	1 1 8
	署 名	1 2 1

平成22年第3回(3月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 10日間)

期 日	曜 日	会 議 内 容
3月10日	水	本会議第1日目(招集日)
11日	木	予算審査特別委員会
12日	金	予算審査特別委員会(予備日)
13日	土	休 会
14日	日	休 会
15日	月	本会議第2日目(一般質問)
16日	火	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
17日	水	休 会
18日	木	休 会
19日	金	本会議第3日目(最終日)

第 1 号

(3 月 1 0 日)

平成22年第3回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成22年3月10日(水曜日)午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第6 報告第1号 町長専決処分の報告について
- 第7 報告第2号 町長専決処分の報告について
- 第8 議案第3号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算(第11号)について
- 第9 議案第4号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第5号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第6号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第12 議案第7号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第8号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第9号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第15 議案第10号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第16 議案第11号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第12号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第13号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の締結について

- 第 2 1 議案第 1 6 号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第 3 2 議案第 2 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成22年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、3月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元にお配りいたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、田中元議員及び9番、中野勝正議員を指名します。
-

会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定しました。
-

議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。
監査委員からお手元にお配りしましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。
-

議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元にお配りいたしました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県町村議会議長会第61回定期総会について報告します。去る2月19日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りしました報告書のとおり報告いたします。

次に、去る2月27日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果について、また3月2日に開催された長岡地域広域行政組合議会3月定例会の会議結果について、中野勝正議員から、お手元にお配りいたしましたとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

報告第1号 町長専決処分の報告について

報告第2号 町長専決処分の報告について

○議長（中川正弘） 日程第6、報告第1号、日程第7、報告第2号 町長専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した事項について、町長において専決処分したので、お手元に配付しましたとおり報告がありました。

議案第3号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第3号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明申し上げます。

平成21年度の当初予算は31億4,400万円でスタートいたしましたが、途中10回の補正により5億円余りの予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を控えての事業完了、または精算見込みによる予算整理の減額が主なものであり、また国の補正予算関連事業費の繰越明許費を計上いたしました。

主な歳出補正追加分を申し上げますと、2款総務費ではふるさと出雲崎応援基金、財政調整基金の積立金を計上いたしました。

3款民生費、1目社会福祉総務費では、寄附金に伴う社会福祉基金への積立金を、2目児童福祉費では22年度からの子供手当の給付にかかわる電算システム経費を計上いたしました。

4 款衛生費、2 項清掃費では、し尿処理運搬委託料を追加計上いたしました。

6 款農林水産業、1 項農業費では、県営中山間六郎女地区の換地委員報償の追加、また3 項水産業費において、漁港内臨港道路の側溝修繕分の県負担金を計上いたしました。

7 款商工費では、本年度整備をしております芭蕉園観光用便所の下水道分担金を計上いたしました。

8 款土木費では、除雪委託料の追加、また町道船橋田中線の道路改良に伴う電柱、電話柱の移設補償料を追加計上いたしました。

9 款消防費では、12 補正で全国瞬時警報システム改修を計上しましたが、消防庁のシステム仕様がさらに変更になっておりますので、追加分を計上しました。

10 款教育費、1 項教育総務費では、奨学金貸与基金の追加積み立てを、2 項小学校費ではスクールバスのシート等の修繕費を計上いたしました。

次に、歳入では、法人町民税、また地方交付税留保分の全額計上、事業費の確定、執行見込みに伴う国、県支出金等の補正、寄附金追加、財政調整基金の繰入金の減額などを計上をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額3,329万8,000円を追加し、予算総額を36億9,091万3,000円とするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明させていただきます。

歳出関係、319ページからお願いをいたします。歳出全体につきましては、年度末を迎えまして事業の確定、また見込みによります予算の整理を行うものでございます。

319ページ、議会費は省略させて、次のページ、総務費をお願いいたします。中ほどの積立金について説明させていただきます。ふるさと出雲崎応援基金、これはふるさと納税で寄附いただいたものを積み立てた基金でございますが、680万1,000円というふうな予算追加というふうなことでございます。当初50万円見ておりましたので、現在では730万1,000円のふるさと納税を21年度にいただいているというようなことで、22年度の財源としてまた使わせていただくというふうなことでございます。

それと、財政調整基金の積み立てでございます。今回1億3,900万円積み立てを年度末にさせていただくというふうなことでございまして、今の状況でいきますと、この3月末で17億6,900万円ぐらいになるのではないかなというふうな状況でございます。

続きまして、322ページ、民生費をお願いいたします。社会福祉総務費の19節の負担金補助でございますが、外出支援介護福祉車両購入費補助金減と。これは、当初予算でNPO法人に対する車両

の購入費補助というので予算計上しておりましたが、町のほうで更新できる交付金がございます、今まで持っておりました町の車両をNPO法人に譲渡したというふうなことで、補助は21年度はなしというふうなことで減額というふうなことでございます。

続きまして、324ページ、児童福祉総務費をお願いいたします。22年度からの子供手当に対応するための電算システムの導入というようなことで今議会に関係費を上げているというふうなことでございます。

329ページをお願いいたします。農林水産業費の水産業費でございます。今回16万3,000円、県営漁港整備事業負担金というふうなことで計上してございますが、これは漁港内の臨港道路の側溝の修繕分の町負担分というふうなものでございます。実は、航路のしゅんせつ関係の事業に係る県からの負担金、今の状況ですと、本町の負担がない見込みというふうなことで予算計上はしていないというふうな状況でございます。

331ページをお願いいたします。土木費の道路維持費でございます。車両燃料費関係、除雪車の直営分の燃料費の追加というふうなことで今回計上してございます。

続きまして、335ページをお願いいたします。議案第11号でお願いするものになりますが、奨学金貸与基金の積み立てというふうなことで基金自体を充実するというふうなことで今回3,000万円の積み立て追加をお願いしたいというふうなことでございます。

歳出につきましては以上でございます。

歳入、309ページをお願いいたします。中ほどの地方交付税でございます。本年度の普通分の交付税は14億442万2,000円というふうなことでございまして、留保分を今回全額計上というふうなことでございます。当初に特別交付税6,000万円計上してございますが、まだ3月交付はございませんので、それはそのままというふうなことで、今後交付の状況の中でまた3月末に専決をお願いをするような形になっていくかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

続いて、310ページ、中ほどをお願いいたします。使用料及び手数料でございます。町営住宅の使用料が減少しておりますが、これは大門の地すべり関係で減免した部分で使用料が減になったというふうなことでございます。

以下、国庫補助金関係につきましては、また県支出金関係につきましては歳入との連動というふうな部分でございます。

315ページお願いいたします。財産売払収入でございますが、土地の売払収入で、これはてまり団地の一番上で三角の部分がございましたが、隣接の方に売り払ったというふうなものでございます。あと、物品の売り払い関係、これは除雪ドーザー更新しておりますが、古いものを売り払ったというふうなものでございます。それと、長岡地域広域行政組合、この3月30日に解散をいたしますが、そこでの全体分の出資分の3,100万円は予算計上済みでございますが、さらにそれを運用した部分の残りの運用益の精算を51万9,000円受け入れるというふうなものでございます。

あと、318ページお願いいたします。町債でございます。中山間関係の町債を減にしておりますが、これは国の補正予算で公共投資臨時交付金という交付金の制度が昨年できております。それを県営事業の町負担に充てることが可能というふうなことで、ここに充てたことによりまして起債が減になるというふうなことでございます。

あと、304ページは地方債の補正でございます。

それと、最後のページに地方債を整理した調書がのせてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） それでは、簡単に、何点かあるのですが、一番最初に支出のほうの今の説明のあったところですが、328ページ、この中山間地の換地費の委託料が当初の設計で550万円が294万8,000円になっている。4割方減ったのは、これは今のものとの絡みかどうかを確認したいということです。

それから、次のページ、330ページ、プレミアム商品券の当初予算について、6月の補正で1,366万円、それから7月の補正で45万円入れて1,441万円前後になっておりますが、これの14%も削減されて減額補正になっている理由がわかりましたらひとつお願いしたいということでございます。

それと、336ページ、4目のバスの運行業務費、これは相当額減っておりますが、これは利用しなかったからということでしょうか。

同じく337ページの中学校費の一番下、パソコンの借り上げ使用料が約300万円ほど減っておりますけれども、これについての内容の説明。

以上、お願いします。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 328ページの県営中山間地域総合整備事業換地業務委託料ということでございますけれども、これにつきましては事業が日が確定したという中で、県との協議の上、この額に確定したということで294万8,000円を減額させていただきたいということでございます。当初は、見込みで見させてもらっていたのですけれども、今回整理させていただくということでございますので、お願いいたします。

プレミアム地域振興券の補助金の減の関係ですけれども、これも事業完了ということで、券の発行につきましては4万9,690枚を発行して、全額発行して3,721万7,000円、これを完売させていただきました。

それで、換金された額につきましては4,922万5,000円。それで、販売額は3,721万7,000円。その差額分を補助ということでその補助金が1,200万8,000円になります。これに事務費の補助16万

5,498万円を加えまして、補助金額としては1,217万3,498円が決定したということで、当初計上させていただいた額との差し引きにより193万6,000円を減額させていただくというものであります。

○議長（中川正弘） 教育課長。

○教育課長（田中秀和） お答えします。

336ページの通学バスの運行費の減額でございますけれども、これにつきましては当初国の基準額といいますが、そういったバスの基準額がありますけれども、それを踏まえて一応入札という形で当初予算を行っております。そうしまして、その基準額に基づきまして入札した結果、現在越後柏崎観光バスさんが通学バスの運行の業務をやっているわけでございますけれども、基本的にはその入札の差額がここに出てきたということで、この3月におきましてその精算ということで減額補正をさせていただきます。

次に、中学校費のパソコン借上げ料でございますけれども、このパソコンの借上げ料は中学のコンピューター室のパソコンでございまして、それが約41台あるわけでございますけれども、当初新しいものを導入するというので21年度考えていたのですけれども、再リースしながら、それほど内容も、コンピューターのソフトも古くないということで、とりあえず再リースしたためにその分借上げ料が減ったということで今回300万円を減額したいということでございます。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかに。

6番、山崎議員。

○6番（山崎信義） 1点だけ聞かせてください。

334ページ、3目の19節木造住宅の耐震関係なのですが、非常に地震があちこちで発生して、大変な状況があるわけでございますけれども、私もいろんな話をしながら、1軒1部屋確保という話をしたことありますけれども、そういう意味でこの耐震の診断とか、あるいはその改修、非常に大事なことはないかと思うのです。実は私のところ、今うちの本堂もちょっと直しましたけれども、足りない部分をやっぱり補強しないと、非常に後で困るということで土台関係も、これの制度は使っていませんけれども、やりましたが、大事なことなのですが、減額になるということは、町民の方がまだ理解しておらない結果だろうと私は思うのですけれども、件数的にどんなことかということをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（中川正弘） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 今回の木造の耐震診断でございますけれども、診断を行った実績が8件ございます。

それから、耐震改修工事のほうは実績がゼロということでございます。PR等もございますし、また住民の皆さん方からそういった危機意識も持っていただくように努めたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 6番、山崎議員。

○6番（山崎信義） 今の返答で結構なのですが、やっぱりPRしてもなかなか見えてこないというのが現状ではないかなと思うのです。そうはいても、やっぱりしなければ意味をなさぬわけですから、せっかく予算組んでも残るようなことがないように、またできるだけPRをしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（中川正弘） ほかに。

3番、田中議員。

○3番（田中政孝） 先ほど田中元議員のほうから、かなりの減額があるというような質問がありましたけれども、確かに減額が非常に大きいところがいっぱいあるのですけれども、これはやっぱり予算段階でちょっと甘いところがあるのではないかというふうに見られるところもあるのですが、このくらいは許容範囲だということになるのかどうかわかりませんが、町長、この辺はどのようにお考えですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 予算編成の段階におきましては、できるだけ詳細にその見積もりしながら、その執行段階における金額とほぼ近いものを算定いたすわけでございますが、その中におきまして、やはり入札行為なり、あるいは事業執行の段階におきまして、いろいろ今パソコンの問題もございまして、換地の問題もその実績等がまた違ってまいりますと、当然減額補正というものが出てまいりますわけでございますが、田中議員さんのおっしゃることも全く的を射ているわけでございますが、大方どの町、どの市におきましても、おおむね年度末になりますと、大体減額というようなあれが出ているわけでございますが、執行する段階で皆さんからご理解いただいた予算を超過するということになると、またいろいろ問題も出てまいりますので、厳密に、詳細に見積もりをしながら、安全パイを若干加味されているものであるかなというふうに思っておりますので、できるだけ執行額が余り乖離のないような形でやっぱり努めていかなければならぬのではなからうかと思っておりますが、若干のやっぱり減額が出るということは、事業執行等にかかわる安全パイということでまたご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） ほかに。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第4号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明いたします。1款総務費では、70から74歳の一部負担金の見直し凍結延長に伴う保険証の更新に要する経費として41万1,000円を計上いたしました。

2款保険給付費では、出産育児一時金の支給対象者の実績によりまして172万円を、また7款共同事業拠出金では、交付金額の決定により688万4,000円を、いずれも減額しております。

一方、歳入予算では、交付決定等に伴い、国県支出金、共同事業交付金、財産収入及び繰入金について、それぞれ収入見込みに応じた額に補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額816万1,000円を減額し、予算総額を5億7,140万8,000円とするものであります。

なお、補正予算につきましては、去る3月1日に開催をした町国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただいているところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 若干補足説明をさせていただきます。

258ページ、歳出予算のほうをお願いいたします。1款総務費でございますが、こちらは町長説明のとおりでございます。70歳から74歳の保険者に係る窓口負担、これが平成20年度から2割となっているところでございますが、国の対策によりまして、平成22年度におきましても引き続き引き上げが凍結されたことに伴いまして、受給者証の再交付に要する経費でございます。

2款保険給付費につきましては、出産育児一時金について、当初は8人を見込んでおりましたが、4名の支給対象者ということに伴います減でございます。

7款共同事業拠出金でございますが、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。高額医療費につきましては、レセプト1件当たり80万円を超えるもの、保険財政共同安定化事業につきましては、レセプト1件当たり30万円から80万円までの医療費について、県内の市町村国保が共同に行っている事業でございますが、そちらに伴います拠出金の減となっております。

歳入予算につきましては、256ページからとなっておりますが、国、県または国保連合会等からの交付額の決定に基づき補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について

○議長(中川正弘) 日程第10、議案第5号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明申し上げます。

このたびの主な補正は、国の特別対策による低所得者への軽減措置並びに確定賦課による決算見込みに基づき補正を行うものであります。

歳入につきまして、1款保険料では低所得者に対する軽減措置が行われたことにより、204万1,000円を減額しました。

また、3款繰入金では、保険者軽減分に対する一般会計からの保険基盤安定繰入金を184万円減額いたしました。

歳出におきましては、歳入の減額に伴い、3款広域連合納付金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ補正額327万円を減額し、予算総額を6,273万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中川正弘) 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(河野照郎) 若干補足説明をさせていただきます。

264ページをお願いいたします。歳入予算の後期高齢者医療の保険料でございますが、平成20年度に引き続きまして、均等割が7割軽減されている世帯につきましては、一律8.5割軽減とする国の特別対策が行われたことによりまして、保険料が減額となっております。

3款繰入金につきましては、一般会計からの保険料軽減分に対する繰り入れでございます。

14款の繰越金につきましては、前年度の繰越金全額を予算化しております。

歳出につきましては、これらの保険料の減額等に伴いまして、広域連合に対する納付金の減となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(中川正弘) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中川正弘) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第6号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の実績、精算見込みに伴う予算整理をいたしました。

主なものといたしまして、歳出では運営準備基金積立金を追加計上し、歳入では前年度繰越金を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,647万6,000円を追加し、予算総額を1億4,676万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

まず、歳入、270ページからお願いいたします。5款の前年度繰越金でございますが、9月に決算認定をいただきましたとおり、本特別会計の20年度決算では災害復旧関係の繰越事業費の執行残が多くあったことから、記載のとおり2,500万円を超える金額となりました。

次に、歳出でございます。271ページの1款運営準備基金費でございますが、歳入の繰越金が多くありますので、黒字分の積み立てを追加いたしました。

2款の水道管理費では、11節の需用費で施設修繕料が不足しましたので、追加いたしますほかは、予算整理によります減額でございます。

次のページ、3款につきましても精算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 先ほど田中政孝議員が予算の執行で減額が相当あるということなのですが、一番気になったのは私この水道施設費の、今の272ページですが、予算で1,000万円、減額290万円という、約3割減の入札価格になったのだと思いますが、この辺やはりちょっと見込みについて内容を説明いただきたいのですが。

○議長（中川正弘） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） この減額につきましては、1つ予定していた工事を見合わせておる内容でございます。場所は、黒崎の水系にかかわりますてまり団地の水なのですけれども、てまり団地の入り口のところに加圧ポンプというものが設置してございます。これは、上のほうの住宅が高いものですから、そちらの水圧不足を補うために設置してあるものでございますが、これの稼働関係がやはりデータとして残らないものですから、当初予算ではこれを役場のほうのパソコンでも運転状況が見えるような改善をしたいということで予算要求を實際させていただいておりました。ところが、ことしたまたま春先に雷がございまして、一時機械がとまっているにもかかわらず、その状況がわからないということで、ただ機械がとまっているにもかかわらず、住民の皆さんから苦情がなかったのです。

それで、ではこの手まりの加圧装置自体が本当に水圧を確保するために必要なのかどうか、その辺についてもう少し時間をかけて実績を確認しながら検証する必要があるだろうというようなことを私ども内部で確認をすることにいたしました。こんな事情がございまして、この施設の監視を建設課のほうの事務室でパソコンで見るといような施設については今年度は施工を見合わせようということで、その工事を行わなかったことによります減額という内容でございます。

○議長（中川正弘） ほかに。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第7号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、実績、精算見込みに伴う各費目の予算整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額300万円を減額し、予算総額を1,940万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

歳出、277ページでございます。ご覧のとおり維持管理に係ります修繕料などを減額しております。

これは、特にプロアー関係で故障が生じたときに応急に対応しなければいけないということの中で予算を持っている部分でございます。故障が少なかったというような状況でございます。

前のページの歳入につきましても、実績により繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしました。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中川正弘） 日程第13、議案第8号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の実績、精算見込みに伴う予算整理を行いました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額241万6,000円を減額し、予算総額を1億7,740万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

歳出、284ページでございます。ご覧のとおり修繕料、修繕工事費を精算見込みによりまして減額いたしました。

戻りまして、歳入でございます。主なものは、283ページ、5款繰越金でございますが、実績額を追加いたしました。

これにより、手前の4款一般会計繰入金につきましては減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に

ついて

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第9号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の実績、精算見込みに伴う予算整理を行いました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,195万1,000円を減額し、予算総額を3億6,100万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

歳出、290ページをご覧ください。1款総務費の消費税につきましては、今年度750万円を納入する見込みとなりましたので、残りを減額いたしました。

2款事業費、11節の消耗品につきましては、主に薬品関係の減額でございます。

それから、施設修繕料の減額につきましては、今年度は機器の故障が少なかったことによりまして減額となっております。13節でございますが、汚泥処理業務委託料も年間の処分量が40トンほど少なくなったことによるものでございます。

歳入につきましては、288から289ページに記載のとおりでございます。ご覧のとおり予算整理をいたしました。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中川正弘） 日程第15、議案第10号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明申し上げます。

出雲崎てまり団地、川西第2期団地につきましては、それぞれ平成18、19年度から分譲を開始いたしました。てまり団地で販売を留保しております区画を除き、好評のうちに今年度完売することができました。

さらに、購入いただいた方々の多くが既に住宅を建設されて住まわれている状況に感謝申し上げます。次第でございます。

このたびの補正予算の主なものは、歳入で土地売払収入を追加し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額13万9,000円を減額し、予算総額を2,628万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

歳出、297ページでございます。公有財産購入費の減額につきましては、JA跡地を購入いたしました精算残でございます。

歳入、上のページでございます。1款の土地売払収入は、当初てまり団地、川西団地でそれぞれ1区画分ずつの販売を見込んでおりましたが、さらに3区画が売れましたので、その収入を追加い

たしました。

これに伴いまして、2款の一般会計繰入金を減額いたしております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第16、議案第11号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、最近の景気低迷により、経済的不安などから、学校に上げたくても上げられない家庭や、学習意欲があっても修学できない学生にこたえるために、町奨学金貸与基金の額を現在の6,200万円に3,000万円を追加し、9,200万円とすることにより、安定した基金

運営に対応していくものであります。

また、あわせて、対象学校枠に修学年限2年以上の専門課程の専修学校を追加し、より奨学金希望者の範囲を広げようとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第17、議案第12号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、長岡地域行政組合が平成22年3月30日限りで解散することに伴い、関係する第6条及び別表第4号の整理、改正を行うものであります。

また、町民体育館トレーニング室の改築整備に伴いまして、別表第1号中の「卓球場及びその他の施設」、これにかかわる使用料を削り、新たに「トレーニング室」を加え、町外利用者の場合は、1人1回につき200円の使用料とする条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第13号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第18、議案第13号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、大門ゲートボール場を廃止するというものであります。大門ゲートボール場は、平成元年に開設以来、地域の高齢者を中心に使用されてまいりましたが、近年使用者が減少し、ここ二、三年は全く使用されていない状況にあります。

このため、このたびゲートボール場としての機能を廃止し、今後は隣接してある大門児童遊園として、一帯を有効に活用してまいりたいというものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、田中議員。

○3番（田中政孝） 各地区にありますゲートボール場、今大門の関係ですけれども、かなりあるのですけれども、最近の状況は使わなくなっているのです。というのは、町民のゲートボール場が2面になってから、非常にやっぱり天候の関係とか、あそこまで行ったほうが楽なのです。そういう関係で、非常に各地区にあるゲートボール場は使用頻度がすごく下がっているのではないかという

ふうに思っていますが、今の状況をちょっとお聞かせいただけますか。大門以下、ほかのところはどことなくあいか。ほとんど使っていないのではないかと思うのですけれども。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 各地区にありますゲートボール場は、現在大門を除きますと7カ所ございます。いずれの地区のゲートボール場につきましても、今ほどご指摘のとおり、ひとところに比べますと競技人口は極めて少なくなったという関係。

それと、今ほどの話のとおり屋内ゲートボール場、米田にあります屋内ゲートボール場の使い勝手、または施設自体が非常にいいということで、そちらの使用頻度が高くなった反面、各地区のゲートボール場は利用頻度が下がっているという認識は持っております。

ただ、全くゼロということはありませんで、年何回か、また練習等で身近なゲートボール場でやりたいと、足が特にない方についてはそういった意向もありますので、極力有効に使えるよう、施設の管理は努めているところでございます。

以上です。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） いや、私も中越クラブかな、在籍はしておりますのですけれども、一度も行ったことはないのですが。最近ほとんどあそこでやっていない状態なのです。例えばそういうところはほとんど使わないから、もう抹消するといえますか、そういうのは簡単にできないものなのですか。ほとんど使っていないところがあるので、そういう場合、もうやめましたよという、簡単にできないですよ。その査定というか、何かあるのですか。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） ゲートボール場の設置につきましては、地方自治法第244条の2に基づきます公の施設という形で開設をしております。したがって、開設に当たりましても、それをこのたびのように閉鎖するに当たりましても、条例という形で議会のご審議を経て開設、廃止をするような運びになっております。全く使用されていないものであって、公の施設としての機能がないうものについては、条例を改正して、議会のご審議を経た上で廃止することは可能でございます。

○議長（中川正弘） 6番、山崎議員。

○6番（山崎信義） 関係者として一応お話ししておきます。

私どものほうは、井鼻のほうですけれども、月曜、土曜日、これは冬場は除いてやっております。小木のほうも、やっぱり強いところはだれでもやっているのです。足りないぐらいですけれども。言われた中越さんはしていませんけれども、立石もしてありますし、それから西越クラブのほうもしています。上中条も使っています。冬場は当然屋内を使って、満杯状態で、最近は刈羽さんも、西山さんも使わせてくれということで合同で練習しております。

そういうことで、今田中議員が指摘したことはある面で当たっておりますので、我々もいろいろ

また協議したいと思えますけれども、本当に不要の場合は、それは条例改正してなくともいいと思うのですけれども、そうでないところはやっぱり、逆に競技人口を増やすということで私ども今これからひっかかっておりますので、その辺のまたご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号は、社会産業常任委員会に付託します。

議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第19、議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、保険料の普通徴収について、平成22年度以降も当分の間、これまでと同様に暫定賦課を行わないようにするものであります。

昨年12月に新潟県後期高齢者医療広域連合の医療条例が改正され、平成22年度以降の暫定賦課を行わないとしたことに伴い、同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

普通徴収の方法によって徴収します保険料につきましては、現行の条例ですと、12期に分けて徴収することになっておりまして、その第1期から第3期分に当たります4月、5月、6月分の保険料につきましては、前年度の保険料総額の12分の1の額をそれぞれ徴収する、いわゆる暫定賦課を行うことになっております。平成20年度、21年度におきましては、この暫定賦課を行わず、7月から翌年3月までの9期に分けて保険料の徴収を行ってまいりました。このため平成22年度以降もこれまでと同様の取り扱いをすることが被保険者の皆様にとって戸惑いが少ないこと。また、全国的に見ましても暫定賦課を行っている広域連合が極めて少数であるということ等の理由によりまして、平成22年度以降当分の間、暫定賦課を行わないということにしたものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、中野議員。

○9番（中野勝正） 中野です。後期高齢者のほうの新潟に行ってきたときの感じなのですが、平成22年度、23年度、2年間というふうなお話をお聞きしているのですが、これ当分の間というふうに文面うたっていますが、その辺のニュアンスはどのようなふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 広域連合の医療条例では、同様当面の間、暫定賦課を行わないというふうなことで改正がされております。多分22年度、23年度といたしますのは、保険料の県の定めかと思いますが、保険料につきましては2年ごとに見直しということになっておりまして、さきの広域連合の議会におきまして平成22、23年度、2年間の保険料が審議を経て、可決したというふうに通知を得ているところでございます。

○議長（中川正弘） ほかに。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第14号は、社会産業常任委員会に付託します。

議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の締結について

○議長（中川正弘） 日程第20、議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明申し上げます。

このたびの協定につきましては、本年3月30日をもって解散となる長岡地域広域行政組合における公共施設の相互利用協定を引き継ぐ形で長岡地域定住自立圏を構成する4市町間、長岡市、小千谷市、見附市、本町におきまして新たに協定を締結するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、昨年12月定例会におきまして、この3月30日の広域行政組合の解散、またあわせて議案第84号におきましては、公共施設の相互利用に関する協定書の廃止を議決いただいております。定住自立圏形成協定に盛り込んだ中で、再度関係市町で同様の相互利用

の議決をお願いするというふうなものでございまして、今回の議会資料として協定書、また施設一覧を添付してございます。4市町で74施設が加入し、本町は6施設というふうになってございます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（中川正弘） 日程第21、議案第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明申し上げます。

このたびの規約変更は、平成22年3月31日付で川口町が長岡市に編入されることに伴い、構成団体数の変更とともに、規約中の議員定数「31人」を「30人」に改めるもので、地方自治法第291条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号は、社会産業常任委員会に付託します。

議案第17号 平成22年度出雲崎町一般会計予算について

議案第18号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第19号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第20号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第21号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第22号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第23号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第24号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第25号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第26号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長(中川正弘) 日程第22、議案第17号 平成22年度出雲崎町一般会計予算について、日程第23、議案第18号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第19号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第25、議案第20号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第26、議案第21号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第27、議案第22号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第28、議案第23号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第29、議案第24号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第30、議案第25号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第31、議案第26号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案10件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成22年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成22年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) 本日、ここに平成22年の3月町議会定例会を迎え、新年度予算を始めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

過ぎし年は、中越沖地震からへの復興へ軸足を移し、さしたる災害もなく、新年を迎えることができると思っていたやさきの12月23日夜半、大門地内で地すべり災害が発生をしまして、6世帯20人の方々へ避難指示を出すことになりました。

その後の応急復旧によりまして、地すべり部分の動きもとまり、安全性が確認されたことから、1月20日にはすべての世帯への避難指示を解除し、災害対策本部も同29日午後5時をもって解散することができました。

この間、県はもとより、警察や消防など、関係各位の迅速な対応により、人命はもとより、家屋倒壊という最悪の事態が回避されたことに、深く感謝申し上げます。

また、去る3月1日、2日の両日には災害査定を受け、全体事業費約3,500万円が確定し、4月から本格復旧工事が始動いたします。

さて、一昨年のリーマンショックに端を発した経済不況にさしたる明るい道筋が見えない中、昨年の8月30日行われました衆議院選挙におきまして、55年体制が崩壊をし、それまでの自公連立政

権から、民主党を中心とする連立政権へと、戦後政治の大転換が図られました。

鳩山新内閣が誕生し、コンクリートから人への理念のもと、12月25日には命を守る予算をキーワードに、子育て、教育、医療、地方活性化を中心とした、対前年度比4.2%増の92兆2,992億円に及ぶ平成22年度の国家予算が衆議院を通過しましたことから、年度内成立が確実となりました。マニフェスト実現のために事業仕分けを実施したものの、税収は18.9%減の37兆3,960億円にとどまるものとなっております。国債発行による国の債務残高は、平成21年度末で900兆1,377億円になるというふうに見込まれておりました、前途必ずしも楽観を許さない。前政権との違いを明確にすべく、公共事業の大幅な削減、農業政策の大転換など、地方にどの程度影響が及ぶか、予断を許さない状況に緊張感を高めておるところであります。

特に現政権下では、平成22年度を地域主権元年と位置づけ、今国会に地域主権推進一括法案を提出しております。国の法令で自治体の仕事を縛る義務づけの見直しを図る地域主権は、地域のことは地域に任せるという立場に立って、首相を議長に閣僚や自治体の首長、有識者などで構成する地域主権戦略会議と意見調整の場である国の地方の協議の場の設置法案も提出しており、さらに地域主権実現のために基礎自治体を重視する立場から、道州制ビジョン懇談会の廃止も発表されております。

平成22年度の地方交付税は、自治体配分額で6.8%増加させ、16兆8,935億円とすることが閣議決定をされました。地域主権時代に地方交付税が増額されることは、大変評価をしたいというふうにも思っております。

同時に、地方議会制度改革や二元代表制の解消を含む、地方自治法の改正に着手し、平成23年度を目途に改正案を提出する考えであると言われております。

また、県の平成22年度一般会計予算案も発表され、現在県議会において審議をされておりますが、主な柱は経済が低迷しておる中、中小企業などへの制度融資拡大や雇用、経済対策、福祉、医療の充実などの項目が掲げられております。

さらに、国への直轄事業負担金の廃止を求めてきた県は、地方分権、地域主権を推進する観点から、県建設事業の市町村負担金と上乗せ補助金を廃止するとしております。経過措置として平成22年度は、負担金の支払いと上乗せ補助金の受領を選択できるとしておりますが、本町では受益者負担があるものを除き、市町村負担の廃止を選択することといたしました。

本町の財政事情は、平成20年度末での町債残高は33億4,000万円、基金残高は財政調整基金が約16億3,000万円、積立金残高合計では昨年を約2億円程度上回る約21億5,000万円となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成19年度より2.5ポイント下がり、81.3%で県内第4位の低い水準となっております。

さらに、自治体の財政健全化を示す4つの財政指標のうち、特に実質公債費比率は9.1%と、刈羽村、湯沢町に次いで良好な数値となっております。

しかし、平成23年度で終了する新潟県中越地区廃棄物処理施設周辺環境整備事業交付金約1億円
の大幅な減収が確定しており、地方交付税の増加が盛り込まれているものの、楽観できる状況では
ないと考えております。

平成21年度は、最終的に財政調整基金の取り崩しを行わないで済む見込みとなっておりますが、
平成22年度は6,700万円の取り崩しを予定しております。町民税や固定資産税、その他税収の減額
が予想されるなど、引き続き厳しい財政環境下にあります。さらなる行財政のスリム化によりま
して、着実な財政運営を行い、限られた財源の中で福祉、産業振興、教育など、町民ニーズに的確
にこたえ、行政効果が最大限に図られるよう努めてまいります。

平成22年度予算編成の重点施策といたしまして申し上げますと、新年度予算編成につきましては、
先行き不透明な状況下ではありますが、このようなときこそ、自治体間の競争に一步先んずるべく
努力し、柔軟に、かつ弾力的に、間断なく、積極的に対処してまいります。町のさらなる発展を目
指すために、小さな町だからこそ、可能となる真の住民サービスに意を用い、時には新たな視点か
ら、選択と集中により、各種施策を着実に実行するため、次の6つの項目を重点施策として掲げま
したので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

最初に1点目は、過疎地域自立促進特別措置法の延長についてでございますが、本年3月をもっ
て失効する過疎法の一部が改正され、平成28年3月まで6年間延長されることが衆議院において全
会一致で可決され、参議院に送付されました。

本町も昭和45年から4期にわたりこの過疎法を活用し、過疎対策事業に約77億円を充て、町道の
1次、2次改良、上下水道の整備、海岸公民館を初めとする集会施設、産業、観光施設等々、多く
のインフラ整備を実施してまいりました。

私も県の過疎地域自立促進協会長として全力を挙げて延長を要望してまいったことから、このた
びの延長決定は本当にほっとしているところであります。

また、延長過疎法につきましては、新たにソフト事業にも利用拡大が図られる見込みで、具体的
な対象は法案成立後に告示されるようではありますが、明確になり次第、なるべく早い時期に事業計
画を策定し、医療、福祉など、地域のニーズに沿った事業展開ができるように進めてまいります。

次に、若者誘導型町営住宅の建設についてでございますが、本町は定住人口を増加させるために
てまり団地、川西団地の造成や子育て支援策の拡充など、各種施策を総合的に実施しました結果、
この新しい地区には現在56軒の家が建ち並び、子供たちの声が響き渡っております。

これからもさらなる定住人口の増加を図っていく必要がありますが、町営住宅の建設におきまし
ても視点を変えた取り組みを行います。これまでの町営住宅は、国費を投入しながら建設を進めて
まいりましたので、費用的には町の持ち出しが少なくはなりましたが、入居者選定、家賃の設定な
どに制約はありました。

そこで、このたびは海岸地区に町外からの若者を誘導するために、若者仕様に配慮した賃貸住宅

の建設を計画いたします。これは、全額町単独費の事業となりますが、入居者の選定や家賃の設定、入居条件などを町独自で決定できるもので、まさに地域主権時代にふさわしい施策になるものと確信をいたしておるところでございます。

次に、海岸地区の街並環境整備事業、重点地区の決定についてでございますが、国の補助事業である海岸地区街並環境整備事業につきましては、新年度で8年目に入ります。これまで海岸地区の約3.6キロメートル間を妻入りの街並環境整備として道路や排水路、防火水槽などを整備してまいりました。

この中で尼瀬3区から稻荷町の妻入り会館までの延長約500メートルを重点地区に定め、これまでの整備を生かしながら、天領の里から妻入り会館への回遊性の強化を図ってまいります。

新年度は、空き家を利用した店舗や休憩所などの具体化を進め、観光客が見て楽しめる修景整備と魅力ある街並みづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、海岸通りの景観整備事業でございますが、海岸地区におきまして国道402号と住宅地に挟まれた細長く残る町有地は、昭和50年代に行われました海岸埋め立てにより発生いたしました。ところどころは観光用駐車場や児童遊園として活用されておりますが、土地の広さの問題もあり、かなりの部分が未整備のまま、住民の駐車スペースとして利用されております。

この通称海岸背後地を健康ウォーキングロードとして整備し、健康づくりに寄与したいと考えております。さきの1月22日、全員協議会の席上で概略を説明させていただき、同28日の町臨時議会におきましても、平成21年度事業としておけさ源流の碑付近一帯の背後地整備の追加工事をご承認いただきましたが、いずもぎき回遊広場を起点とした住吉町から井鼻間の約1.8キロメートルを含め、海岸地区を4コースに設定したウォーキングロードは、本年1月に新潟県健康ウォーキングエリアとして認定を受けております。

今後は、町民の健康づくり、健康増進がさらに図られるものと考えます。あわせて海岸沿いの景観や観光面のPR効果も高まるものと思っております。

次に、各種イベントの開催による全国に向けた情報発信についてでございますが、昨年3度にわたる震災復興祈願イベントは天候にも恵まれまして、延べ5万人を超える観光客を受け入れることになり、本町を全国発信することができました。元気な出雲崎町の姿を県内外に広め続けるためにも、これからいかに継続的に地域活性化に結びつけていくかが大きな課題であります。

そのような中で、これまで定着しているイベントのうち、ジェロさんを迎えての汐風ドリー夢カーニバル、船まつり、花火大会、きずな、出雲崎おけさ全国大会などのイベントを継続実施してまいります。

昨年は2つの大イベントを同日開催いたしましたために、ハードなスケジュールとなりましたが、今年はイベントを分け、訪れた方々にもゆとりを持って参加いただくように検討しております。

次に、光ファイバー網の早期実現に向けてでございますが、昨年の重点施策の中でも申し上げま

したが、光ファイバー網の整備につきまして470件の仮申し込みによりまして、NTT東日本による全町整備が可能となりますが、昨年の4月30日までに482の個人、事業所の皆さんから仮申し込みをいただくことができました。

この仮申込書を携えまして、NTT東日本の新潟支店長ともお会いし、早期導入実現のための申し入れを行いまして、平成22年の第2四半期までに利用可能となるよう強く要請いたしたところでございますが、ほぼ予定どおり進むものと思っております。

最近も町民の皆さんから、光ファイバーの導入時期のお問い合わせを数多くいただいておりますので、整備が完了した場合の加入促進を図るため、固定電話休止工事費、宅内工事費及び月額利用料金の一定額を期限つきではありますが、早期加入者に対し助成をしてみたいと考えております。

これによりまして、本町で新たな雇用、産業の創出が図られるのではないかと期待をいたしておるところでございます。

次に、平成22年度の主要施策の概要についてでございますが、健やかで支え合う福祉のまちづくり、寝たきり老人等介護手当支援事業につきまして、引き続き介護者の支援を行ってまいりますとともに、高齢者が要介護状態等になることを防ぐために、パワーリハビリ等の介護予防事業の充実を図ってまいります。

移送用車両及び福祉タクシー利用料金の助成や人工透析者への通院費、障害者自動車燃料費の助成など、高齢者や障がい者の外出支援サービス事業を積極的に行ってまいります。

障がいをお持ちの方が地域で自立して生活できるように、サポートセンターいずもぎきを拠点とした地域生活支援事業の充実を図ります。また、障がい者に対する自動車改造経費の助成事業等を継続実施いたします。

子育て支援につきましては、今年度策定しております次世代育成支援行動計画に基づきまして、子供手当など、国の動向を見きわめながら、安心して子供を産み、育てられる地域づくりを目指し、町独自の支援策を着実に進めてまいります。

保護者が勤労などにより、学校の放課後、家庭において保育ができない小学校低学年児童等のために、放課後児童保育事業を継続し、児童の健全育成を図ります。

保育料につきましては、国の徴収基準額に対し、引き続き軽減措置を実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

子供の医療費助成につきましては、入院、通院費とも引き続き中学校卒業まで、一部負担金を支払うだけでどの医療機関でも受診できるようにいたします。

新規事業といたしましては、保育所へのAED設置と保育所及び児童クラブへの感染症対策のために空気清浄機を設置し、子供たちの健康対策を図ってまいります。

美しく暮しやすい快適なまちづくりでございますが、国道整備につきましては、国道352号の米田

から海岸に通じる道路の現実的な手法による整備を要望してまいります。

県道出雲崎石地線は、新年度で事業完了の予定となりました。県道寺泊西山線のバリアフリー歩道整備の促進につきましては、継続をして県に働きかけてまいります。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、2次改良を中心として町内6路線において実施をし、生活道路の確保と安全性の向上に努めてまいります。

簡易水道事業は、本年度の調査により相田地内で新しい水源が確認できました。引き続き、水源調査を行い、安定した水量と水質を確保し、将来にわたる安定給水を目指してまいります。

下水道等生活排水処理施設につきましては、施設の適正管理を行うとともに、今後とも未水洗化世帯の解消に努めてまいります。

豪雨時の排水不良による床下、床上浸水を解消するために、排水路整備も実施し、安心、安全な地域づくりを進めてまいります。

設置から14年以上経過している防災行政無線につきまして、デジタル化改修に向けた本調査、設計業務などを実施して、災害に強い町づくりを推進します。

防災訓練による防災意識の向上と、2月末で24地区、949世帯で結成をされ、組織率が5割を超えた自主防災組織につきまして、各地区のご理解を得ながら、さらなる組織率の向上を目指してまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を継続し、町民の皆さんの生命、財産の安全を図ってまいります。

地上波デジタル放送への完全移行まで1年半に迫りましたが、今後もデジタル放送受信確認助成と、テレビ受信ができない世帯に対する受信施設設置費用の一部を助成し、地域の情報格差が生じないようにいたします。

活力あふれる産業のまちづくりを目指してございますが、農業政策の大転換となる戸別所得補償制度は、米の価格維持から農家への所得補償へと変更されることになりました。これは、国の食料自給率の向上を目的に水田農業に力を入れるもので、主食用米に手厚く助成し、農家の所得を下支えするものであります。

経営規模を問わず、生産数量目標に応じて生産する農家に対して、全国一律に10アール当たり1万5,000円を定額支給するものとなっております。同時に、主食用米以外の水田作物を対象とした水田利活用自給力向上事業を導入しています。

この新制度のもと、本町の平成22年産米の生産数量目標は対前年比1.8%減の1,721.57トンとなりました。去る2月16日に農家配分のための転作推進員、農家組合長、行政区長による3者合同会議による配分方針が決定されましたので、ブランド力と環境に配慮した出雲崎産米の米づくりを積極的に推進をしていただきたいと思います。

さきの戸別所得補償制度の創設によりまして、農業農村整備予算である土地改良予算が63.1%削

減されることになりましたが、新規採択された六郎女地区の進捗状況に影響が出るのではないかと懸念をしており、さらに次地域の生産基盤におくれが出ないように、今後の推進を注視しております。

新規事業といたしまして、生産コスト削減と環境に配慮した直播栽培農家に対し、鳥獣被害抑制と技術向上のための補助金を新設をいたしました。

平成20年度に造成をした釜谷梅団地経営安定支援のための土壌改良等に引き続き助成してまいります。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者等の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るために、引き続き強力に推進をしてまいります。

農業生産体制の確立を図るために、今後とも集落営農を推進をし、農業生産法人等を育成するため、農業機械、施設の導入等への支援を進め、生産組合の育成強化に努めてまいります。

農地・水・環境保全向上対策は、取り組み4年目を迎えます。地域ぐるみで取り組む共同活動により住民の一体感と結束が深まりました。営農活動では、集落全域で取り組む肥料、農薬の5割減栽培によりまして、環境保全型農業を推進してまいります。

平成21年度に事業採択されました林道船橋鉾ノ入線の新規開設のための測量委託などを行ってまいりましたが、平成22年度は工事着手をし、地域林道振興の契機といたします。

出雲崎漁港の漁船航路に砂が堆積し、航行に支障が出ておる問題で、漁港を管理する県では2月22日に本格的工事に着手、今年度中に航路確保が行われ、5月中旬までにはしゅんせつ工事により、砂を完全に除去して、港の安全を図るとしております。一刻も早い事業の完成によりまして、安心して漁ができて、地元の新鮮な魚を口にすることができるよう積極的に働きかけてまいります。

大門地内の駅前1帯は、古くから駐車場と呼ばれ、にぎわいのある場所でありましたが、景気の低迷、震災の影響などから、店舗数が減少し、1帯の寂しさに拍車がかかっております。

J A跡地を有効活用し、にぎわいを取り戻すための検討委員会、幹事会を組織し、町の顔を取り戻す計画づくりを進めてまいります。

中小企業支援策として、通常分のほかに、景気対応緊急保証制度分の信用保証料補給金増強措置を講じまして、引き続き中小企業者の皆さんへの事業資金調達を支援をいたします。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つため、引き続き県とタイアップしながら海岸清掃を行い、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。

観光の拠点である天領の里の運営につきましては、引き続き指定管理者との連携を図ってまいります。また、時代館の空調設備の改修を行い、訪れた観光客の皆さんへの快適なサービス提供に努めてまいります。

次に、感性豊かな教育のまちづくりでございますが、公教育における学校経営の基本は、確かな学力、豊かな心、たくましい心身のバランスのとれた子供の育成であり、本町においてもその実現に向けて、より一層充実した教育を推進してまいります。

本年度国庫補助による電子黒板などの情報機器導入を図り、学校情報通信環境を整備いたしました。これを受けまして、より一層、学習の効率化を図るとともに、子供たちが意欲を持って、楽しく学ぶことができるなど、教育の充実を図ってまいります。

建築後30年以上が経過をいたしました小学校校舎のトイレの全面改修工事を行い、学校の衛生環境整備を図ってまいります。

奨学金貸与事業につきましては、社会情勢の不安等により、進学に支障が生じないように、本年度から対象学校に専修学校を追加し、あわせて基金への新たなる積み立ても行いました。今後も保護者への教育費の負担軽減を図ってまいります。

小学校の通学バス運行事業につきましては、安全な通学のため、引き続き町所有バスと委託バスを使用して実施してまいるほか、学校の総合学習や部及びクラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。

小中学校の児童生徒を対象とした教育講演会を引き続き開催をいたしまして、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、保育園児、小中学生に対する外国人などの指導者の活用を行いまして、英語教育充実を図ってまいります。

公民館の運営につきましては、親しめる公民館活動を目指すとともに、良寛や歴史資源を活用した成人講座、町民文化教室と生涯学習講座等を引き続き計画し、社会教育団体との支援連携を深めてまいります。

建設から25年が経過いたしました町民体育館の外壁工事を実施するとともに、本年度改修をされましたトレーニングルームの有効活用を図りながら、体力づくりによる住民の健康保持、増進に努めてまいります。

住民と一体となって進めるまちづくりでございますが、昨年12月に長岡市、小千谷市、見附市との3市1町による定住自立圏形成協定の締結が調印をされました。これは、中心市と周辺市町村が互いに連携できる施策について、役割分担をしながら共生をしていくというものであります。3月2日に策定、承認された共生ビジョンにより、新しい町づくりを進めてまいりたいと考えております。

下校時の子供連れ去り事件等に対応するため、引き続き不審者情報の共有と子ども110番の家の活用を図り、大切な子供たちを地域全体で守ってまいります。

町ホームページの逐次更新による最新情報の提供を行うとともに、地域振興と住民サービスの向上にも努めてまいります。

地域の特性を活かした地域づくり活動を進める団体に対しましても、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

中越沖地震で発生をいたしました土砂崩れによりまして通行どめになっておりました国道352号の椎谷岬トンネルが本年1月7日に開通いたしました。海岸線を通り、柏崎駅まで至る重要なバス路線

であるとともに、天領の里や海水浴客などの利便性も向上することから、多くの町民の皆さんからもご利用いただきながら、路線の維持に努めてまいります。

今後も、定員適正化計画に基づきまして、行政の簡素化、合理化に努めながら財政運営の健全化を図るとともに、人材育成を進めるため、各種研修会への参加と姉妹都市との交流により、町民の目線に立ち、真の行政サービスが実施できるよう努めてまいります。

新年度予算の全体総括でございますが、以上申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、経済情勢が不透明な状況の中で、子育て支援、健康福祉分野、経済対策等々に配慮した特色ある主要施策を進めるため、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、対前年度比2.6%増の32億2,600万円を計上いたしました。特別会計では、国民健康保険事業5億3,100万円、前年度比5.0%減、老人保健80万円、前年度比46.7%減、介護保険事業5億9,320万円、前年度比4%増、後期高齢者医療6,470万円、前年度比2%減、簡易水道事業1億2,850万円、対前年度比増減なし、特定地域生活排水処理事業2,040万円、前年度比3.6%増、農業集落排水事業1億7,250万円、前年度比4.2%減、下水道事業2億4,800万円、前年度比6.3%減、住宅用地造成事業670万円、前年度比69.5%減、以上特別会計の合計では、前年度比で2.5%減の17億6,580万円を計上いたしました。一般会計と特別会計との合計では、対前年度比0.7%増の49億9,180万円となっております。

最後に、逆境にあるときこそ、真価が問われるところであります。このようなときこそ、町民の皆さんの総力を結集し、あらゆる機会を通じて対話を重視した中から道が開かれると確信しております。血の通った行政を進めるために、初心に立ち返り、強いリーダーシップを発揮しながら、全力を傾注して町政運営を進めてまいり所存でございます。議会並びに町民の皆様方のご協力をお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（中川正弘） これにより議案第17号から議案第26号まで議案10件の提出者の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時06分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○議長（中川正弘） 次に、補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第17号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第17号 一般会計予算からお願いをいたします。

今ほどの町長の施政方針のとおりでございますが、議会資料といたしまして、当初予算案の概要におきまして基本的な考え方、規模、前年度比較、推移、分類、指標、また事業など、概要をお示ししてございます。参考にあわせてご覧をいただきたいと思っております。

それでは、22年度当初予算の歳出、事項別明細書35ページからお願いをいたします。歳出、議会費からでございますが、議会費につきましては動きございませんので、説明、省略させていただきます。

続きまして、36ページ、総務費、総務管理費、これも職員の異動でございますので、省略させていただきます。

続きまして、39ページ関係でございますが、文書広報費関係、ここも大きく動きございませんので、説明、省略をさせていただきます。

続きまして、41ページをお願いいたします。財産管理費の備品購入費、41ページの下から3段目でございます。庁用自動車でございますが、これはエフエイニイガタから平成9年に寄贈いただきましたキャラバン、10人乗りの車でございますが、12年半使用というふうなことで10万キロを超えております。大分ちょっとエンジン音も大きくなりましたので、22年度で更新というふうなことで予算計上してございます。

続きまして、42ページ、企画費についてでございます。ここにつきましても、そう大きく、金額的に700万円ぐらい増えておりますが、実は22年度につきましては総合計画の作成、10年区切りの総合計画の作成の年次になります。関係いたします印刷製本関係、また審議会の委員の開催等入れているというふうなものでございます。

それと、43ページでございます。負担金補助及び交付金の関係で、バス関係の運行費の補助金でございます。出雲崎大寺線につきまして300万円、さらに車庫出雲崎駅間で138万8,000円と、合わせて438万8,000円、これが町内でのバス会社に対する助成を行っております。

そのほかに、町地方バス路線維持費補助金、これは実は柏崎線についての補助金でございます。昨年に比べて増えております。正直、柏崎線につきましてはトンネル開通、この1月にしてございますが、なかなか苦しい状況にありまして、国費の、国の助成を受けてバス会社、運行してはりましたが、人数が減ったことにより、国費からも外れるというふうなことで、ただ広域の路線でございますので、柏崎、刈羽、出雲崎というふうなことで何とか維持していこうというふうなことでそれぞれ関係町村、協調しての補助というふうなものでございます。

続いて、コミュニティー助成事業、これは小木ノ城地区の振興会、これは宝くじの助成でございますが、太鼓の購入で既に22年度事業として認められているものでございます。

それと、光ファイバー加入促進助成金、これは2月の全員協議会でお示しいたしましたが、早期に申し込まれた方の補助というふうなことで、同時に光電話、加入された場合での一般電話の休止代、また導入初期費用についてのものでございます。これは、議会資料の15ページに一応整理した

ものをのせてございますので、ご覧いただきたいなと思います。

続きまして、人事異動関係で比べて増減等の部分は省略させていただきます。

46ページをお願いいたします。中ほどの委託料でございます。土地管理台帳文書デジタル化事業委託料、これは更正図が主になりますが、デジタル化についてのものでございます。緊急雇用といたしまして、委託先でデジタル化を業者に委託するような形で、委託を受けた会社が緊急雇用として募集するというふうな人件費込みのものでございます。一応6人の募集をお願いするような形になります。これも議会資料の16ページにつけてございますので、内容整理等してございますので、よろしくをお願いいたします。

それと、47ページ、委託料の中で国税連携業務電算委託料、これが新規で増えております。確定申告関係のデータを今まで紙ベースで税務署から受けておりましたが、22年度からは電子データのやりとりが可能になるというふうなことで、一層連携が密になるというふうなものでございます。

続いて、50ページをお願いいたします。選挙費関係でございます。22年度は参議院の通常選挙、それと新潟県議会議員一般選挙が2つ、それで新潟県議会議員選挙につきましては例年ですと、3月から4月にまたがるというふうなことでございまして、これは3月執行分の見込みの部分のみを計上しているというふうなことでございまして、県議選につきましては23年度も予算が出てくるというふうなことになります。

続きまして、52ページお願いをいたします。統計調査費についてでございます。ここでの大きなものは、一番下で指定統計調査費でございます。10月1日に5年置きの国勢調査が実施されるというふうなことでございまして、調査員の報酬関係、あとその他の関係する費用が計上されてございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。民生のほうに入りまして、55ページ、障害者福祉費でございます。ここはちょっと大きく伸びておりますが、障害者福祉サービス費の伸びが出ております。ということで予算自体が伸びているというふうなものでございます。57ページの障害者福祉サービス費、この辺の部分の伸びが出ているというふうなものでございます。

57ページ、国民健康保険、年金関係は省略させていただきます。

58以下、59ページ、そう大きく変化ございませんので、省略させていただきます。

60ページをお願いいたします。60ページの備品購入費でございます。マッサージ機ということで、これは保健福祉総合センターの運営のさらなる活性化というふうな部分で、マッサージ機2台を入れたいというふうなことで、サービスアップのためにというふうなことで今回予算を計上してございます。

介護、保健福祉事業関係は、変化大きくございませんので、省略をさせていただきます。

続いて、児童福祉費、61ページ、これは前年比較して3,000万円くらい増えております。63ページをお願いいたします。これは、ご存じのとおり22年度から子供手当が創設されてスタートするとい

うふうなことで、ただ22年度につきましては切りかえの時期というふうなことで児童手当と子供手当がちょっとまざってしまう年度になります。また、子供手当につきましては当初の予定の2分の1というふうなことで、月当たりになりますと1万3,000円というふうなことになるかと思いますが、それが計上されておりまして、大きく伸びているというふうなものでございます。また、昨年もご説明いたしましたが、21年度をもちまして子は宝支援金が廃止となっております。ということで22年度には計上していないというふうなことでございます。

63ページの児童措置費につきましては、このとおりでございますが、ただ負担金のところで新規で県の基金事業で両保育園にAED、また加湿器の購入補助というふうなことで今回のせてございます。

63ページ、児童福祉施設費は、これは省略をさせていただきます。

64ページ、衛生費、保健衛生総務費でございます。これは、動きはそうございませんが、乳幼児の医療費助成というふうな部分で子育て重点事業の中の一つというふうなことで中学生以下、入院、通院費無料化というふうな部分で継続している事業でございます。

それと、66ページをお願いいたします。予防費の委託料の一番下でございますが、個別予防接種委託料、昨年より若干、330万円ぐらい増えておるのですが、これは日本脳炎の個別予防接種が再開の見込みというふうなことで、小学生以下になりますが、その辺の部分が増えているというふうな状況でございます。

あと、保健師設置費、67ページでございますが、これは育児休業しております保健師の代替の看護師分の賃金を計上してございます。

以下、67、68、69、70ページまでは大きな動きございませんので、説明、省略させていただきます。

70ページの清掃費でございます。清掃費につきましては、塵芥処理費は減額となっておりますが、これは最終処分場関係の委託料が前年に比べて減っているというふうな部分での減額というふうなものでございます。

72ページをお願いいたします。労働費の緊急雇用創出事業費でございます。先ほどもご説明申し上げましたが、県の基金事業というふうなことの、3年の基金なのですが、22年度は2年次分というふうなことで、議会資料でも先ほど申し上げましたとおり整理してございますが、ここでは環境美化に対応していただく緊急雇用の方お二人を採用というふうなことで、6カ月間ぐらいになりますか、町内のいろんな美化活動をお願いしたいというふうなことで予算を計上してございます。

続いて、73ページでございます。農林水産業費、農業委員会費、次のページ、農業総務費、これは動きございませんので、省略をさせていただきます。

〔何事か声あり〕

○総務課長（山田正志） 失礼しました。農業総務費関係は、これは人件費が1人追加になっており

ます。その分で人件費1人分が増えているというふうな部分でございます。

それと、農業振興費関係、75ページ、工事請負関係でございます。22年度は、米田の夕映えの丘の東屋の撤去、あと遊歩道の防護さくの修繕というふうなことで2件の工事を予定しているというふうなものでございます。それと、金額的には少ないのですが、下から4行目の直播栽培事業補助金、新規でございます、直播栽培のグループに対しての助成というふうなことで80%助成、町単独で予定しているというふうな部分でございます。

76ページ、畜産業費は省略させていただきます。

あと、77ページ、農地費でございます。ここで大きく占めるのは中山間関係の事業の部分でございます。22年度は、総工事業費としましては3億円を見込んだ中で本町での負担割合をのせたものを計上しているというふうなものでございます。それが78ページの県営中山間の六郎女地区の部分でございます。

あと、79ページ、これ改善センター管理費でございますが、15節、工事2件というふうなことで八手の屋上の防水修繕、西越センターの外壁タイルの修繕と、2つの工事を予定してございます。

それと、地域交流施設整備費というふうなことで、これはJA跡地の検討委員会、また幹事会の経費の部分をこの目で処理をしてございます。

80ページをお願いいたします。林業費関係でございます。林業振興費、ここで大きく伸びているのは、81ページの工事請負、公有財産購入費関係でございます。これは、新規開設の林道船橋鉾ノ入線の開設事業関係で伸びているものでございます。この辺の部分で9,000万円ぐらい工事費の関係費であるかなと思いますが、その辺の部分が大きく伸びている部分でございます。

続きまして、82ページ、水産業費は省略をさせていただきます。

漁港費も大きな動きございませんので、漁港費、海難救助費は省略をさせていただきます。

84ページ、商工費のほうをお願いいたします。商工費の一番下で負担金補助及び交付金になりますが、町商工業振興促進事業補助金、これは21年度に引き続きまして、町の事業と協調しての商工会での独自事業の実施の補助に対する80%補助の部分を計上してございます。昨年より、またさらに30万円ほど多くなっておりますが、さらに内容を充実してというふうな部分でのものでございます。

続きまして、85ページ、観光費でございます。ちょうど中ほどでございます。観光大使関係、これは2年次目になります。それと、22年度はおけさ大使というふうなことで動き出すというふうなことで、これが新規で出てきております。

続きまして、86ページ、委託料、ちょうど中ほどになりますが、心月輪指定管理料、これはいろいろな議論の経過ございましたが、22年度は指定管理料としての支払いが出てきているというふうな部分でございます。

87ページについてでございます。イベント関係は、ここに計上してあるとおりでございますが、

ちょうど中ほどの町観光協会活動事業補助金、これが若干30万円ぐらい昨年よりアップしておりますが、これは地域食材を利用された施設で、地域の食材を利用されている、そういうところの方々が緑ちょうちんというのですか、ちょうちんを並べて、一目で地域の食材を使っているよというのがわかるような形でというふうな部分を進めたいというふうなことで、その辺の部分が増えているというふうなものでございます。それと、出雲崎おけさ全国大会関係、これはゲストの充実をというふうなことを含めまして、事業費が増えてございます。それと、新規に県民謡協会県央支部関係の本町での大会、これを6月に予定されているそうですが、そこへの補助金が新規に出てきております。

それと、87ページ、天領の里の管理費、一番下の工事関係でございますが、天領の里につきましては空調、また漏水修繕、2件の大きな工事を予定してございます。

続きまして、88ページ、8款土木費関係でございます。土木管理費は、人間の異動だけでございますので、省略させていただきます。

それと、89ページも減になっておりますが、昨年は道路台帳補正分で緊急雇用された方を当初のせておきましたので、その分が減っておりますので、減額になっておりますが、これは省略させていただきます。

90ページ、道路維持費も昨年緊急雇用がありましたので、その分が今回はないというふうなことで減でございます。

91ページ、道路新設改良費についてでございます。これは、議会資料の17ページに道路関係の整備関係、建設課関係、整理してございます。また、その位置図をごらんいただきながらお願いをしたいと思います。特に道路新設改良費の中で新規路線、これは過疎債を充当しながらやっていく路線といたしまして、尼瀬稲川線を中山側のほうから改良していきたいというふうなことでこの事業が22年度は新規というふうな部分でございます。ほかに単発で神条松本線の新規の部分もございますが、そのような感じでございます。

続いて、92ページ、橋りょう維持費についてでございます。橋りょう点検業務委託料、これは新規でございますが、22年度から25年の間、橋りょうの長寿、延命化のためにというふうなことで点検及びまた長寿化計画を策定するというふうなことで、国のほうの補助を受けながらというふうなことでございます。21カ所の橋りょうについて点検を行っていききたいというふうなものでございます。これは、歳入で2分の1、国費が入ってまいります。

それと、92ページの排水路費につきましては、新規としまして大寺地区の排水路整備、また船橋地区の排水路整備というふうな部分ののせてございます。

93ページ、河川費、河川総務費、これは大きく減額になっておりますが、21年度までは河川除草委託料というふうなことで、町を經由して河川の除草のほうを地元の方にお支払いしておきましたが、今度は直接県から地元支払いというふうな部分で、そのトンネル部分がなくなりましたので減

っているというふうな部分でございます。

砂防費は、省略させていただきます。

95ページの街並環境整備についてでございます。中ほどの工事請負関係、街なみ環境整備工事につきましては、美装化工事は稲荷町、排水路は伊勢町を予定しているというふうなことでございます。それと、海岸背後地の整備工事というふうなことで、これは施政方針にあったとおりでございますが、ウォーキングロードというふうなことで羽黒町のほう、500メートルぐらいを予定したいというふうなこと、あと水路、外灯等も整備していきたいというふうなことで考えてございます。

それと、住宅復興費につきましてはの耐震、また耐震改修関係の補助金、これは2年次目になりますが、今後とも継続というふうなことで予算をのせてございます。

続きまして、96ページ、これも施政方針の中でございますが、2月の全員協議会でご説明させていただきましたが、新しいタイプでのまた町営住宅への取り組みというふうなことで、今回この予算ではデザインコンペ代の謝礼だけを計上してございますが、今後進んだ中で予算が必要になった場合は、また追加でいくというふうな部分でございます。

それと、96ページ、消防費でございます。常備消防費関係、これ委託している部分でございますが、ちょっと増えておりますが、これは実は柏崎市のほうでも起債を使いましていろいろ施設の整備、全体でこのエリアを行っております。その辺の部分の起債関係の元金の償還が始まったり、事業費関係で増えてきているというふうな部分でございます。その辺の部分が関係する委託先にもしわ寄せがきているというふうな部分でございます。ちょうど西山事務所のほうに今度消防署のほうも、西山分遣所が西山の役場事務所のほうに今度入るというふうなことで、その整備関係も全体で負担というふうな部分で。本町にとってはいいことで、応援が近くなるというふうなことで、さらに機能が上がるかなというふうな部分でございます。

非常備消防費関係は、これは省略をさせていただきます。

あと、消防施設費関係につきましても省略をさせていただきますが、98ページをお願いいたします。消防関係の工事といたしましては、消防小屋1 2、これ石井町にあり、それと3 3は山谷でございますが、外壁が大分傷んできておりますので、今回工事で修繕をさせていただくというふうなものでございます。あと、例年のとおり消火栓の修理、また設置というふうな部分で今回継続してのせてございます。

それと、防災対策費、これにつきましては実は需用費の一番下でございますが、災害時非常用物資というふうなことで、これは実は食べ物について、アルファ米とか、この辺の部分、備蓄しておりますが、実際5年間、また水も5年間というふうなことなのですが、5年後に全部入れかえというふうになりますと、ちょっと大変でありますので、避難訓練、また防災訓練等で一部を徐々に使用させていただきながら、毎年若干少しずつ使った分を補充していくというふうなことで、常にローリングしているような形で購入時期をずらしていくような形で、昨年の防災訓練におきましても

既に皆さんにご利用いただきながら、見て、食べていただきながらというふうなことで使っておりますので、それを常時補充していくというふうな形に今度変えさせていただきたいというふうな部分でのものがございます。

それと、99ページの委託料につきましては、これは防災行政無線の更新というふうなことで22年度は調査設計をというふうなことで、23年から約3年かかるかと思えますけれども、デジタル化へ向けての動きをしたいというふうなことでございます。それと、防災対策費で軽自動車を1台というふうなことで今回新規にのせてございます。防災担当所管の庶務係で車が実はないというふうなことで、有事のときの機動がちょっとおけているというふうな部分もあるのかなと思ひまして。ただ、役場、どうしても小さい軽の車が最近多くなってきておりますが、ここの庶務では軽なのですが、タイヤの大きい軽で対応できるような、ジープタイプに近いような形を1台入れて、防災用で対応できるように、またすぐ動けるようにというふうなことで配備をしたいというふうなことで今回新規にのせてございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。教育関係でございます。事務局費につきましては、昨年当初で奨学貸与基金、積み立てというか、繰り出ししておりますので、その分が本年はこの3月に行い、先ほどお願いしましたとおりでございますので、昨年と比べて減っているというふうなものでございます。

101ページ関係、これは教育振興費でございますが、昨年の9月から外国語指導員ということで1人採用してございます。その辺の部分が増えております。

102ページ、教職員住宅費、これは省略させていただきます。

あと、小学校費、103ページでございます。学校管理費の中で、これは緊急雇用の関係でパトロール員賃金、さらに介助員賃金というふうなことで、うち緊急雇用が1人入っているというふうなことで、スクールガードをということで学校の登下校というふうな部分で緊急雇用で3人を予定してございます。それと、介助員のほうでは、実際予算は4人でございますが、うち1人を緊急雇用で、5月以降になると思いますが、雇用したいというふうなものでございます。

以下、省略させていただきます。106ページをお願いいたします。小学校費の学校給食費でございます。ここにおきましては、正規の職員が1名今まで入ってございましたが、この3月で退職というふうなことで、補充につきましては臨時的任用というふうなことで臨時の職員で1名を予定したいというふうな部分で今回のせてございます。

107ページ、通学バス運行業務費は省略させていただきます。

続きまして、増減が少ないところは説明、省かさせていただきます。114ページをお願いいたします。社会教育費でございます。下から5段目になりますが、旭達文さんの版画彫刻展示事業補助金、それと良寛・御風・耐雪の展示事業補助金というふうなことで、旭さんのほうは7月、良寛関係は6月というふうなことでそれぞれ実行委員会、また良寛・御風の関係は良寛記念館が母体にな

るといふようなことで、それぞれ補助をといふようなことで今回新規にのせてございます。

続きまして、117ページ、これは中央公民館、体育館関係の工事費関係を新規にのせてございます。

それと、118ページ、文化財保護関係でございます。役務費のところでは石井神社大祭のおはやし、チャンチャコチャン関係でございますが、なかなか伝承していくのがこれから難しくなるのではないかなといふことで記録ビデオを製作といふふうなことで製作料をのせてございます。それと委託料は、中山間地域、六郎女地区で埋蔵文化財の調査を22年行うといふふうなことで、これ歳入でございますが、そこでのものを予定してございます。

続きまして、120ページ関係でございます。委託料でございます。トレーニングルーム、体育館改修といふふうなことで、22年度からは専門のトレーナーのいるクラブへちょっと委託しまして、いろいろ教室関係を開催していくといふふうな部分でございます。

121ページ関係、これ工事費関係でございます、体育施設の。大きな工事といたしましては、施政方針にあったとおり、体育館の外壁改修、ツートンの白い部分がございますが、改修。あと、女子トイレ、野球場のスコアボードの修繕といふような部分で工事がのっております。

それと、122ページ、卓球台を4台といふふうなことで。あと、ゲートボール得点板、これを4台備品でといふふうなものでございます。

公債費につきましては、このとおりでございますが、若干増えてきておりますが、これは実は災害復旧事業債を今まで中越沖地震で借りた部分、また臨時財政対策債が毎年借りている部分で元金の償還が出てきているといふふうな部分でございますが、ただこれ交付税措置がいずれもあるものでありますので、数字的には増えてきておりますが、財政担当といたしましては影響は少ないといふふうなことで将来的に考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、予備費は前年同額といふふうなことで、歳出関係終わらせていただきまして、10ページ、歳入をお願いいたします。町税関係についてでございます。21年、低目に見ていたといふふうなこともございまして、前年に比べて伸びているといふふうな部分もございます。

固定資産税は、ほぼ微増といふふうなものでございます。

あと、11ページ、たばこ税、これは今の現在の状況からといふふうなことで若干の減といふふうな部分でございます。

次、12ページ、2款の関係の譲与税関係から9款の特例交付金までは21年度の実績見込みによりまして計上しているといふふうなものでございますので、説明は省略させていただきます。

15ページ、地方交付税についてでございます。22年度の地財計画で地方交付税関係、出口ベースで6.8%の増といふふうなことになっております。そういうふうな部分、加味いたしまして、普通分で昨年比べて5,000万円を多くしてございます。また反面、特別交付税につきましてはなかなか特殊需要がないといふふうなことで、例年6,000万円計上しておりますが、今年は4,000万円といふふうなことで、トータルでは3,000万円増えているといふふうな部分での予算計上でございます。しか

しながら、普通分につきましては追加いたしました。一応今の段階で見込みまして、留保としては1億円を留保して、下目に計上しているというふうな状況でございます。

続きまして、16ページ、交通安全対策特別交付金、電源関係、例年どおりでございます。

以下、分担金、負担金、使用料、国庫補助金、県支出金、この辺の関係につきましては、歳出に連動して増減をしております。

20ページ、ちょっとご覧いただきたいと思えます。子ども手当関係での歳入、また21ページは橋りょうの長寿化関係での2分の1の助成関係、それと六郎女地区の文化財調査で国宝重要文化財等の保存整備事業、これはその辺の分、ちょっと名称が歳出と歳入異なっておりますけれども、その辺の国の補助と、それとワーキングロードと町道整備に、21年度からできておりますが、地域活力基盤創造交付金というふうな部分で歳入が出てきております。

それで、あと同様に24ページ以降、県支出金関係でも歳出に連動いたしました選挙関係、その辺の部分での歳入が出てきているというふうなものでございます。

29ページをお願いいたします。昨年とちょっと大きく変わっている部分が実は基金繰入金でございまして、財政調整基金の繰り入れでございます。実は20年は地震の翌年というふうなことで整備に2億1,400万円、当初で崩して繰り入れておりました。また、21年度は1億5,400万円当初で崩しておりましたが、22年度、基金に頼らないような形でコンパクトな行政運営をというふうなことで6,700万円の基金繰り入れで落としているというふうな状況で、年々基金の繰り入れを減らしてきているというふうな状況でございます。

33ページをお願いいたします。町債関係でございます。これは、中山間、六郎女の起債の関係、これ大体充当90なのですが、2分の1交付税算入あるものでございます。あと、林道関係が3本ございます。林道、道路関係、街並関係でございますが、これは過疎債を100%充当しております。これは、元利償還金70%の交付税措置があるというようなものでございます。

あと、臨時財政対策債は交付税の関係で国が見てくれるものでございまして、これは全額国が元利償還金見てくれるというふうなことで、できるだけ優良債を充当しているというふうな状況でございます。

以上が歳入でございまして、戻っていただきまして7ページ、これが地方債の表で、今ほどの説明のものでございます。限度額をのせたものでございます。

続いて、126ページをお願いいたします。給与費の明細でございます。このページは、各款に計上されております常勤、非常勤の特別職給与関係の明細になっております。22年度におきましては、先ほど歳出で申し上げましたとおり国勢調査が実施されるというようなことで、統計調査員の報酬が増えていると。また、総合計画の策定の年ということで委員会さんの委員報酬も増えているというふうな部分でございます。

128ページ、これは一般職の人件費関係の総括、また職員手当についてでございます。22年、こと

しの4月1日におきましては、前年度末で2人が退職というふうなことでございまして、また1名を採用というふうなことで、差し引き1名減というふうなことになります。

あと、以下136ページは債務負担の調書、138ページは22年度末を想定した起債の残高調書となっております。

以上で一般会計、終わらせていただきます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第18号から議案第21号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、国民健康保険事業特別会計のほうから順次説明をさせていただきます。

別冊の特別会計予算書1ページをお願いいたします。22年度の国保特別会計につきましては、第1条におきまして歳入歳出予算5億3,100万円、前年度より2,800万円、5%の減となっております。第2条は一時借入金、第3条は予算流用ということでございます。

歳出予算のほうから説明をさせていただきます。18ページをお願いできますでしょうか。18ページ、歳出、1款総務費には、国民健康保険事業の運営に要する一般管理費、国保税の徴収に要する経費を計上しております。

続きまして、20ページをお願いいたします。2款保険給付費でございます。1項療養諸費は、合計で3億1,828万7,000円で、前年度より1,695万7,000円の減となっております。一般被保険者にかかります療養給付費が増加いたしまして、退職被保険者の療養給付費が減少しております。

このうち1目の一般被保険者療養給付費でございますが、3億312万円で、前年度より927万2,000円、3.4%の増となっております。一般被保の1人当たりの年間医療費は23万5,512円を見込んで予算計上しております。

その下、2目の退職被保険者にかかります療養給付費ですが、1,134万7,000円、65歳以下の被用者保険のOBの方に対する療養給付費で、対象者の減に伴う減額ということになっております。

その下、2項の高額療養費です。合計で一般被保は3,411万8,000円で、被保険者の負担額の限度額を超えた分について、国保会計のほうから給付をするという経費でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。下段のほう、4項1目出産育児一時金、これは例年どおり8件の皆さんで出産を見込んでの予算計上ということになっております。

23ページ、下のほう、3款後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者支援金制度に対する支援金の給付でございます。

続きまして、25ページお願いできますでしょうか。下のほうに7款共同事業拠出金が6,928万4,000円ございますが、高額医療費共同事業、それと保険財政共同安定化事業に対する経費でございまして、高額医療費のほうは1件80万円を超える医療費、保険財政共同安定化事業については1件30万円から80万円の医療費について、県内国保市町村が共同で拠出し、保険料の平準化と国保財政

の安定化を図っている事業に対する拠出金でございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。こちらは、国保会計が行います保健事業費でございます。特定健診に係る経費が360万円、保健事業に要する経費が1,349万6,000円ということで予算計上しております。人間ドック、脳ドック受診者に対する補助につきましては、30歳から74歳までの国保加入者に対して、人間ドックにつきましては1人当たり2万9,000円を380人、脳ドックに対しては同じく3万円を55人への助成を見込んでの予算計上となっております。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をさせていただきます。予算書の8ページをお願いできますでしょうか。1款1項で国民健康保険税でございます。今年度は、保険税として9,599万8,000円、前年度より142万6,000円の増ということで予算計上しております。一般被保険者にかかります国保税につきましては、医療分で1人当たり年間の保険料が4万5,359円、後期高齢者支援分では同じく1万8,485円で、合計年間保険料6万3,844円となっております。前年度より年間ですと3,634円、6%の増となっておりますが、これは20年度に導入されました高齢者医療制度によります前期高齢者交付金、こちらのほうが平成22年度は大きく減となるということ。また、保険給付費が前年度より伸びるというふうな見込みのもとで保険料の値上げという形になっておりますが、運営準備基金からの繰り入れによりまして、値上げ幅は最少と、引き上げの抑制を行った予算編成いたしました。

続きまして、12ページをお願いいたします。6款療養給付費等交付金でございますが、こちらの退職者医療給付分にかかるものでございますが、退職者にかかります療養給付費の減に伴い、大きく減となっております。

その下、7款前期高齢者交付金1億2,955万9,000円でございますが、これは20年度に取り過ぎたといえますか、もらい過ぎた分の返還を22年度ですするというふうな形になっておりまして、その関係で3,800万円超の減と、大きく減少しております。

その下、13ページです。9款共同事業交付金、これは保険財政共同安定化事業等に対する交付金であります。

次のページ、14ページお願いできますでしょうか。11款繰入金でございます。この下のほう、2款基金繰入金ですが、今年度当初予算におきまして運営準備基金のほうから4,446万5,000円の繰り入れを予定しております。保険料の引き上げ抑制に充当しております。これによりまして22年度末基金残高は1億2,722万3,000円の見込みとなっております。

なお、この当初予算につきましては、去る3月1日に国保運営協議会におきましてご審議いただき、ご了承いただいた内容となっております。

続きまして、老人保健特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の33ページをお願いできますでしょうか。老人保健特別会計につきましては、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度に移行した関係で、医療費の請求にかかる時効の関係から3年間は特別会計を設ける

ことになっておりますが、平成22年度をもって同会計は廃止となります。このため22年度の当初予算につきましては、これまでの実績に基づく精算に要する経費等を計上しております。第1条、歳入歳出予算におきましてそれぞれ80万円を計上するというものでございます。

予算の内容等につきましては、36ページ以降に明細書でご確認いただければというふうに思っております。

以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計について説明をさせていただきます。予算書の45ページになります。第1条におきまして歳入歳出予算を5億9,320万円と、前年度より2,280万円、4%の増額予算という編成になっております。2条、3条は一時借入金、歳出予算の流用について定めてございます。こちら説明の都合上、歳出予算のほうから説明をさせていただきます。

59ページお願いいたします。歳出予算、1款総務費でございます。こちらのほうには、介護保険事業にかかります一般管理費、介護認定審査会等に要する経費を計上してございます。

続きまして、62ページ、2款保険給付費でございます。1項の介護サービス費等諸費は5億1,743万3,000円で、前年度より1,999万4,000円の増となっております。主に施設介護サービス給付費の増加によるものによります。

その次の63ページ、2項介護予防サービス費等諸費でございます。2,059万5,000円で、前年度より313万8,000円の増となっております。要支援者に対する給付費で、通所介護等の伸びによる増額予算ということになっております。

続きまして、65ページをお願いいたします。上のほう、6項特定入所者介護サービス等費でございまして、1,900万7,000円と、前年度より100万7,000円の増ですが、こちら低所得者の方の負担軽減のため負担軽減をする保険給付費に充てる経費となっております。

次に、67ページお願いいたします。5款の地域支援事業費の下のほう、包括的支援事業・任意事業費でございます。こちらのほう、主に包括支援センターの委託にかかる経費を計上してございます。1,086万9,000円の予算計上でございます。

続きまして、歳入予算のほうを申し上げます。51ページお願いいたします。第1款保険料でございます。8,224万8,000円の計上でございます。介護保険料につきましては、平成21年度から23年度まで、第4期事業計画期間は同額の保険料率となっております。第4期計画、第2年次目に当たります。

次のページ、52ページ、3款国庫支出金、1項の国庫負担金、予算額9,957万8,000円で、前年度より3,229万円の増となっております。介護給付費にかかる国の負担分で介護給付費に対しまして、居宅分につきましては20%、施設分につきましては15%の負担率というふうになっております。

次、53ページ、4款支払基金交付金、1項の支払基金交付金で1億6,991万8,000円というふうになっております。こちら介護給付費に対しまして30%の負担率ということになっております。

次、54ページ、県支出金でございます。こちら増額となっておりますが、介護給付費の伸びによるものでございまして、県負担金につきましては居宅分につきましては12.5%、施設分につきましては17.5%の負担率ということになってございます。

55ページ、繰入金でございます。一般会計からの繰入金は介護給付費に対しまして12.5%の繰り入れを予算計上してございます。

次、1ページめくっていただきまして、基金繰入金でございます。介護の基金は2つの基金がございまして、介護給付費準備基金のほうからは1,070万3,000円の繰り入れ、介護従事者処遇改善臨時特例基金のほうからは117万7,000円の繰り入れで、いずれも保険料の軽減を図るものでございます。これによりまして、22年度の基金残高は介護給付費準備基金が3,514万9,000円、従事者処遇改善臨時特例基金が173万2,000円というふうになってございます。

介護特会は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明をさせていただきます。予算書71ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算をそれぞれ6,470万円と定めるものでございます。こちら歳出のほうから説明をさせていただきます。79ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、後期高齢者医療事業の運営に要する経費を計上してございます。

次のページ、80ページ、2款徴収費でございます。後期高齢者保険料に要します徴収に要する経費を計上してございます。その下、3款広域連合への納付金でございますが、保険料の納付分と保険基盤安定化分の納付金6,162万2,000円を計上してございます。

続きまして、戻りまして、歳入予算をお願いいたします。76ページをお願いいたします。歳入、1款後期高齢者医療保険料でございます。4,299万1,000円の計上となっております。後期高齢者医療の保険料につきましては、2年ごとにその保険料を見直すということになってございますが、平成22、23年度の保険料は所得割率で0.715、均等割率で3万5,300円で、平成20年、21年度と同額の保険料率となっております。さきの広域連合の議会において決定した内容ということになっております。

次、77ページ、繰入金でございますが、こちらは2,123万4,000円、一般会計からの繰入金で保険基盤安定化及び事務費にかかる繰入金を計上してございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） 次に、議案第22号から議案第26号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第22号につきまして補足説明させていただきます。

歳出でございます。主なものといたしまして、95ページをご覧ください。2款の水道管理費の17節井戸用地買収費につきましては、神条地内にあります水源井戸用地1カ所を購入いたしまして、借地を終了するものでございます。

その下、3款2目の取水施設整備費は、新たな水道井戸の水源を確保するための調査委託料、それから相田地内での新たな井戸の整備工事費を計上いたしました。また、浄水場の機能強化を図るための工事費も計上いたしております。

歳入でございますが、2款の簡易水道使用料など、各費目につきましておおむね前年度と同額を計上いたしました。

次に、議案第23号につきまして補足説明させていただきます。特定地域生活排水の22年度の会計につきましては、浄化槽の維持管理や起債の償還などにかかる費用を計上いたしております。

以上でございます。

それから、次に、議案第24号につきまして説明させていただきます。歳出の123ページからでございます。1款、2款は、人件費と施設の維持管理費でございます。2款では、今年度に比べて700万円ほど減額しておりますが、今年度は太陽光発電システムの設備工事があったためでございます。公債費は、ほぼ同額を計上いたしました。

歳入、120ページをご覧ください。1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料、今年度とほぼ同額を計上いたしました。

3款県支出金は、赤坂山地区の建設事業費に対する県補助金の後年度配分に当たるものでございます。そのほかにつきましても記載のとおりでございます。

次に、議案第25号につきまして説明させていただきます。下水道事業特別会計につきましては、歳出、141ページからでございますけれども、全般的に適正な維持管理により、機器の延命化に努めてまいりたいと考えております。起債償還がピークを超えましたので、144ページの3款公債費では前年度に比べまして1,700万円ほどの減額となっております。今後も減少する見込みでございます。

歳入、138ページをご覧ください。2款1項1目の下水道使用料は、ことしとほぼ同額を計上いたしております。

次のページ、3款1項1目の一般会計繰入金は、歳出の起債償還金が減少しておりますので、同額程度の減額となっております。

最後になりますが、議案第26号につきまして説明させていただきます。平成22年度は、てまり団地で販売を留保しておりました1区画を販売いたしますほか、川東、深町、てまりの各団地の維持管理にかかる費用を計上いたしました。

歳入、156ページをご覧ください。1款の土地売却収入でございますが、てまり団地の正面道路を入りまして、すぐ左側、6 1区画を販売いたします。面積が約172坪、坪単価3万6,000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第26号まで議案10件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第26号まで議案10件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午後 0時20分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時21分）

予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に小林泰三議員、副委員長に田中元議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（中川正弘） 議案第17号から議案第26号まで議案10件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中川正弘） 日程第32、議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と

します。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第27号につきましてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員をお願いしております遠藤清氏が平成22年3月21日をもちまして任期満了となります。

遠藤清氏は、1期3年の実績とともに、経験豊富な方でありますので、引き続いて委員にお願いしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定しました。

散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 0時23分）

第 2 号

(3 月 1 5 日)

平成22年第3回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成22年3月15日(月曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

第2 議案第28号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりです。ご協力願います。

一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

宮下孝幸議員

○議長（中川正弘） 最初に、5番、宮下孝幸議員。

○5番（宮下孝幸） それでは、皮切り私のほうから、きょうは9名ということでございますので、早々にご質問を申し上げてまいりたいというふうに考えております。

資源ごみと区長の負担についてお伺いをしてまいります。ごみに関連する質問であります。過去本議会において平成19年6月、あるいは平成20年の6月、共産党田辺前議員からごみの有料化についてのご質問もございますし、あるいはまた平成19年の12月、田中元議員のほうから震災ごみについての質問もなされているわけですが、私が質問いたします本旨はここと外れておりますので、質問を進めさせていただきます。

当町の行政区長は現在64名、64の行政区に分かれており、その任期はおおむね1カ年、あるいはまた集落によっては半年と、それぞれさまざまではありますが、問題はいずれの地区にあっても年々集落の高齢化が進み、なかなか区長の受け手がないという現実が存在をいたします。ご存じのことと思われませんが、区長とは法的解釈で申し上げますと、限定任用職員と言われ、広範囲に及ぶ行政職務のごく一部に限り任命して用いる者、つまり簡単にわかりやすく言いかえますと行政職務の範囲を限定した臨時的な役場の職員と言えるわけでありませう。

各地区におき区長のなり手がいないという理由はさまざまでありまじょうが、中でも突起して苦勞を訴えられるものに資源ごみのステーション管理がございます。当町は、この資源ごみの回収をおおむね週に1回程度のペースで行って回収をしているわけでありませう。環境3R、リユース、リデュース、リサイクルと。地球温暖化防止や化石燃料温存などで、ごみは大切な資源との発想から分別の回収が始まったわけでありませうが、高齢化の進む当町にあつては、どの地区やどの集落を問わず、高齢者にとってその分別や出し方の理解が得がたく、なかなか完全分別が徹底できないとい

うような現実が存在をいたします。このような事情から、区長は午前7時から8時までの間、ごみステーションに出向き、出された資源ごみを再分別するという作業に追われ、それでもなおかつ未回収ごみとして取り残されたものは、区長が出したものを特定するため、個々に当地区の家々を1軒ずつ訪ね歩くという、あるいはまたご自身の自宅に持ち帰り、再分別し、次回まで保管をするという、このようなこともしばしばあるやに聞いております。7時から8時という時間帯、立ち会いを行っていない地区もあるやもしれませんが、いずれそのような時間帯にそのような作業が必要になる現状では、到底仕事を持ち、勤めを持つ若い世代では区長のなり手がいないというも納得のできるところであります。よって、区長はおのずと日中集落に残される比較的高齢者の方々の世代から選ばれるというケースが必然となり、言葉は大変適切ではありませんが、これではまるで高齢者が高齢者のお世話をするいわゆる老老介護にも似たような悲惨な地域の現状というものが懸念をいたされるところであります。

そんな中で、私もまた多少なりとも区長の負担を軽減し、役目を引き受けやすくするためにはいかなる方法があるものかと考えをめぐらすところではありますが、単純な発想では労苦に対する対価、つまり年間区長の手当の大幅増なども一つの方法と言われております。しかし、それではなかなか問題の解決になりません。もちろんこの問題の抜本的な打開策というものは、高齢化社会の中にあってやすやすと存在をするものではございませんが、私なりに雑駁ながら隣接をする長岡市はいかなる方法で収集がなされているのかということ調べてまいりました。しかし、これはあくまでも当町のあり方を他の自治体と比較して批判をするためのものではございません。あくまでも一例として今後何がしかの参考になればという思いからご披露申し上げております。くれぐれも誤解のないようにひとつお願いをしたいと思います。

1つ、1点目であります。1点目につきまして、当町は資源ごみの中でも瓶、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、それぞれを色分けしたコンテナ等に入れてステーションの段階で事細かく分別をし、仕分けするということになっておりますが、長岡市にあっては高齢者が最も間違いやすい瓶やペットボトル、あるいはアルミ缶とスチール缶、これをすべて分別することなく自宅にあるレジ袋のような透明、または半透明の袋に一式袋詰めにして所定の日に資源ごみに出す。ちなみに、ペットボトルは一緒に入れた瓶の破損を防ぐために現在つぶさずに袋の中に入れるそうであります。これは、当町も同じかもしれません。当然再利用資源の分別は必要なわけありますから、その後の仕分けは回収した業者が自社に搬入した後行っているものと思われるわけあります。高齢者にとって、あるいはまた区長にとっても、スチールもアルミも区別なく厄介な分別を一式袋詰めですることができ、家庭での煩わしい分別作業がすべて業者に委託されるというだけでも資源ごみの扱い、管理は格段に楽になるものと思われれます。

ちなみに、資源ごみと称されるものは、大きく5つに分類されておまして、今ほど申し上げました一式袋詰めの瓶やペットボトルが1区分、そして容器やトレーなどのプラ素材、これが1区分、

または新聞、雑誌などの紙類が1区分、さらにスプレー缶や蛍光灯、つまり有害危険物が1区分、そして最後に剪定した枝葉や草取りの草、落ち葉などが1区分、これ合計5つの区分となっております。もちろんその他粗大ごみや可燃ごみ、あるいはまた不燃ごみも存在をすることは当然であります。

さて、2点目であります。2点目として、私が大変画期的だなと感じたものが各地区、または集落単位でそれぞれの各世帯には世帯番号というものが決まっております、例えば1組の1番なら1の1とか、その他2の3とか3の5とかというふうであります、可燃、不燃、資源などのごみの種類を問わず、つまり袋詰めで出されるごみはすべて袋にマジックで世帯ナンバーを書くということになっている点であります。これは、長岡市の例ではありませんが、分別回収が開始をされた当初、直接袋に氏名を記入するという方法も考えられた自治体もあったように記憶しておりますが、プライバシーなどの問題から町民の大反対が起きたと聞いております。このナンバー方式ですと、地区内の人たち以外は戸別世帯を特定しにくいという利便があるわけでありまして、仮に意図せず間違えて出されたごみなどもどの世帯から出されたものなのか書かれた番号を確認することにより、区長や担当者は一目瞭然、即座に判別が可能という大きなメリットがあります。これで町内犯人探しをするようなことは必要もないわけでありまして、さらにまたこの方式では地区の世帯のごみなのか、あるいは心ない観光客や通行人、あるいは通行車両により不法に投棄をされたごみなのかというようなことも判別が即座にできるわけでありまして。

3点目ではありますが、同じ資源ごみであっても、毎週プラならプラだけの日と称して特定曜日を設けている点であります。これは、一度に複数の資源ごみ等がステーションに集中してしまうことなく、資源ごみも種類により回収曜日で幾つかに分けることにより出す側の間違いも軽減できるものと思われまして。当町は、現在毎週火曜日が未回収の日としてあいているようでございますので、ぜひお手元の資料等をご覧いただき、参考になればと考えております。

私は、今いろいろと申し上げてまいりましたが、重ねて他町と比較して出雲崎町が劣っているということを申し上げているわけではありません。しかしまた、図らずも高齢化が進む当町にとりまして、将来はもちろんのこと、現在においてもこの問題は地区によっては大変深刻な問題としてとらえていかなければならないものと思われまして。この問題を見直すことは、ごみを出される高齢者の理解度を高め、ごみ出し作業を容易にするほか、地区においてもそれらの管理に一定の責任を担う行政区長の負担軽減につながるなど、おのおの相互のさまざまな負担軽減に寄与するものと考えております。ぜひこれから1度参考にしていただき、各地区における現状を把握し、可能な限り施策を講ずる必要が急務であると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。冒頭お話を申し上げておきたいと思うわけでございますが、私も長く皆様方に大変なお世話になりながらこの定例会に臨

んでいるわけですが、かつてない、議長さんを除き全議員さんの一般質問を受けたということは、まず私は今回最初でございます。私は、それだけに議員各位の皆さんにこの厳しい社会情勢、経済情勢の中でこれからの町の行く末をしっかりとどのような方向に進んでいくかという貴重なご意見を承るということで、非常に敬意を表しながら感謝を申し上げている次第でございますが、それだけに限られた時間でもございますし、とかく皆さんからおしかりを受けることは、町長はとも答弁が長過ぎるというおしかりをいただいておりますので、今回はその反省を踏まえながら、なおかつ限られた時間の中で簡潔に肝要な筋論を申し上げながら、また皆様方のご意見を承りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、今宮下議員さんから資源ごみの回収、あるいは区長さんの負担軽減、他の市町村の実例を挙げられながら、より労を少なくして実の上がるようなご提言をいただいておりますが、この資源ごみの収集は、もう私が申し上げるまでもなく、平成8年の7月スタートいたしました。この時点では、大門、羽黒町、町内10地区をモデル地区として選定をしながら、いろいろご意見を承ったり、ご指導申し上げながら、試行錯誤ではございましたが、対応してまいりました。その当時は、苦情をいただいたり、おしかりをいただいたり、大変な事態が生じておったわけですが、その後やはり平成8年以後、13年の時代が経過をいたしております。その間におきまして、さらに試行錯誤を重ねながら町民各位、あるいは区長の皆さん、あるいは行政側として、あるいはまた、前は嘱託員でしたが、嘱託員会議等々でこれらいろいろ問題点が指摘されてまいりましたが、誠実にそれにおこたえをし、なおかつ現在でもいろいろご不便なり、あるいはいわゆる不法なごみを出されたという場合には、職員も出向きまして誠実に対応して、できるだけ皆様方のご声援におこたえをしてまいったわけでございます。

このような観点からいたしまして、私といたしましてはこの13年の歴史の中で改善に改善を重ねながら、いわゆる総集大成がようやく今軌道に乗りつつあるわけでございますので、今これを宮下議員さんのご提案のごとく長岡市に準じてすべてまた改善をするということはいかななものかな。ただし、参考になる部分は大いに取り入れながら、より改善を図りながら、今ご指摘もございましたように、大変な高齢化を迎えている時代でございますし、その対応については地区の区長さん、あるいはそれぞれの皆さんにご迷惑もおかけいたしておりますので、少しでも軽減を図られるべきものは軽減を図るという一つの大前提のもとに、現行の制度をしばらくは私は維持してまいる。その中においてまたご意見があったら、今先ほど申し上げますように、取り入れるべきものは取り入れながら進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

ことしごみの回収に対するカレンダー作成、あるいは22年度さらにわかりやすいように分類の一覧表をあわせて各世帯に配布をしながらご協力を賜っておるという事実もございまして、その辺をご理解をいただいて、またさらなる改善を図るべきものは改善を図り、これは基本的にはやっぱり住民各位の声をしっかりと受けとめる。それをボランティアの皆さんもおられましょうし、区

長さんが主体となっておられるならばその人たちの意見に率直に耳を傾け、その中におけるより最善の方法、ベストの方法を求めるとというのが私は行政の役割というふうに考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 町長おっしゃるとおりでございます。根底からすべてのものを変えるという提案でもございませんし、今町長おっしゃったとおり、参考になるところはよりよい形に改善をしていくことによって、町長が眼目とすべき町民の意思、意見、こういったものに沿っていくことになるのだろうと。私もべらべらとずっと、時間の関係もございまして、お話をしてまいりましたが、今言った例えばごく一部についての検討、これからなされていくなり、あるいは地域のニーズをとらえていくなりしてぜひこういった対応というものが、過去区長の経験をされた方の中からもう二度とごめんだというようなご意見もいただいているところでもありますから、結果いい方向に向いていただくこと、ぜひ進めていただきたいということを、この点についてお願いをしておきます。

もう一点であります、これもまた一つはご提案の節もでございます。いわゆる危険物と称されるもの、高齢者の皆さんにとって燃やさないごみ、つまり不燃物、この不燃物と危険物の区別がなかなかつきがたい。誤って出されるケースも地域によっては結構あるということでもあります。例えば不燃物の中には包丁や刃物類、割れたガラスなんかも含まれるということでもあります、我々もそうでありますし、高齢者の方々から見ますと、一般に欠けた包丁や割れたガラスというのは危険ではないかという認識を通常の常識の中では持つのですが、これは危険物の扱いにならないと。危険物と称されるものは、いわゆるガスやボンベなど含まれる有害危険物というものになるのだろうと思います。ちなみに、私もごみ出しを一度もしたことがない人間でございますので、詳しくわかりませんが、そんなことも一部もしあるようであれば告知するときにもう少しわかりやすい表現があったら間違いが少ないのかなというようなことも思われます。そんな工夫もぜひ今後ご検討いただければということでもあります。それについてあわせて、町長、ひとついいところをとっていただくということでご検討いただけますか。簡潔にひとつお願いしたいのですが。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに危険物と今おっしゃると、その解釈の仕方は多岐多様にわたるわけですので、その辺の分別のいわゆる内容等は、お年寄りの方もおられるわけでございますので、今宮下議員さんがおっしゃったような中で最善の余地、あるいは改善の余地をしっかりと見きわめながら、できるだけ過ち、間違いが起きないように、一目瞭然に皆さんがご理解いただけるようにさらなる啓蒙を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） ありがとうございます。

私の調査不足で一部誤解をしている部分もあるのかもしれませんが、その辺は、訂正をいただきな

がら、いい方向でということは一致しておりますので、ごみの問題についてぜひ前向きにということで。

もう一点、ついでであります。これ行政区長の負担に関連することで、ひとつぜひ機会があったらお願いをしていただきたいと。今現在でも恐らくなされているのだらうと思われませんが、役場からの配り物に関連すること。これも例えばきょう来たと思うと1日、2日たつとまた来てみたりとかということがあるので、かといって山のようにまとまって来ても困るわけですが、ぜひひとつなるべく各課の中で意思の疎通を図っていただいて、区長が何回も足を運ぶことのないような形をぜひ役場のほうでも検討いただけないかと、こんなご意見もございしますが、町長、それいかがでございましょう。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今宮下さんのご質問、ご意見は、古くて新しい問題でございまして、常にこの問題が提起されておるといことはしっかりと受けとめています。実は、先般の課長会議でもこの問題に対してより最善、改善を図るべく、各課でひとつ連携をとりながらやるべきだと。区長さんにいたずらにただもう配り物があるから、すぐ区長さんというわけにはまいらない。やっぱり今こういう時代ですので、その点につきましても、先般の課長会議でもお互いに各課連携をとりながらできるだけ的確に、その内容を住民各位からご理解いただける範囲内の配布物については、整然とした方式をひとつ考えていこうというようなこともお互いに検討しておりますので、趣旨に沿ってまた進めてまいりたいと思います。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） ありがとうございます。

常々前向きな姿勢を示していただいて、質問する側としては余り突っ込む要素がなくなってしまうわけですが、ぜひひとつ私も含めて、毎回申しております。町長も私もいわゆる有権者から選ばれてこの席にいるわけでございますので、そちらを主体にいかなる形がベストであるかという意見をお互いに闘わせていきたいというふうに考えております。今後こういったことが前向きに検討されていきますことをぜひお願いを申し上げまして、答弁結構であります。

以上、5番から質問終わります。

諸 橋 和 史 議 員

○議長（中川正弘） 次に、4番、諸橋和史議員。

○4番（諸橋和史） 町長に2点ほど質問いたします。出雲崎町の産業の新規参入についてということと、2級河川の堆積土についての質問でございます。

出雲崎町の産業の疲弊というのは、もう大分長く言われているのですけれども、ここに新聞の切り取りなんかがありまして、例えば本年度において県の農業大学校が13年ぶりに定員をオーバーし

たというような話、また小規模多機能ケア、だれもがどこでも平等なというような文章のものもありますし、また先般話がございました過疎法の問題でソフト事業も行われるというような話の中で、私農業専門です。ちょっと詳しいものですから、そっちの方面から産業全体のことをひとつご質問させていただきたいと、こう思っております。

今の中で例えば農業者、新規参入する者にとって制度資金という制度がございます。近代化資金なりありまして、現実には制度資金の借入れ限度額というものがございます。それで、新規参入で後継者育成というもので、これがゼロ%の金利というようなものがございます。あといろいろなものがございますけれども、普通一般的に言われる総事業費に対する8割の借入れ限度額というのが制度資金の仕組みになっております。その中で、2割は自己負担、これがもう大前提になっておりますし、そういう方向で進んでおります。私個人が借りたときが6%、7%ぐらいの金利でした。現実的には非常に苦しくて、借入金額の倍ぐらい返済しなければならない時代で、幸いなことに今2.何%とか3%ぐらいの金利で済んでいるように見受けられますけれども、現実実質的には制度資金にはまりますとあれが足りない、これが足りない、これではだめだというような県の行政から指導がございまして、借入れに非常に困難をきしているのが新規参入の現状だと思います。

私個人的に、いろんなものはございますけれども、現実的な話として行政で金利補給ができないかと。元金については、これは事業を行った者の自己責任というものが大前提にございますので、そこまでの方法は申しませんけれども、現実的に事業の流れというものは新規参入しても、例えば農業、漁業にしても1年目、2年目ではなかなか収益性が確保できないというような状況の中で、返済を5年程度、例えば利子補給なりを方向づけて、行政でご検討願えないかということで、私が提案したいのは、一個人今事業をしていて新規に違う事業に参入するという、例えば漁業者が加工に手を出すとかいうようなときに、数値的に1件当たり500万円ぐらいの金額の利子補給ができないかというような物の考え方なのです。それで、この町の財政もございますので、現実的にはどれぐらいの数値がいいのかなというので自分が提案させてもらったのが1億円ぐらいという総枠の中でできればと。掛け算すると、2.2%、3%、パーセントの数字を掛ければすぐ金利というものは出てきますので、ご検討願えないかということが、今後団塊の世代なり、その下の世代が退職というような時代も迎えています。そういうときに、一つの資金の流れが出れば私のこの一般質問が非常に有効になるのではないかというような考え方、またうちにも子供いますけれども、今の若者は何を考えているかわからぬというような物の見方もございますけれども、若者だからこそ何かをやってみたいというような意識が、恐らく今の若者はいろいろなこと考えているのだと思いますけれども、真剣に考えている世代も非常にありますので、これをひとつ事業の中に取り入れてもらって、方向として町の産業の活性化、小さくてもいいのですけれども、そういう加工業なり農産物の加工なり、また工業者が違う物の見方ができる、例えば旅館業であるサービス業が農業者と提携して、いわゆる観光と農業の立町的な物の考え方を方向づけていければ私は物すごくいい方向に向かうのでは

ないかというので現実的にご提案申し上げて、金利補給というのが第1点でございます。これは、ぜひとも町長にお願いして、実行させてもらいたいというふうに私は考えております。

それと、第2点目でございます。出雲崎町には島崎川、これを動脈に川が走っております。現実的には、そこが主川で、本当に2級河川というものが大量にあります。その2級河川に、いわゆる出雲崎町は災害なりいろいろなものがございまして、原形復旧というような形で3面張りなりいうものが行われてまいりました。それで、現実的には曲がった河川のところに土砂が堆積するというような現実が非常にあちこちで見られます。これは、私個人の地域だけではなくて、2級河川を持っているところ全般でございます。

それで、ここの行政にお願いしても現実的には県の管轄というような一言で、県は予算がどうのというような話し方でしかなされません。それで、私個人的にどうのこうのというのはちょっと本当おこがましいのですけれども、現実の話とすれば公共事業がその地域に入るようなときに、例えば地域的に捨て場の確保ができた地域に公共事業入ったときにコンボを使ってその土砂を、公共事業のついでに土砂の排斥を願うとかいろいろな方法、頭でちょっと考えればコストは非常に安く、現実的に新規にそれを、土砂排出のために物を考えないで、ついでというような考え方もできるのではないかというようなことを一つ提案させてもらいたいということがあります。現実的には、各集落の中には土砂がたまって梅雨時期になりますと本当に水害に見舞われるような危険性のある地域が多々ございます。先般も町長様にはお願いにも上がったわけなのですけれども、そのことをひとつできるならば地域的にも協力しながら、地域が土砂の捨て場を確保するようにお願いしながら、そのような方向で進められないかということをお聞きしたいです。お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、第1点の当町に新規参入、農林水産いずれでも結構ですが、参入者に対する町の制度というものを問われておるわけでございますが、基本的には今諸橋議員さんのおっしゃった気持ちは十分理解できるわけでございますし、逆に町は高い志と強い信念を持ってぜひこの町に定着をしてそれなりの事業を起こしたいという人に対しては、もう全力を挙げてバックアップするという考えにはいささかたりとも揺るぎないものがございます。ただし、今諸橋議員さんがおっしゃった、税制の問題とか利子補給ということに言及をされているわけでございますが、言葉の中にもございましたが、例えば農林公社等々におきましても、新規参入者に対しましてはいわゆる開業資金なり利子補給という制度はあるのですが、これがなかなか、制度的にはあるのですが、申し込みなりいろいろな面で厳しいものがあるということで、とかくそういう制度があっても現にそれを有効に活用されるという段階ではないということをお心得しています。まさにそうだと思うのですが、例えば利子補給、今仮に諸橋議員さんのおっしゃった500万円から1億円というお話ですが、1億円、2.5%から2%、今課長に聞きましたら大制度資金はその程度の利子補給をするということですが、1億円といえますと250万円です。500万円としましても12万5,000円です。この程度の利

子補給等で果たして新規参入者が定着して基盤を築いて、農業なり水産業、あるいはそういう商売できるかという、私はまず不可能ではないかと思うのです、正直申し上げます。逆にもう皆様方から議会でご理解いただいています、佐々木さんが一生懸命やっておられますが、昨年新規参入をされました。そのときの町の新規参入者に対する姿勢そのものについて議会の皆さんと相談をして、皆さんからご理解をいただきまして、いろいろな耕地取得なり耕地整理なり、あるいは満たすべく反別、いわゆる資格を得るための面積確保という問題に対して、これは相当の助成をしています。言うなれば事業全体の80%を、頑張ってくれということで事業費の80%を助成をしているのです。だから、私は諸橋議員さんのおっしゃる利子補給ではないのです。それ以上に一步踏み込んで、本当にやる気があって、本当にこの町に定着をして、それなりの波及効果があるとするならば、私は利子補給を超えた中における事業費に対する町としてのいわゆる助成措置をすべきだと、諸橋議員さんのご要望よりも一步踏み込んで町は対応すべきと私は考えています。そのようにまたご理解いただきたい、現にやっておるわけですから。ただし、ケース・バイ・ケースです。今いろいろな問題も出てまいっております。それは、しっかりと内容を見きわめて、その人なりの信念があるのかどうか、永続的にどうだかということを見きわめてやらないと無駄な投資になる可能性がありますので、その辺は今おっしゃった利子補給もございませし、いろいろ制度ございませ。税制上の問題ございませが、そういう意欲のある人、それに対しては町はより一步踏み込んでご支援を申し上げたいということをお願いしておきます。

次に、2級河川の問題ですが、これは滝谷さん、あるいはまたそれぞれの皆さんから2級河川における土砂の堆積と、そこに生い茂った流木、この撤去というものに対しての相当の要望が出ております。できるだけこたえるべくやっておるのですが、現実はなかなか厳しい。ただし、諸橋議員さんがおっしゃったように、例えば藤巻川では現に事業があったときに公共事業とあわせて排除したという事実がございませるので、その辺はおっしゃるとおり私ども対応してまいりたいというふうには思っております。

現状を申し上げますと、今2級河川は県が管理するところですから、そういたしますと出雲崎町だけでも30.5キロ、総延長にしますと。2級河川の総延長30.5キロございませ。そしてまた、広く新潟県の与板維持管理事務所の管内では36河川、114.9キロございませ。今年度は、約5,400万円の予算で施設の修繕や土砂撤去、雑草、木の伐採、河川維持の全般のやりくりをしておられるということの中で、町も若干それに対してまたご協力もいただいているわけございませが、これは大変厳しい状況ございませるので、住民各位非常にお困りになっているのは重々承知しております。何とかそういう悪い条件を排除したいという気持ちは変わりございませせん。前向きにまたそれぞれ要望してまいりたいと思っておりますが、ただし大雨で増水をしたときにオーバーフロー、いわゆる冠水、湛水というようなこととなりますと大変厳しい問題もございませるので、その辺の状況もしっかりと見きわめながらその対応もしてまいりたいと思っております。

皆さん方から、それぞれの集落から今諸橋議員さんのおっしゃるようなご要望が出ておると、事實はしっかりと私ども把握をしておりますし、これは上級機関に対してもその旨をお伝えをして、できるだけ対応すべくお願いをしているところでございますが、ご趣旨十分理解しておりますので、できるだけ限られた予算、大変厳しい中でございますが、対応してまいりたい。ましてや今諸橋議員おっしゃった、重ねて申し上げますが、公共事業等が、例えば災害復旧とか、そういうような問題が発生したときには、あわせて何とか併合的にその事業も併用してやるようにまた私ども努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 大変力強いご答弁ありがとうございます。

現実的には、海岸地区、例えば旧西越地区というようなパターンありますけれども、産業が発展すればいいというのは、1点、私個人的な考えなのですけれども、どこの地域にも空き家がございます。私5月の選挙のときに相当歩かせてもらいましたけれども、海岸地域もすばらしいうちでも人が住んでいない。現実的には西越地域でもそういう状況、また駅前では空き地、いろいろなものがございます。それで、出雲崎町の住民として何とか、加工場なり農産物の加工なり、またみんながそういうふうに寄り集まるような地域的な場所にそういうのが使われてくると、私個人とすれば非常に幸いかなというようなことがございます。また、数字的に500万円なりという数字も申し上げましたけれども、これは、やはり利用者があればこそその数字でありまして、現実今の状況だと非常に少ないだろうなと懸念は個人的にはいたしております。その中で方向としてこういう事業があるのだということのふれ込みを行政から町民の皆さんに指し示されれば、またいろいろな考えが個人の中から出てくるのではないかというように思いますので、本当にご検討願って、またひとつ方向性を願いたいと思います。

2級河川の問題は、いろいろ難しい面、私も個人的には承知はしておりますし、また地域から要望があればそのようにひとつお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（中川正弘） 答弁はどうですか。

○4番（諸橋和史） いや、結構です。

仙海直樹議員

○議長（中川正弘） 次に、2番、仙海直樹議員。

○2番（仙海直樹） それでは、私のほうから今後の町づくりにおける出雲崎町のホームページの活用についてお伺いいたします。

現在町のホームページは、平成11年7月に開設いたしまして、平成18年2月に現在の形にリニュー

ーアルされたわけでございます。平成11年開設後は、月に約3,000件のアクセス、そしてリニューアル後の近年では、町当局の皆さんのご努力を初め、ジェロさんなどの効果もあってか、アクセス数も月に約7,000から8,000件と急増しております、町のPRを初め、町民の皆さんへの情報提供にはなくてはならないものとなっておりますわけでございます。

私もさきの12月定例会の一般質問で、若い世代を中心とした町づくり検討委員会のような組織を行政が取りまとめ役となって立ち上げられないものかご質問、ご提案させていただきました。そして、町長も全く私の意見に同感であり、賛同した上で、行政のスリム化や町主導ですと人材の確保が容易ではないなど、なかなか難しいとの見解を示されたわけであります。

町長も昭和63年に初当選なされてまず手をつけたところは、町おこし委員会というものをおつくりになったそうですが、これはハード面、ソフト面において委員の皆さんのご提言が生きたと思っ
ているとおっしゃっておられました。それから時代は移り変わって、当町も合併せずに自立の道を歩んでいるわけでございまして、行政のスリム化も行われているわけでございます。町づくり検討委員会のような組織が行政のスリム化などに伴い容易でないのであれば、出雲崎町の町のホームページの中に皆さんからのご意見を投稿できる場所、皆さんのご意見をお寄せくださいというようないわゆる目安箱のような場所をおつくりいただきたいと思えます。ご承知のように目安箱は、8代将軍徳川吉宗公の考案によるもので、一般庶民の要求や意見を投書させた箱として余りにも有名でございまして。現在町のホームページにもお問い合わせの欄があるのも承知しておりますが、町民の提案、要望、また建設的な意見をホームページよりお寄せいただくことにより、町づくり検討委員会に匹敵するような意見が出てくるのではないかと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ホームページの開設につきましては、平成11年の7月にさかのぼり、各市町村とも行政が作成するホームページはまだ走りのころでありましたが、本町でも良寛、あるいはまた観光情報等々をメインにした公共施設、あるいは宿泊施設等の紹介などが主なものであったわけでございます。その後平成17年度に全面リニューアルをいたしまして、住民の暮らしに直結するサービスや各種施策などの情報発信を行うようになり、月のアクセス数も7ないし8,000件とご利用いただいておりますというところは先ほどの仙海議員さんの言葉のとおりでございます。

本町でも住民の方々の意見は、直接集落へ出向きましてお受けすると。来庁によるもの、電話によるもの、手紙によるもの、まだごく少数であります。メールによるご意見、ご質問など、小さな町だからこそできる直接顔の見える方法でいつでもオープンにお受けしたいというふうにご考えておるところでございますが、現在県内市町村が開設するホームページの中で県内の首長への手紙、いわゆる投稿欄を設置している市町村は、市では20市中16、町村では11中4町村で、意見募集は6市で、町村では2町が行っております。仮に長岡市での投稿形態を見ますと、はがきによるものが全投稿数の47%、メールによるものが35%、その他が18%になっており、意見、相談、苦情、質問

などに分類されます。長岡市においてもホームページを利用した意見投稿はまだ少ないと言われておるわけですが、しかし今の時代ホームページによる意見聴取の場の設置を住民の方々のインターネットの利用状況に合わせながら、ご意見聴取の一つとして加えることも大切だということで、今後も検討してまいりたいというふうに思っているわけですが。

仙海議員さんからの重ねてのご質問でございます。確かに今の時代ですので、そういうホームページ開設によりご意見をお伺いをするということも現実的にやっぱり必要になってまいらると思うわけですが、また目安箱、これはかつていろいろ町もやったこともありますが、なかなか匿名とか、いろんな問題の中でお答えもできないというようなこともございまして、大体余り目安箱というのは少なくなっているのではないかなというふうに思っているわけですが、私は年頭のあいさつ、あるいはまた施政方針でも述べておるわけですが、先ほど来からいろいろご質問が出ているわけですが、今非常にそれぞれの集落、地域における問題点が山積をしておるというような状況もございまして。

私は、そこで申し上げておりますように、やっぱり住民との直接対話の中でしっかりとひざを交えながら、率直にまたご要望、お困りの点とかご意見を承ることが一番最善ではないかと私は考えておるのです。そのことも施政方針、あるいはまた広報、年頭のあいさつで申し上げているわけですが、ただし今まで町は町政懇談会ということをもう相当やってまいりました。それには、地域を設定し、そして時間を私たちのほうでお示しをしながら、広くまた皆さんのご参集をお願いをしましたが、非常にお集まりが少ないということで、各集落へ出向いていろいろあれもやったのですが、これも町が日程を構築し、行程表をつくりながらやってまいりました。しかし、効果は、やらぬよりはよかったわけなのですが、果たして全住民の皆さんに浸透しておるのかなと思うと、いささかクエスチョンマークがつくわけですが、私は皆さん方にも申し上げておりますように今後は、今でもことしに入りましてもう10集落ぐらい、10集落を超えていると思っておりますが、お招きをいただいて、懇談する機会をいただいております。その席にはほとんど集落の皆さんお集まりだ。率直なご意見が出ます。私は、これから皆さんにお願いしたいことは、集落単位でぜひ町長なり関係の皆さんからおいでいただいて、集落における実態をしっかりと聞いていただいて、それに対するいろいろな対応をいただきたいというような、私たちが出向くのはいいのですが、私たちのほうで時間を設定して、この日に行きますが、どうですかというのではなくて、集落から行政として地域に出向いて、我々と話をしなさいというようなご指示をいただくことで本当の話ができるのです。そうすると、集落ほとんどご出席されている。1軒に1人も2人でも出ておられる。これが私は本当の姿だと思うのです。だから、形式とか形でなくて、やっぱり仙海議員さんがおっしゃるように、町民の声をじかに受けとめるということになってまいりますれば、形ではないです。現実的に最もより効果、実りのある対応、方策はどうあるべきかということを検討するときに、私は行政、官製ではなくて、集落の皆さんのいわゆるいつ幾日にどうだと、おい、来いというような

ご指示をいただいて出向くと、これが一番ベストだと私は思うのです。目安箱も大事ですし、ホームページも大事ですが、基本的には私はひざを交えて、目線を合わせながら胸襟を開いて話をするというのがこれからの行政大事なことなのです。私は、そういう方針でいきたいと思っています。ぜひ皆さんからもご理解いただいて、区長会議もごさいますが、お願いもしていきたいと思います。また、議員の皆さんもお越しをいただいて、ぜひ来いと、そしていろいろ話を聞けということだったらいつでも出向いていく。ただし、日程調整をしていただかないとできませんが、そういう基本的な考え方でこれから町民対話を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただいて、またご支援もいただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

やっぱり基本的にはそうやってじかにひざ合わせて話するのが一番よろしいかと思うのですけれども、なかなか都合が合わなくてそういうところに出れないとか、またほかの人がいるとちょっと発言しづらいなという方も中にはいらっしやと思いますし、またそういった方でも手紙とかはがきですと、またメールですと言いやすいなというのも中にあると思うのです。

そんな中で、これ担当課長さんにお伺いしたほうがいいのかわからないのですけれども、現在お問い合わせという欄がホームページの右上のほうにあるかと思うのですが、その欄には月に出雲崎町はどのくらいお問い合わせというのですか、そういったものがあるのか。また、そういった中にはどのような意見というか、苦情になるのでしょうか、そういったようなものが寄せられているのか、もしおわかりになればお願いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 現実にお問い合わせにつきましては、ほとんど件数はないというのが実情であります。最近匿名でありますけれども、問い合わせというより町のほうのトップのほうにメールでご意見をいただくというようなケースがちょっと出てきているかなというような状況であります。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） これは、やっぱりあるからいいとか、ないから悪いとかというわけでもないと思いますし、先ほど町長答弁の中にもございましたが、ちなみに長岡市ですと市長あてのメールやはがき等でのご意見などは月に平均で58件、柏崎市ですと月に平均で10件ほど寄せられているということですが、出雲崎町のお問い合わせのホームページの欄を開いてみますと、アドレスが出てきまして、k i k a k u @ t o w n . i z u m o z a k i、こう続いていくのです。という感じなのですが、これではちょっと見たときにご意見を投稿しようかなという雰囲気にならないと思うのです。やっぱりそこでそういったところに一言皆さんのご意見をお寄せくださいとか、町づくりのために意見を募集しておりますとか、そういったようなところを開くことによってそういった意

見が寄せられるようになるのではないかとと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ご提言しっかりと受けとめまして、今の仙海さんの見解を、やっぱり皆さんが気軽にご意見なり質問なり、また苦言、いろいろな問題をメールでお送りいただくというような、最も簡潔、簡易でその状況に導かれるような形、ひとつまた仙海さんのご意見も聞きながら、検討しながらぜひ開設をしていくべきではないかと思っていますので、前向きに検討させてもらいたいと思います。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。ぜひまた前向きにご検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それと、せっかく前向きなご答弁いただきましたので、ご意見がもし寄せられるようになった場合に、それに対する答えというのですか、今後寄せられた問題に対しての回答を載せていただいて、その問題に対してこれから検討なのか、それはできないものなのかとか、そういったのを掲載していただくとまたそこを見た方が今検討していただいているのだなとか、これから検討してもらえるのだなという、やっぱりそういった気持ちになれますので、またさらにそういったことによって町民目線での行政運営というものができると思いますし、幅広く町民の声を聞けるものと思っております。今の時代パソコンやインターネットも世代を問わず多くの方が利用なさっておりますし、ことしは光ファイバーも入り、利用もできるようになり、かつ助成もしていただけるということで大変感謝申し上げますところではございますが、町長も以前より町民皆様のいろいろなご意見を賜りながら、またいただくところは十分ご批判もいただいて進めてまいりたいとおっしゃっておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、もう一つ、突っ込んでお話しさせていただきたいと思いますが、海岸地区に建設が予定されている町営住宅に関する質問ですが、ホームページの観点からお伺ひいたします。町長は、今議会の施政方針の中で6つの項目を重点施策として挙げられました。その一つに海岸地区に計画している新しい町営住宅を若者に的を絞った住宅にするとした上で、これは全額町単独費の事業となるが、国費に頼らない分自由に入居条件や家賃などを決定できると述べられたわけでございます。若者に的を絞った住宅計画は、今後の町づくりや地域活性化において若い世代が頑張らなければならないと考える私にとっても、全く賛同するところでございます。

計画が進んでいきますと当然町のホームページや広報などで募集がかかるとと思いますが、現在のホームページですと宅地、住宅情報から町営住宅の入居についてというところに掲載され、募集がかかると思います。今現在ですと、そこには住宅の種類や家賃、入居資格が記されてあるわけですが、そこにあわせて町の行っている子育て支援事業や入学金、奨学金、また母と子の健康保険事業の中の当町独自のサービスの一例を載せてはいかがかと思ひます。もしくは、そのページとリンク

できるようにしてはかがかと考えます。当然町営住宅の欄を今後見る方が増えてくると思いますが、そういったものを載せることによって若者の定住にさらなるPRになると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 技術的な問題は、担当総務課長さんがおられるので、お話をいただきたいと思うのですが、基本的にはやっぱりホームページというのは、ただホームページを開設すればいいと、ただそこに記事を羅列すればいいということでは私はないと思うのです。やっぱりホームページを設定した以上、毎年行うような恒例の事業のいろんな問題がありますが、その中でも例えばこれから、今仙海さんがおっしゃるような、町がいわゆる基本的な新しい視点に立って新しい試みを講ずるといような、若者向けの住宅もそうですし、改めてまた子育てなりそういう問題、今子ども手当がいよいよ国会通って支給されるということでございますが、それらのものとの整合性とか、いろいろな問題に対して、やっぱり町がいろいろ事業を進める中における基本的な問題に対してはよりクローズアップをして、いわゆるリンクされたときにそのものを皆さんからまず目にとめてもらうというような技術的なホームページの開設、その内容等々、やっぱり私はこれから検討していかなければならぬと思うのです。私は、全く余り機械のこと、いろいろパソコンも勉強しましたし、やりましたけれども、なかなか忙しくて、私も大体ワープロのほうも、ワードとか、あるいはまた数字的な問題まで勉強したのですが、忙しくてちょっと手を離したらもうすっかり忘れてしまって、時にはそれぞれの皆さんのブログを見たりいろいろしますが、非常に興味あります。だから、やっぱり開いてみようかなと思わせるような手法を取り入れなければならないと思うのです。だから、そういう意味で、きょう総務課長以下、皆さんおられますが、きょうのこの一般質問で具体的ないろいろなことは詰められないと思いますが、ぜひそういう問題に対しては率直にひとつまたいろいろご意見を出していただいて、皆様方のご意見も取り入れながら、要するに開設をした以上は大勢の皆さんから開いて見てもらえるような意欲的な、興味をそそるような、やっぱりそういう内容にしていかなければならぬのではなからうかというふうに思っています。技術的な問題は、私はちょっとわかりませんが、基本的な方向としてはそうあるべきだと、そのように進めていかなければならぬというふうに私は思っています。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

私個人的には、他の市町村見てもそういうところ、市長の部屋ですとか町長の部屋というのがありまして、直接そういったやりとりができるようなのもございますので、出雲崎町もそういったようにやっていただければ一番いいのかなというのはありますけれども、今町長余り得意ではないとおっしゃっておいりましたので、ホームページを見られた方がやっぱり少しずつでも出雲崎町はいいなとか、出雲崎町に住もうかなというきっかけになれば定住促進にもつながると思いますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

以上、ホームページの利用に関してお伺いしてきたわけですが、町長、施政方針の中でも「ホームページの逐次更新による最新情報の提供を行うとともに、地域振興と住民サービスの向上に努めてまいります」と述べられておりますが、今後もさらに見やすく、そして使いやすく素早い更新を心がけていただき、町民の皆様への情報提供や町民の皆様からの意見を聞く場として活用いただきたいと思います。やっぱりこういったものに意見がどんどん寄せられたり、またそういうことによって皆さんが町に興味を持っていただき、今後この町をどういうふうにするのか、どういうふうになってほしいのかというものを一緒に考えていかなければならないと思うわけですので、ぜひまたそういうところに視点を置いて、今後の町づくりを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。もし最後に何かあれば一言お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 議員さんから意欲的に、やっぱり若い世代を代表してそれぞれの置かれている状況、あるいはまた市への声をお聞きしながら、それを町政に反映をするということは基本だと思いますし、私ども率直にそういうものに耳を傾け、受け入れながら、よりよいベストな町づくり、やっぱり町民あっての町ですから、町民の本当に皆様のご理解をいただくことによって町の行う仕事もすべての面が相乗的にプラスされていくということで考えておりますので、前向きにひとつ、単なる言葉ではなくて、現実的に具体的に行動していくべきだと私は思っています。

山 崎 信 義 議 員

○議長（中川正弘） 次に、6番、山崎信義議員。

○6番（山崎信義） 私のほうは、観光振興対策ということで、特に交流人口の拡大について町長に質問させていただきます。

依然として経済不況、あるいは景気低迷の状況は続いておりまして、政権交代もありまして、ますます先行きが不透明な状況の中、今、国会、あるいは県議会、新年度の予算、あるいはそれに絡む法案等が審議の真ただ中でありまして、予算については、衆議院を通過しておりますが、そういう中で私は交流人口の拡大について、今の状況を眺めながら質問させていただきます。

庶民の楽しみにしている娯楽、行楽にしても、今給与の削減等、景気の低迷等によりまして雇用の不安が募りまして、また遠くへ行くよりは近くで安いところ、いわゆる安近短と略称で申し上げておりますが、そういう傾向が非常に多いように感じております。観光振興、スポーツ振興は、地域の活性化を高める上では、交流人口の拡大につながる施策の一つであるとは思いますが、豊かな自然と歴史のある我が町にとりまして、演歌歌手のジェロさん、今観光大使をお願いしておりますが、によりまして地名だけは私どもどこへ出かけても今全国的にほぼ知れ渡ったなというふうに私も実感しております。

一方、新潟県のほうで考えますと、観光立県を目指しております新潟県は、当初予算の中で昨年開催されましたトキめき新潟国体を契機として、スポーツを通じた交流に取り組み、スポーツイベントの誘致や芸術、文化に親しむ機会の充実などにより、交流人口の拡大を目指しております。

そこで、前々から町長は観光立町を掲げる当町として、そのよさ、持てる力のアピールに私はこの際、もとへ戻るようではありますが、観光モニター制度を導入して、その受け入れ対策などについて、あるいは町の表情づくりについて具体的に進めたいかがかなと考えますが、まず町長の所見をお伺いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目の観光モニター制度による町の表情づくりという点でお答えをしたいと思いますわけですが、申し上げるまでもなく、2度にわたる震災を乗り越えるために震災復興元年、2年ということで、従来の町の観光からやっぱりすみへの観光、点から線、線から面へとさらに拡大をするべくそれぞれ事業を展開してまいっておるわけですが、それなりの私はやっぱり効果は上がっていると。私も対外的にいろんなところに出るのですが、出雲崎町というと良寛さんもさることながらジェロさんですね、こういう声をかけられます。去る火曜日、「NHK歌謡コンサート」にジェロさんが出演をされました。そのときのアナウンサーの紹介は、「新潟県出雲崎町を舞台にした「海雪」をジェロさんが歌います」と。ジェロさんは、歌われました。それを見ましても、私はやっぱり震災復興の中でジェロさんから観光大使にご就任をいただいたの価値は十分あったと、あるいはまた今議会にもご提案申し上げておりますところのおけさ大使等々、あらゆる方法、手段を講じながら、出雲崎町を全国的に売り込むという形の姿勢には変わらないわけですが。

また、今山崎議員さんもおっしゃった観光モニター、その辺も、モニター制度、どういう地域にどういう人を配置してどのような対応をするかということも今後の課題になるかと思いますが、やはりそういうことも一策、当然出雲崎町を今申し上げました点から線、線から面へというさらなる売り込みという面においては、非常に大事なことではないかというふうに思っております。そのほかにもいろいろなことが考えられるのです。今ゆるキャラという、物すごくこれはヒットしているのです。黄門さんとかひこにゃんとか、いろいろなものが出ているのです。これがまた相当有名になっているのです。だから、モニターというと町政モニターとか、いろいろなモニター、モニター化ということですが、ゆるキャラのような、出雲崎町というものをどういう形で、どういうキャラクターを配置するかというようなことも、これはやっぱり出雲崎町を売り込む大きな要素になると思うのです。今山崎さんのおっしゃったモニター制度、これもやっぱり十分今後の観光立町、出雲崎町を売り込む一つの方法、手段としては、当然どのような方法がいいのか、これからの課題なのですが、検討をしていかなければならぬのではなからうかなというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 6番、山崎議員。

○6番(山崎信義) 私は、やっぱり受け入れ態勢の問題があるから、余計そういうほうがいいなと思って今提案させてもらったのですが、例えば新潟県で今予算の審議中なのですが、県の場合は新潟米モニター設置事業、継続事業で今上げてあります、1,600万円ですけれども。これは、どういうことかといいますと、首都圏における新潟米モニター、これは東京方面なのですが、そこに設置して米の宣伝してもらおうという形で20名をお願いするということで今提案中であります。

それで、私が言いたいのは、町を訪れた人に好感を与えて、その上で次また来たいと思わせるためにやっぱりそういう制度を使いながら、これはどういう内容にするかというのはいろいろまた議論の余地があると思いますけれども、町民の方からでもいいですし、今のように東京当面でもいいですし、そういう方々を募りまして、20名なら20名を限度にして例えば、例えばですから、ある温泉地行ってそこに1泊してその対応ぶりを見てくる。帰ってきたらレポートを書いてもらってそれを提出する。それを当局としては見られて、実施できるものは実施していくという、そういうことやっている町村があるわけです。今私はすぐやれとは言いませんけれども、今後の課題として、先ほど町長おっしゃったとおり、首都圏でもいいですから、ぜひそういうことで内容を詰めていく。今確かにジェロさん等で、ことしまたおけさ大使もありますけれども、先ほど言ったとおり地名はもう確かに皆さんわかっておられますので、今度来られた方には町としてきちんとした対応ができる、自信持ってできると、さっきは仙海議員からは別の分野でホームページの関係ありますけれども、今度は現実に町に来られたときにそういう受け答えができる、あるいは受けてもらえる体制づくりが大事だということでの提案ですけれども、もう一度お願いします。

○議長(中川正弘) 町長。

○町長(小林則幸) 当出雲崎町も、議員さんもきつとご承知だと思うのですが、ふるさと交流関係の事業を相当展開しました。全国にそういう会員を募りまして、1年間に会費いただきまして、私も会費の額はちょっとわかりませんが、仮に1万円の会費をいただきますと1万5,000円か6,000円ぐらいの出雲崎町の米から魚から、時にはタラの煮つけ等々もお送りして、最初は物すごく盛況で、そして時には町においでいただいて、1泊して私たちと交流会というのを行いました。しかし、これも年々回を重ねまして、何年ぐらいやったでしょうか。5年ぐらいだったかな。5年以上だな。大分進めたのですが、各産業団体も全部加入してやったのですが、最終的には大体この辺でひとつ幕引きをすべきだということで、一応終止符を打ったという過程もございます。山崎議員さんのおっしゃることもまことに私たちも参考にしなければならぬのですが、かつてそういう事例があったということの中で、非常に効果も上げたのですが、なかなか長続きしなかったという残念な結果も出ております。広報紙を送ったり、物産を1年間に3回でしたか、皆さんおわかりでなかったですか。3回でしたか。3回に分けてお送りしたというようなこともございます。そのようなことで、非常に最初は喜ばれたのですが、何かやっぱり時間が経過することによってちょっとやむを得ず中止をせざるを得なかったという事実がございます。

そういうことですので、今そういう町を売り込むいろんな方策については、今山崎議員さんのおっしゃるモニター、ゆるキャラということ私もちょっと申し上げましたし、またジェロさん、あるいは民謡の剣持さんとか、そういうおけさ大使等々も、すべてこれ決定だということではないのですが、あらゆる挑戦、あらゆる施策を講じながら進めるということが大事だと思いますし、やっぱり今山崎議員がおっしゃったように要は受け入れを、来たお客さんにどうこたえるか、それによるリピート客誘致というのはこれやっぱり基本なのです。リピート客が来ないのではだめなのです。1回行ったら2回、2回行ったら3回、また行ってみようかというような魅力のある町づくり、それにはおっしゃるように受け入れ態勢をしっかりとしていかなければならぬ。その辺からもやっぱり私は観光に欠かせない大きな要素であるのではないかというふうに思っていますので、おっしゃるようにご意見を尊重し、また検討しながら進めてまいりたいというふうには思っています。

○議長（中川正弘） 6番、山崎議員。

○6番（山崎信義） 私も前町なかへの導入ということで観光ガイド要請されましたけれども、そういうことで着々と体制は整ってきておるわけです。そういう中で、やっぱり民宿なんか非常に充実してきておりますので、前のことわかりますが、一步先へ進むという観点から、町長もそのような考えでありますけれども、ぜひ進めていただきたいということをもう一度申し上げておきます。

行政的には役場の職員の皆さんや、あるいは我々議員もそうですが、今までもいろんなところに視察しております。北海道、あるいは九州もありますし、長野もありますし、福島もありますし、それぞれみんなよさがあります。二番せんじはよくありませんけれども、そのまたいいところを取り入れてやっぱりやらなければならぬなというふうに思います。ただ、私らも反省しなければならぬのは、私どもも盛んに言っているわけですが、それが結果的にただ言いつ放しのような感じになりますし、職員の皆さんも出てこられても中での発表で終わる可能性もあります。予算づけありますけれども、そういうことだけではだめなのだ。やっぱり発表する場も欲しいし、それを生かすということでより前へ進むということでのお願いであります。くどく申し上げるつもりありませんので、その辺でとめておきます。

次に、私今回これが一番言いたいわけですが、姉妹都市の福島県の柳津町との交流拡大ということで、また先議会で中野議員が質問されましたけれども、私またそれ一步進んでお話を申し上げたいと思います。かつて第4次の全国総合開発計画の最終答申の中で報告されたことがあるのですが、これまでの考え方、要は定住人口だけでなく、交流人口も社会基盤の整備事業、これを目標として重視して、地域間の交流、連携が活発になるようにという提言がなされておりました、もう10年もたっていますけれども。その中で都市と農村との交流で、人や物、それから情報の交流を活発にしてその地域の元気度を高めようというのが交流人口の考え方だというふうに言われておりました。

肝心の柳津町との交流についてですが、姉妹都市提携以来両町での首長間、あるいは議長間、あるいは商工会等々のトップレベルの交流はあったように思います。議会としては、それを反省しま

して、今議員同士の交流も行っているところでございます。そういうことだけではなかなか進まないということで、交流人口を増やすには、前にいるんな先輩議員、あるいは同僚議員が質問されておりましたけれども、一番手っとり早い方法ということで私はあえてこれ申し上げているのですが、やはり姉妹都市の活用が一番いいだろうと。私も先般柳津町行ったときに、懇談会の席で副町長さんや議長さん、あるいはそこにいられる議員の方々と一献酌み交わしながら、ぜひお互いに中身のひとつ交流やってほしいのだという話を申し上げましたら、皆さん異口同音にぜひそうしてほしいという話がありました。ちなみに、昨年向こうの野球連盟が出雲崎町に来られまして、うちの野球協会との親善試合をやったわけですけれども、これは町長ご存じのとおりであります。ことしは、答礼として私どもが向こうへ行くということ、そこまでは決まっております。そういう中で、こういう町民間の交流ということについて、まず町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 究極のご質問は、トップ、あるいはまた議会の皆さん、あるいはいろいろな皆さんとの交流はあるのだが、町民同士の交流がいかにあるべきかというような、これについてどう考えるかということですが、まさにそれが一つの心髄だと私は思うのですが、なかなか言うはやすし、行うはかたしで非常に難しい問題でございます。町民間の交流ということになりますと、それぞれの目的を持ってお招きをして、また行くということですので、それには当然経費もかかるわけでございます。それに伴う個人負担というのは、なかなか難しい。そうすると、公費を出すということになるのですが、これも今の状況ですと制約を受けるという状況でございます。だから、私は構えて交流というのではなくて、自然体の中で柳津へ行ってみようかと、西山温泉入ってみようか、あるいはまた版画家の齋藤さんのところへ行ってみようかとか、そういういろいろな柳津町の風光明媚なああいうところにひとつ行ってみようというような気持ちで町民の皆さんからやっぱりそういうところに足を運んでもらうと、あるいは出雲崎町も町民各位から、よし、今度出雲崎町へ行って、ひとつうまい魚でも食べに行こうかというようなお気持ちになっていただけるような自然体の交流をいかないと、官製ではだめなのです。そのためにうちも柳津の冬祭り、あるいは出雲崎町のいろんな行事にはあわまんじゅうをつくってもらったり、あるいはそばを打ってもらったり、大変好評を博している。だから、私は構えて交流ではなく、自然体、自然発露の中で交流をするそのものを拡大をしていくという方針でないと、この前申し上げましたが、無理やりそういう組織なりそういうものつくっても長続きしないのです。金がかかっても実を得ないというような状況です。だから、私たちも柳津の虚空蔵さんの問題もあるし、出雲崎町のいろいろな人の売り込みもあるので、そういう関係の中に自然体の中で柳津へ行ってみようか、出雲崎町来てもらおうかというような条件を醸成する、これ行政の役割だと私は思うのです。あとは、それをあえて定期的にお互いに温泉行ったり、こっちへ来てもらって飲んでもらったり、食べてもらったりというようなことでは長続きしないのです。だから、私は自然発露、自然体の中でいかに姉妹都市としてのいわゆる

提携を62年に結んだあの当時の原点に返って、お互いにひとつ交流しようという気持ちの発露をどう出していくかということが大事だと思うのです。これは、やっぱり私たちも努力しなければならないし、また現にそういう交流を通しながら柳津のよさとか出雲崎町のよさも知ってもらっていますから、そういう中で団体でおいでにならなくともおいでをいただいているわけですから、私はふだんのふだん着の姿の中での交流を通して、そのものをさらに拡大をして、よし、そういうのだったらおれも行ってみようかというような状況をつくり出すということにまず私たちは専心をすべきだというふうに考えています。

○議長（中川正弘） 6番、山崎議員。

○6番（山崎信義） 自然体の中で、また余り構えてやるとなかなか進みにくいということはよくわかります。

私もある方から一つの提案があったわけですが、これJRの関係であったわけですがけれども、前町民号をやっていましたよね。それがなくなって、それに似たものが欲しいなということがありまして、私ちょっと思ったのですが、そういう形でまたできればいいかなと。列車でなくてもバス、その辺でもいいのですけれども、これは自己負担当然伴います。そういうものでいかがというふうに考えています。

そんな中で、やりやすいということで私申し上げているのですけれども、当町においては町長もご存じのとおり、スポーツ団体いっぱいありますし、それから文化団体もいっぱいあります。そういう方々が、あるいは商工会も向こうに店もあります。先般行ったときもちょっと少なかったのですが、もっといっぱい広げてほしいなと話したのですけれども、そういうところでもっと向こうの町民の方にもPRしなければならぬというふうに思いました。そういうことで、町民号やりなさいということは私言いませんけれども、それに類似した形でひとつできるのではないかと、姉妹都市を活用すれば、それこそ町長言われる構えてこれから、さあ、どこへ行きましょうかということではまた大変なのですが、今せっかく姉妹都市もあるわけですから、そこと交流を深めればお互いが有利だなというふうに思います。

それで、私どもが一番懸念するのは、今ことし野球行きますけれども、ほかの団体が希望すれば当然、町長さきの議会で答弁されておりましたが、町の車を出しても行くということですから、いわゆる窓口。野球でいけば例えば教育委員会窓口にするとか、あるいはほかのことであれば総務課が窓口になるとか、あるいは産業観光課とか、ばらばらになる可能性があるのです、窓口が。お互いそういうことではまたよくないということで、姉妹都市同士の場合は、例えばの話です。総務課の中で、企画係なら企画係が担当するという形、あるいは産業観光課でいいです。観光係がするのだと。もうそういう形で決めて、それこそホームページできちんとうたっていけば私はそれですばらしい交流ができるなというふうに思います。向こうは、ご存じのとおり町で宿泊設備持っています、一般の施設もありますけれども、非常に利用しやすいわけです。だから、そういうこともやり

ながら参考にしてみたらどうかと思いますし、今契約されているのが駅前までの道路関係、今度整備するそうです。多分また出雲崎町の海岸ののを参考にされるのでしょうかけれども、そういうところでつぶさに見ているとそれがわかるわけです。そういう気持ちで私は交流人口の関係でお話申し上げます。

より堅実に進める意味で、ぜひ進めてほしいわけですが、もう一点、先般東京出雲崎会の紹介ありました。町長も議長も出席されておりますが、そのほうも使う、一つ手があるということでまた申し上げたいと思います。東京出雲崎会並びに新潟出雲崎会、日ごろいろんな祭り事に関係しまして関連があるわけでございますし、ふるさとでもありますので、先ほど町長も言われたふるさと納税制度で非常に厄介になっておるわけでありまして。そういうものも利用しながら、さっきのモニターにも絡みますけれども、もっといわゆる会員同士、会員が来て本当にふるさととの交流を図る、そういう点が私は欲しいなと思うのです。役員同士は、当然いろんな祭り事で来ておられますので、これは私ども議会とも交流がありますけれども、そういうもう一歩中のものがどうも欠けているなというふうに私は思っております、交流人口、交流人口言うならばそれを含めたほうが早いなということで今回はその質問させてもらったのですが、その辺、町長どうですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 議長さんもおられますが、去る13日でした。東京出雲崎会の総会に出てまいりました。非常に大勢の皆さんがお集まり、しかも世代交代をしまして、若い方々がたくさんお集まりになりました。そのとき開会に当たりまして、伊藤会長代行、そして内藤会長さんのごあいさつをいただきましたが、今山崎さんがおっしゃるような、これから我々出雲崎会とふるさと出雲崎町、観光いろいろな面でしっかりとスクラムを組んで、ひとつふるさとのために頑張っていきたいというあいさつをいただきました。私は、来賓祝辞、田中議員さんも出席されました。そのとき申し上げたことは、まず私はこの総会に出席をさせていただいて感じたことは、今会長代行、あるいは会長のおっしゃったふるさとに寄せるすばらしい情熱と意気込み、これを私はしっかりとエネルギー、勇気をひとついただいて、町に帰って町民の皆さんにお伝えをしますと申し上げました。そして、現に東京出雲崎会もまたやはりスケジュールを組んで、おいらん道中に合わせて来るのでしょうか、天領、あるいは良寛記念館にもおいでになる。ちょくちょくとやっぱりそういう企画をされています。そして、私もそのごあいさつで申し上げたのですが、皆さんに今議会でも提案しておりますように、良寛没後180年、世に出した佐藤耐雪さん、あるいは相馬御風さんなどのいろいろな記念展等々も計画をしているので、ぜひひとつ皆さんからもおいでをいただきたいというようなこともお願いしております。だから、どれだけこっちにおいでに、しょっちゅうおいでいただいているのですが、そういう意味で私はやっぱり東京出雲崎会、新潟県出雲崎町、ふるさとに寄せる情熱というのは私はすごいものだと思って帰ってきました。だから、1年に何回来いとか、そういうことではないのです。皆さんがそういうお気持ちの中で行動していただけるということが大事だと思うのです。

そういうことで、山崎議員さんのおっしゃるとおりだと思のですが、私はやっぱりそういう交流関係につきましてはさらにさらに太く大きくしながらひとつこれからも進めてまいりたい、またお願いもしてまいりたいというふうに思っていますので、そのようにまたご理解もいただきたいと思
います。

○議長（中川正弘） 山崎議員、そろそろ時間ですので、簡単にまとめてください。

○6番（山崎信義） 今県の関係で見ますと、ふるさと応援団という制度、継続でやっておられます。ふるさと新潟応援団という名前つけていますが、今町長言われたように、東京出雲崎会だけでなく、東京新潟県人会で昨年良寛の施設めぐりということでおいでになりました。それ引っ張ってこられたのは今の東京の会長ですけれども、自ら解説されておりましたし、新潟の長谷川会長も同行されて、バス2台で出雲崎町へ来られました。そういうふうに結構ふるさとを応援される方本当に多いわけです。そういう方々にまだまだ活躍してもらわなければならぬ面がいっぱいありますけれども、先ほどから言っていますように、会員の方々との交流をぜひ進めてほしいなと思っています。還暦等やりますと、祭り事に合わせて今やっておりますけれども、そういうときにさらにまたPRして、もっと来てほしいということを申し上げていただければ幸いなというふうに思います。そういう意味で、例えば東京出雲崎会の中にふるさと応援団というものをつくってもらおうとか、これはちょっと急な考えですけれども、私も考えているのですが、そういうことを頭に置きながら最後の質問にさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（中川正弘） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時02分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を続けます。

（午前11時15分）

田 中 政 孝 議 員

○議長（中川正弘） 3番、田中政孝議員。

○3番（田中政孝） それでは、私のほうから芸能文化の伝承についてお伺いしたいと思います。

まず、1つ目に当町の芸能といえば無形民俗文化財である出雲崎おけさが挙げられますが、この出雲崎おけさをどのように伝承されているのか、また今後どのように伝承されるのかお聞きいたしたいと思います。

ここで、あえて出雲崎おけさの起源についてちょっと述べたいと思いますが、源平の戦いで佐藤継信、忠信兄弟が源義経の忠臣として活躍した。中でも屋島、壇ノ浦での奮戦が源氏大勝のもととなったという詳しい知らせが当時尼瀬の釈迦堂に仮寓していた兄弟の母、音羽御前のもとに届き、

尼御前はうれしさの余りおけさ姿のまま喜び踊った。これがおけさの起源であると古くから言い伝えられてきました。そこで、今から約800年前の鎌倉時代には、いわゆる民謡と言われるような形はほとんど見られず、念仏踊りと似たものが寺の境内から生まれ、楽器も鉦鼓くらいであったと言われております。この踊りを繰りかえいるうちにリーダーである音羽御前のおけさ姿をそのままおけさ踊りと呼ぶようになったのではないかとされています。この踊りの中にやがておけさ歌が生まれ、いつかおけさ節として定着してきたものと考えられます。こうしておけさ節は踊りとともに出雲崎町の住民の中に生き続け、何百年か過ぎ、やがて江戸時代に入り、出雲崎港が海運、交易の中心となるにつれて、各地から帆船で諸物資の積みおろしがあって盛況を見るようになりました。同時に、それぞれの地方の歌が流れ込んできたと言われております。その代表的なものに九州のハイヤ節があります。そのハイヤ節がおけさとミックスされ、改良が加えられ、現在の出雲崎おけさの元歌ができたと言われております。

出雲崎町は、直轄領の政治経済の支配をつかさどり、また佐渡金山の金銀輸送の要路であったので、海運が発達し、特に江戸時代後期には北前船の活動によって大阪から北海道間の物資交流が盛んになり、越後の各地はもちろん、遠くは秋田、北海道、宮城など、各県にまたがって普及しました。

このように出雲崎おけさは、おけさの源流であり、出雲崎おけさには3つの特徴があります。1つ目に、船人の情歌、浜の恋歌、2つ目にはやし歌であり、佐渡おけさにもなく、出雲崎おけさ独特のものがあります。3つ目に、良寛にかかわるおけさであり、出雲崎おけさにしか見られないすばらしい特徴を持っています。このような歴史ある芸能、出雲崎おけさについて申し上げましたが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 出雲崎おけさの由来、あるいは歴史、文化的な価値の重要性、そのものずばり今田中議員さんがおっしゃったとおりでございますので、このものに対して言及することは避けさせていただきますが、これをいかに継承していくのかというご質問かというふうに思っておりますが、ご承知のように出雲崎おけさは昭和62年の1月に無形民俗文化財として町の指定を受けておりました、おっしゃるように文化財としても価値が深いものであります。また、保存、伝承につきましても、町としては関係者の皆様のご努力と熱意によりまして、今までにもおけさ源流の碑建立や出雲崎おけさ全国チャンピオン大会、あるいはCDによる保存、販売、あるいは盆踊り、小中学校の体育祭、各種会合での阿波踊りなど実施して、力を入れてきたところであります。しかし、近年時代背景もあり、各人の志向の分散化や芸能、文化の多種多様性は否めないところでありますが、その中でも後継者育成ということについては一層の重要性があるのではないかとこのように思っているわけでございます。今後皆様方とお力を合わせながら、町民各位から出雲崎おけさというものをいついかなるときにも歌ったり踊ったりしていただけるような普及をさらに図るべ

く努力していく必要があるというふうに考えておりますので、あらゆる機会通しながらさらにこのものを大勢の皆さんから歌い継いでいただくというような形の中で頑張っていかなければならぬと。また、田中議員さんもおけさ保存会の会長もしておられるわけでございますので、またその辺のノウハウ等もお寄せいただいて、この大事な歌をひとつまたさらに世に広めるといいでしょうか、歌い継いでいかなければならぬというふうには思います。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） それで、出雲崎おけさの流しが毎年8月の14日に行われていたわけでございますけれども、震災以降ですか、震災以降ですよね。中止というようなことになっておりまして、非常に残念なのですけれども、中止は私個人的にもやっぱりやむを得ないというふうには見ております。参加者も少なくなったのはもちろんだし、参加される意気込みといいますか、全くもうしょうがないから、出るというような、企業のほうから何人出なさいと行政のほうから言われると、無理やり出させられるというようなことで、そういうおけさを踊りたくて出てきているわけではないのです、残念ながら。あれは、やむを得ないかなというふうには思っておりますけれども、それにかわるようなものを何とかできないものかと。いろいろ考えておったところなのでございますけれども、昔私も若いころといいますか、子供のころですけれども、尼瀬にもありましたし、諏訪本町のところでもありましたし、もちろん良寛堂から、各町内とは言いませんけれども、あちこちで、もちろん駅前にもありました。盆踊りというようなものがあったわけですが、本当にたくさんの方が踊っていられたという記憶をしておりますし、そんなところでやっぱり流しがなくなって残念がる方もいらっしゃるわけだから、そういう人にも、帰省客の方から喜んでいただくというような面もあって、ぜひとも良寛堂で昔の踊りのようなものができないものかというふうには私は思っております。

それで、先日石井町のほうの方とちょっとお話しさせていただきました、良寛堂でおけさ踊りができないかというふうなことを説明させていただいたところ、町内の役員の方が9名いられて、それが13日に会合があるので、その席でちょっと披露してみたいという話で、きのうその結果どうでしたというお話をお聞きしましたら、大賛成だと、ぜひとも町内としてはそういうふうなものやっていただき、にぎやかにしていただきたいのだというふうなことお伺いしまして、これはいいことだなと思ひまして、8月の15日前後になるかと思ひますけれども、ジェロさんも来られるわけですが、そんなのを勘案しながらぜひとも、前に漁協のあそこでやられたこともありますけれども、ただ広くていいだけであって、立地的には私は絶対に良寛堂でやるべきだというふうには思っています。もしそういうことが町のほうでいいではないかというようなことがあれば、私も積極的にお手伝いしたいなというふうには思っております。そんなところで、町長のお考えをお聞きしたいと思ひますが。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員さんがおっしゃるように、かつては本当に盆踊りというのは夏の風物詩で、これはもうみんなが楽しみにしておったのですが、先ほども申し上げましたように、時代の変化とともにお互いの考え方、生活形態が多種多様になったということにより、そういうものがすっかり影を潜めておるといようなことで、それでだめならば私たちもやはり良寛堂でやったり、あるいはまた漁協等でもやったわけですが、なかなかお集まりいただけないといようなことで、その試みも挫折をしたという過去の経緯もございます。そういう中で改めて町民各位のほうでぜひそういう我々のかつての出雲崎町の伝統的文化、出雲崎おけさ踊り大会を復活をさせたいという意欲をお持ちいただけるとするならば、これ私たちはその復活もやぶさかではないというふうに考えています。でき得るならば、今田中議員さんがおっしゃったように、議員さんも会長をしておられますので、町内なり、また出雲崎町のほうのそういう皆様方の有志等々にお呼びかけいただいて、何とかそういうものを企画、あるいはやっていただけるなら町も全面的にまた協力もするということについてはやぶさかではないわけですが、とかく町が呼びかけても、なかなか今までの例ですと成功をしておらないという実態があるわけですから、本当は今田中議員さんおっしゃったように、自然発露的にそういう声がつつと沸き上がってきて、よし、やろうとなれば、これは本物だと思ふのです。だから、そういうものの町民各位のかつてのありし出雲崎町の華やかさ、にぎやかさを取り戻すためにやろうということになれば、これは私たちも全力を挙げて応援していきたいというふうなことで、それらの事業主体なり、そういうものについて、金やいろいろな面については町は全面的に協力するのですが、その事業主体等々の呼びかけなり、主体をどなたからやってもらえるかということになってくると、本当いいお話を承っているのですが、そういういろんなところの会合なり、あるいはいろんな話し合いの中でこれをやろうという機運が盛り上がってくれば、これは本物だと思ふのです。だから、そういうものを何とかまたまとめ上げていただく、民間活力といいましょうか、そういうものの主体性、例えばおけさ保存会もございまして、そういう皆さんと相寄り、相協議をしていただいて、お互いにひとつやろうというふうなことができれば一番最高ではないかなと思っていますので、その辺も今議員さんのお話承ったところですが、今後お互いに検討して、できるならば私はやっぱりそういう姿ができてくればいいなと思っています。その一番ベストな方法は、最善の方法はどのような形がいいのか、これは今後のまた課題として前向きに検討してまいりたいというふうには思っています。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） 全くそのとおりでございます、まずやっぱり地域の方の了解です。それがまず第一です、私どもやるほうの立場としましても当然でございます。行政の方からご協力を得なければならぬと。みんなで一緒にやれば何とかなるのではないかと、いうふうには私は思っていますので、ぜひともその辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これからまた石井町の方々、この間役員さん9名の了解というふうなことで、これからま

た町内の方々に説明を申し上げなければならぬなというふうには思っておりますけれども、あと細部にわたりましてはいろいろ協議させていただきたいというふうには思っておりますが、よろしくお願いいたしたいと思います。

そこで、先ほどの後継者の育成ですけれども、後継者の育成は確かにもう年をとった人を育成するなんて難しいもので、やっぱり小さいうちから、子供のうちからといいますか、小中学生あたりといいますか、そういう子供たちを出雲崎おけさにならせるというような意味で、ぜひとも学校関係のほうから何とかそういう時間を割いて、芸能、文化、郷土芸能の育成という意味で何かそういう時間が持てないものかというふうには思っておりますが、どうでしょう、教育長さん。ほとんど今のところはそういうものはないのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（中川正弘） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 学校関係の子供たちの件ですが、小学校ではクラブ活動でおけさのほうの、田中さんからそれこそ指導していただいて、歌、あるいは踊り等やっておりますが、中学校のほうでは国の教育課程の編成が先般ありまして、クラブ活動という時間がなくなりました。そういうようなことで、地域的総合学習の中でやるしかない、そういうふうな状況で、地域学習の中でやるならば考えられるかなと、そういうようなところでございます。ただ、個人的に歌とか三味線をたしなむというふうな子供たちが出てきていることは大変に喜ばしいことだと考えております。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） どうもありがとうございました。

確かに若い子供たちを育成しなければ、これ恐らく出雲崎おけさもなくなるのではないかというふうには思っておりますので、ぜひともその辺は、中学はちょっと難しいというようなことですが、小学生、それ以下の子供たちを育成するような方策をひとつ考えていただきたいというふうに思っております。

それと、出雲崎おけさを伝承するにも、やっぱりある程度忠実といいますか、昔から伝わってきたおけさを伝承するというような意味が非常に大きいと思うのですけれども、かなり前の話なのですけれども、行政主導でおけさの、あのころはたしか一本化にするというような話で、一本化というのは私もちょっと今のところわからないのですけれども、歌にするとちょっと歌い方に多少個人差があって、今もあるのですけれども、そういうおけさの歌を一本化するという意味だったのか。また、三味線だともちろん多少の弾き方といいますか、そういうものは当然あるのが普通であって、それを一本化しようというような話がいつの間にか三味線あたりちょっと違ったのです。新しいものになったという言い方までいかないのですけれども、3本の線を2本にとめたとか、ちょっとそれはどうかという、いろんな今議論もあるので、それをその当時行政主導でやったわけです。やらされたというところが本当に正しいのかどうかわかりませんが、それを受け継いでいるところもあるし、昔からやられていたところもあるわけなのです。だから、自然に変わって

くるのは当然多少あるかと思うのですけれども、ある程度行政主導でやられたのは、当時私もまだ若かったといいますが、余りタッチしていなかった面もありまして、最近思いますのはどうしてこういうふうになったのかなというところが実際あるのですけれども、その辺は町長恐らくご存じないのだろうと思いますけれども、ちょっとご存じでしたら。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 私の前の前任の佐藤町長さん時代にこれが行われたということは私も議員で承知しております。かつての小町南山さんの古来の出雲崎おけさというものの、いわゆる伝統的な持ち味というもののよさを、今田中議員さんおっしゃるように、再現をしたいという方々もあると思うのですが、いわゆるチャンピオン大会とか、ああいうものを催したわけですが、それになりますと審査なりいろいろする観点から、踊りにしても足の動きを何歩にしなければならぬとか、いろんな意味で統一したのです。だから、確かにやっぱり昔の出雲崎おけさを知っている人にしますと、いろいろと趣や考え方は違っているのではないかと私は思います、率直に申し上げて、いい悪いはともかく。先般、つい先日ですが、東北民謡コンクール優勝大会がございました。あのとき新潟代表の須藤さんという方が出雲崎おけさ歌いました。もうすばらしかったです。あれは、統一した歌ではないと私思います。古来の、小町南山とは言いませんが、崩した歌ではない。私が聞きまして、最後でしたが、優勝できませんでした。入賞もできませんでした。私としてはすばらしかったです。あれは、やっぱり感じ、趣はよかったです。だから、議員さんおっしゃったハイヤ節、これらもそうです。いろいろな踊りなり歌の歌い方あるのです。だから、こういうものをすべてを一つにするというのがいいか悪いか、これは私はちょっと、率直に申し上げまして疑問を残しますが、ただチャンピオン大会となってきましたとそれぞれが思い思いに好きな歌歌ったのでは審査の対象にならないというのが私は原点ではないかなと思うのですが、そういうようなことであったのではないかと、30年もたちますから、ちょっと私ももう記憶が薄れていますが、おおむねそういうようなことではないかと思っているのですが、これに対してはまたいろいろご意見もあるのではないかと私は率直に思っていますが、今はそういう形で進めておることが現実です。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） 全くそうだといいですか、ほかにも言いたいところもあるのだけれども、ちょっときょうはやめておきますけれども。

では、済みません。次に移りたいと思います。それで、大祭といいますが、お祭りについて次にお聞きしたいと思いますが、私もお聞きするに当たりまして、政教分離については、これ当然のことでありまして、それは当然考えた中でお質問させていただきますので。昨年までの合同大祭がことしは合同ではなく、大祭と名前が変えられるとお聞きしておりますが、それはどのようなお考えがあるのか。みこし渡御については、尼瀬地区においても以前行われておりましたが、一時中止となり、現在に至っております。私は、本当に残念でたまりません。昨年より17日、18日の大祭も1

日限りとなり、子供たちも少なくなり、露天商の収入が下がるという悪循環もあり、17の祭りも中止にならないようにぜひともてこ入れが必要ではないかと思えます。金銀荷揚げ巡見使行列のようなイベントは、各地で同じようなものが行われております。町民には受け入れがたく、感動も感激も全くないと思えます。尼瀬地区の祭りと同様でみこし渡御が行われるとなれば、出雲崎町の最大のイベントである船まつりと2つの柱になり、観光客の入り込み数も倍増するに間違いありません。どのようにお考えでしょうか。

また、正月2日、3日と小正月に各町内から獅子が出て、各家庭を回り、家内安全、商売繁盛など1年の無事を願い、厄払いを行う行事がありますが、このような出雲崎町独特なほかにない文化こそ胸を張って言える町の宝であります。この文化を伝承し、発展させることこそ我々の義務であると思えますが、町長はどのようにお考えか所見をお伺いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、昨年までの出雲崎合同大祭の名称を本年度は合同を削除し、出雲崎大祭とした理由につきましては、昨年の12月、平成22年度の大祭の実施について打ち合わせ会議、氏子代表、観光協会、町で開催をいたしたところでございますが、会議では大祭の名称についても協議が行われ、合同の文字が入ると作り物の祭りの感があると、違和感を覚える等の意見がありまして、伝統行事を内外に売り込み、誘客、宣伝を行うためには名称を出雲崎大祭としたほうがより重厚な響きがあり、最良ではないかとの全会一致の結論となり、出雲崎大祭といたしましたという報告をいただいています。

みこし、獅子等の伝統文化の伝承につきましても、おっしゃるように少子高齢化の現代社会におきましては、当町だけの問題ではなくて、全国的な問題、課題となっております。これに対する対処療法といいたいまいしょうか、特効薬がないというのが現状であります。やるとするならばやっぱり地域住民、先ほどのおけさ踊りではございませんが、地域住民が中心となって、子供たち、あるいは周辺の住民の皆さんを巻き込みながら、互いに力を合わせながら、ひとつまた地域の底力といいたいまいしょうか、そういうものを発揮して、行政、また専門家、連携をしながら地域では乗り越えられない課題を解消しながら、二つとない伝統文化を後世に伝えていくということが必要ではないかというふうにご考えておるわけでございますし、また町といたしまして頑張る地域に対しまして、地域づくり推進事業ということで平成17年度からそういう文化、伝統を守りながらいろいろ行動される皆さんには行政としての姿勢として、ご協力申し上げているというところが現状でございます。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） それで、このたびの予算の中に文化財保存活動事業補助金14万4,000円、チャンチャコチャンです。私も祭りが大好きですので、チャンチャコチャンというのは尼瀬の祭りのチャンチャコチャンと石井町のチャンチャコチャンは全然違うのです、楽が。それも行きと帰りもまた違うのです。恐らく海岸にいる人でなければわからぬと思うのだけれども、それをやっぱり14万

4,000円を使って残そうということ大変ありがたいことでもありますし、尼瀬の祭りがなくなってからもう相当たつわけです。ぜひともチャンチャコチャンの音をまた何とか再現できないかという話で、平成17年の10月9日、天領まつりのときなのですけれども、天領まつりの巡見使の行列ですけれども、行列が来る前に1時間、1時間半ぐらいですか、諏訪本町、尼瀬とその全域にチャンチャコチャンを流した経緯があるのです。それには今の子供たちは全く、6月のチャンチャコチャンはやっていられます。でも、尼瀬のチャンチャコチャンの曲なんていうのは全くわからぬわけです。今現在尼瀬のチャンチャコチャンの楽がわかるのは、私からちょっと下ぐらいの者しかほとんどわからぬわけです。そういう人何人かお手伝いいただきながら、また小学校のほうからご協力を得まして、ずっとこの辺流したことがあるのです。非常に喜ばれまして、それこそ年寄りの方は町のところに出てこられまして、拝むような格好で見られていたというのは本当に記憶に新しいところでございます。尼瀬の祭りも、みこしは出せないのはともかくとして、ぜひともチャンチャコチャンぐらいは何とかできないものかなというふうに願っておるところでございます。これもやっぱり地域の方々のご協力がなければなかなかできないわけなのです。行政が何とかせいとか言ったってそれは難しいところです。そういうところを、もちろん行政と地域の方々とは何とか話し合いの中で実現できればなというふうに思っておるところでございますが、ぜひまたこの辺をご検討いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 済みません。田中議員に申し上げます。

○3番（田中政孝） 時間ですか。多少下さい。

○議長（中川正弘） 時間の制限を越えていますので、簡潔に整理して、最後まとめてください。

○3番（田中政孝） わかりました。

それと、きずなの実行委員会にことは850万円ほど補助されているわけですが、巡見使行列も相当前からやられて、ことは850万円全部ではないのですけれども、その一部だと思いますが、かなりの金額になるわけです。ほとんど町内の方には巡見使行列というのは余り感激がないのではないかと。もちろんそれ以上に、先ほど申しあげました尼瀬の祭りだとか今度新しい大祭とか、そういうのに行政として援助できるものはないのか、その辺ぜひとも検討いただきたいというふうに思っております。最後にちょっと。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今のご質問のご趣旨につきましても、確かにちょっと今ご指摘いただきましたきずなとかドリー夢カーニバル、これもちょっと相当事業費があるのですが、これは震災復興、相当の助成をいただいていることで、これを原資に頑張っているのですが、巡見使渡海行列等々につきましても、ひとつ皆さんからもそういうご意見があり、町民各位の関心等々のニーズ等もしっかりと見きわめながら、今までやってきたから、やるのだというのではなくて、やっぱりそれなりの事業をやることによって効果があらわれてこないとおっしゃるとおりだと思いますし、古来の伝統

を復活させるというような意味合いも私はやっぱり大事なことだと思います。そういう意味で、今までやってきたから、これで当然なのだ、やるのだというような考えではなくて、ご意見をいただいたことも十分参考にして、ことしはそういう計画でやらせてもらいますが、場合によってはチャンチャコチャン、そういうものについてはこれ新たなる視点で行うこともできるわけですが、ひとつまたご意見も伺って、そういう抜本的に改革すべきものは、メスを入れるべきものはメスを入れていかなければならぬと、そういうふうに私考えています。

三 輪 正 議 員

○議長（中川正弘） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） きょうは、老人クラブの方もいらっしゃいますが、若干関係しまして、まず雇用の増大に積極策をとということでございます。世界的な不況により厳しい雇用状況が続いており、新卒者のみならず、失業者の増大や定年後の再就職も極めて厳しい現況であります。働く体力、気力も十分にあり、経済的にも働く場が必要なのにあちこち探してもないという方がたくさんおられます。国も町も各種対策により雇用の増加を図っておりますが、十分ではありません。こういう状況下でこそ自立する町として、企業誘致や雇用の増大を図るために他の市町村の先に行く積極的かつ大胆な雇用対策を実施する必要があると考えますが、町当局の前向きな考えをお聞かせ願います。

それともう一つ、町当局等の努力によりまして町の財政も非常にいいということなものですから、そういうときこそこういうときに積極的に活用して、ぜひ町の活性化を図っていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのまず第1点目にお答えしますが、答弁書見ますと相当いろんな社会情勢、いろいろなものいっぱい書いてございますが、これちょっと割愛をさせていただきます、寸鉄人を刺すと申しますか、端的に申し上げさせていただきます。

きょうの日本経済、私はちょっとまだ読んでいない。これが出ていました。きょうの日本経済の第1面です。きのうの夜のテレビでもやっていました。トヨタ、いすゞ、ホンダ、ことしではないです。11年度です。来年です。来年の春の大卒初め、高校の採用を極端に減らす。3割を超えている。これきょうの新聞です。これ大変なことです。もうトヨタも全部減らすのです。私は、きのうの夜テレビ見ていてこれは大変だと思って、きょうの経済新聞、私はまだちょっと時間がなくて中読んでいない。これを見てください。厳しいのです。この中で今三輪さんのおっしゃる出雲崎町はどう対処するか。これは、だから言うはやすし、行うはかたしなのです。しかし、おっしゃるようにできるだけ町の雇用関係の中でやれるべきものはやるという一つの姿勢はとっていきたい。ましてや今緊急経済対策で雇用制度等々もやっているわけですが、実際のこと申しますと、そういう緊急対策の中における雇用関係の人を募集してもなかなか集まらないという状況もあるのです。だか

ら、国も積極的に財政の裏づけをしながらやっている。しかし、町もそれに対応してやるという姿勢の中ですが、なかなか厳しいのです。三輪さんのおっしゃること十分わかるのです。こういうときに行政が主導して、できるだけそういう困っている人たちに、救いの手とは言えませんが、そういう一つの所得を得るような場所を提供するというのは全くそうだと思うのです。だから、そういう意味で私たちも産業関係等々におきましても、例えば建設業界、これはこの前ちょっと私が申し上げまして、おしかりを受けるかもわかりませんが、いわゆる競争入札にしても一般競争入札ほとんど、やっていないのは新潟県だけで5市町村。そのとき皆さんに申し上げた。私は、今の指名競争入札でいきます。一般競争入札やったらこれ大変ですよ。出雲崎町の建設業界生き残れません。しかし、私は前提は公正、公明に、本当にもうしっかりといい仕事をしてもらうための、一つの仕事をやってもらうというもの大前提にして指名競争入札私はやりますと、こう申し上げた。これおしかり受けるかもわかりません。もし仮にこういうものがなかったら、建設業界はそれでは、この前農業新聞に出ていました。いわゆる荒廃した農地、災害に遭った農地、復旧ができない。なぜか。なぜかといえば公共事業が削減される。建設業界は、全く疲弊をしていると。そこにおける雇用をみんな切っている。そこによって仕事ができない。だから、私は大上段に振りかざすよりも本当に着実に身近なところからしっかりと、行政がやるべきものは何であるかということをしかりと踏まえて、もう三輪さんのおっしゃることは当然だと思うのです。そういう中で、我々町としてやれること、職員にしても何にしても、できるだけ地元の皆さんからおいでいただいて働いていただくというような形の関係を強固にして、少しでもやっぱり雇用の場を創出をするというのは行政の役割。ただし、これをどうするかということになってきますと、もうなかなか厳しい状況だということだけはご理解いただきたい。しかし、その中に行政としては血の通う、もう全力を挙げてやっていきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） これに関連しまして、実はきのうのことなのですが、私天領の里におりましたら群馬県の20代後半の方がちょっと訪ねてきてまして、実は出雲崎町に住みたいのだということで、何でかといいましたら自分の交際している方が新潟の方なもので、今長岡市に住んでいるのだけれども、自分が職を捨てるか彼女が職を捨てるかと思ったら、彼女の職を捨てさせるわけにいかぬということで、自分があえて職を捨てて新潟へ来て、ついては出雲崎町にできれば住みたいのだというふうな話があって、さて困りまして、ではどういうふうな話をしたらいいのかと。たまたま海岸の町の町営住宅とかいうふうな話をしました。それで、出雲崎町は非常に、地元もそうだけれども、今長岡市と柏崎市に通勤するには非常にいい場所だから、その辺も考えるけれども、きょう日曜日だから、町のほうに連絡できないけれども、またでは月曜日にでも町のほうに行ってぜひ相談をして、今度町のほうとお客さんのほうで具体的に何とか、せっかくのチャンスですので、町としても、ありますので、またきょう議会が終わりましたら町のほうにもお話ししたいと思っておりますが、こうい

った場合、例えば雇用の問題ですとか、それから住宅の問題、町のそういうふうな窓口を、どこへこういうときは相談に行ったらいいのか、その辺もちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 大変ありがたいお話ですし、窓口をどうするかということなのですが、結果的にはそういう皆さんがどういう業種でどういうところにお住みいただきたいのだからといういろいろな、それぞれの立場によって違うと思うのですが、先ほども申し上げているのですが、佐々木さんの場合もやっぱり新規参入ということの中で、まず住宅の確保なのです。それで、町は全力を挙げて、最初のところご理解いただいたと思ったらちょっといろいろな事情がございまして、それが相手方のご理解いただけなかったので、今の大門をあっせんをしてお住まいいただいたということですので、住宅は総務課です。総務課のほうに言っていただいて、そして業種によっては、農業とか水産業ということになればそれぞれまた担当のところへ行って、どなたへ行ってもそれはもう大いに前向きにひとつ受けとめて、しっかりとサポートしたいというふうに思っていますので、主として三輪さんのご質問については総務課でひとつあれして、後で総務課はまた産業課なり教育課、いろいろあれしながら十分対応してまいりたいと思います。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 時間もありませんので、この後ちょっと2番目の第6次産業のことに絡めてやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

第6次産業ということで、農林漁業の第1次産業は価格の低迷や外国との競争のため、経営的に非常に厳しさを増していると。当町の第1次産業は、農林水産業等、酪農とか幅広く、重要な基幹産業であります。町の発展のためにも、その振興は大変重要であります。そのためには、付加価値をつけることが必要であり、第1次産業、農林水産業です。第2次の加工業、第3次が販売とか観光になると思いますが、それをかけ合わせて現在は、第1、2、3をかけ合わせると第6になるわけですので、今第6次産業で総合的に振興しようという考えが非常に強くなっているわけでございます。魚、農林水産物等を関係者が連携して町の生産物の価値を高めることにより、所得の増大による町経済の活性化とともに雇用の創出にもつながると思います。加工、販売等に意欲のある団体、個人、事業所に町として積極的に支援というか、財政的な支援ですとか、あといろいろアドバイスですとか必要があると考えますが、町当局の考えをお聞きいたします。

特に今までですと、補助とかなんとかになりますと大体もう団体とか、そういうところが対象ですけれども、例えば個人の方で実はこういった加工品をつくりたいのだというふうなことがあります。したらぜひ考えをお聞かせ願いたい。というのは、特に皆さんも今直売所等、各地の道の駅等に行かれますと、いろいろ漬物ですとかもちとかが売られていますけれども、売るには例えば保健所の許可が必要なものがほとんどでございます。そうすると、実は天領の里でもそういう方、売りたいという方が来られるのですが、非常に残念なのですが、保健所の許可がないために売れないという

こともありますので、そういったことも、個人的にそういう意欲のある方があった場合、町のほうでいろいろアドバイスとか、こういうふうな制度があるよとか、こういうふうなやり方をすれば保健所の許可がとれるよとか、そういったこともぜひ考えていただきたいと思いますが、町長にお伺いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、またこういうこと言うとおしかりを受けるのですが、今いよいよ6次産業の関連法案が衆議院を通過したのでしょうか、提案され、そうでしょう。しかし、私は6次産業というのに対してはもう非常に疑問を持っているのです。今の農業の現状が大変厳しい中に目新しい言葉が躍る。そういう施策を出して果たして今の農業が再生できるのか。私は、本当に疑問に思っているのです、はっきり申し上げて。皆さんにも申し上げていますように、農林水産の10年度の予算間もなく成立するでしょう。成立しますが、農業農村整備事業63%カットです。農林水産関係事業費3割減です。こんな状況の中に6次産業興して農業振興できますか。6次産業のこんな法案、これ何をするのか私は全く疑問だ。どういうことをするのか。このことが農業に対してどれだけのプラスアルファか。私は、本当に残念でならない。ただ言葉で目新しいキャッチフレーズを挙げて、自給率を高めるとか、そんなことできるわけない。ただし、今三輪さんのおっしゃったとおりなのです。例えば酪農、小規模の、こういう一つの地場産業で産出されたものに、チーズをつくるとか、この町でなければできない、そういうものに付加価値をつける、そこに6次産業というものの位置づけするなら私はわかるのです。そういうものに対しては、我々はもう積極的にやっていきたい。ただし、6次産業なんて名前のもとでどんな法案出すのだから、何をするのだから、私は疑問でならない。私素人です。素人ですが、行政を預かる立場からしますと、私はいささか疑問を持つ。それよりももっと本当に農業のその足元、地固めをするようなところからまず手をつけてしっかりとやっていきたい。それを置き去りにして6次産業とは何だと私言いたい。しかし、おっしゃるようにやっぱり6次産業というのは、出雲崎町で産出される産物に付加価値をつけてプラスアルファを、相乗効果を出す。酪農さんが今いろいろな挑戦をしている。頑張ってくださいと、町も応援しますと。いろいろなものの産物を出雲崎町でしたい。それに対しては行政も頑張る。そういうものから始める。言葉に躍らされてはならないのです。バラ色の夢持ってはだめ。やっぱり足元を固めなければ。すべてそうです。そういうところからスタートしなければ。そういう意味で、三輪さんのおっしゃること十分わかりますので、ただ国の大上段に振りかざした政策に振り回されてはならない。私たちの町は、町なりのしっかりとした政策を構築をして、皆さんと力を合わせてやるということが原点である。だから、そういうおっしゃることは理解できますので、そういうことに対しては町は前向きにやっていきます。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今町長さんのほうも、国の施策から非常に大きな立場の話で、私は以前から、

6次産業の言葉が出る前から何とか出雲崎町の、特に第1次産業、非常に小規模なものですから、なかなか市場等に出すと非常に不利です。そういった面で、逆に、出雲崎町の農林水産物は非常に品質がいいというイメージというか、実際そうなのではないかと、そういったものをぜひ加工なり、全部は当然無理だと思うのですが、少しでも付加価値をつけると。例えば釜谷の梅ですとか魚関係、このあたりをいかにやっぱり今後売って、少しでも生産者の所得を向上できればやる方も意欲が出るし、また後継者もできるのではないかと。

それで、先ほど山崎議員さんですとか諸橋議員さんも言われましたけれども、例えば東京出雲崎会ですとか新潟出雲崎会とか、それでこの前私東京電力さんの広報部長さんとちょっとお話をしまして、東京電力さんも職員が5万とか6万人社員がいるそうですが、ぜひそちらに出雲崎町の産物を載せられないかというふうな話ししたら非常に前向きで、自分たちもインターネットでもやっているというような話がありましたので、出雲崎町は小規模ですけれども、品質はいいわけですので、その辺付加価値をつけて売って、そのためにはやっぱり組合とか、そういうのばかりではなくて個人の方、意欲のある方、ぜひまたいろいろな面でサポートしていただきたい。それが逆にうまくいけばまた雇用の創出にもなるということで、そうならば自分の子供だとか、またお孫さんでも地元で生活しようということになるかと思うので、これが一番町にとっては大事ではないかと思っておりますので、ぜひまた積極的に今後とも対応お願いしたい。

以上でございます。

○議長（中川正弘） ここで暫時休憩いたします。

（午後 0時04分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を続けます。

（午後 1時15分）

田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） それでは、私のほうから町の町長の施政方針の中にある活力ある産業の町づくりということで、その中の特に農業関係についてご質問をさせていただきます。

昨年農林水産省は、5年ぶりに農政の指針となる食料・農業・農村基本計画を見直しし、これからというときに、国の政権が変わったとはいえ、農業政策が猫の目のように変わり、農家はお互いに戸惑いを感じている今日であります。新しい政策として農業所得補償が導入され、ご案内のとおり反当たり1万5,000円が無条件で農家に直接支払われます。詳しい内容は別にございますが、そういうことの中に1俵に換算しますと、当町の反当たり基準単収というのは522キロです。これは、こ

としの転作の面積から出てきている反当収入でございます。これで割り戻しますと、1俵当たり1,724円になります。21年度の価格は、まだ未定でございますので、平成20年産のコシヒカリが1万4,775円と先月17日に決定し、農家に通知されております。米の需要が落ち込む状況の中で考えますと、20年産米と同額と考えると、単純に計算しますと1俵当たり1万6,499円、1万7,000円をわずかなではあるが、割り込んでおります。農家にとっては、厳しい数字です。

町長は、施政方針演説の中で、ブランド力と環境に配慮した米づくり、集落全域で取り組む、肥料、農薬の5割減の栽培を推進すると述べられました。長年にわたり、行政の農家に対する支援は認めるところでありますし、農家の努力も認めるところであります。ブランド化や肥料、農薬5割減した米を実際につくり、付加価値がついているにもかかわらず、現在の米の流通システムがJA中心であるために、出雲崎地域の米価は他の地域の米と全体で均一化され、高く販売することができません。行政の支援や農家の努力が無駄になります。2つの行政区にまたがっているJA越後さんとうですが、当町の農家は他の地域に比べて恵まれております。付加価値をつけた米を少しでも高く販売するには、リスクは当然ありますが、直販がベターと考えます。平成21年産コシヒカリは、昨年11月27日現在で8,526俵です。行政として、JAと一緒にやり、推し進める考えはございますか。

とりあえず最初の直販に対する考え方をまず町長からお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、ご質問の第1点目、高品質である出雲崎産米の直接販売を行政としてJAと一緒にやり、推し進める考えはありますかということでございますが、平成19年の7月に出雲崎農業委員会の会長もJA越後さんとう組合長に面会し、努力した者が報われる農業の実現ということについて強い申し入れをされておるわけでございますし、当町といたしましてもJAに対して強く同じことを要望しているものであります。米の今おっしゃるような厳しい現状を見きわめながら、過度なリスクを負わない範囲での直接販売というものは、当然進めなければならないというふうに考えております。JA越後さんとうでも当町の要請を受けたため取り組んだのかは定かではありませんが、平成20年産米から直接販売に取り組み、平成21年産米についても取り組みをいたしました。平成21年産米のJA越後さんとうの取り組み内容は、全集荷量22万2,015俵に対しまして6,966俵直接販売をされました。率にして3.4%であります。出雲崎産米は、集荷量1万8,567俵に対しまして630俵が直接販売をされました。率にいたしますと3.4%であります。当町以外の地区の直接販売の率は、寺泊地区は0.4%、和島地区が0.9%、与板地区1.2%、三島地区が1.4%、越路地区は8.9%となっております。当町は、越路地区に次いで第2位となっております。比率にもあらわれておりますが、よい米は売れるということを実示しているものであり、この取り組みが推進をされ、早期に頑張る農家の収入にはね返ることを望み、また町といたしましてもそのような取り組みに対しまして積極的に取り組んでまいらなければならぬというふうに思っていますし、またJAに対しましてもやっぱりそういう販売にかかわる努力というものを一段と強めてもらうようにまた

申し入れもしたいというふうに考えています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今細かい数字を出していただき、本当にありがとうございます。

近隣の越路を除く旧2町村、今の2地域、これが出雲崎町に比べるともう1%以下ということに対しては、確かに町当局初め、地元のJA支店が一生懸命になっている結果だとは思いますが、ただ、残念なことに、先ほども申し上げましたとおり、幾ら630俵高く売れても、これが全体になるとプール計算になるのです。そうなりますと、それは確かに上がっていると思います。だけれども、下の人の低い米を上げる考え方になります、高く売れた米がそのまま返ってこないという、この現実があるわけでございます。実際にあれしますと、その辺でやはり私は直販ということが大事なのだと。今町長に対しては、頑張りますというお答えはありがたいことではございますが、要は私の言うJAというのはJA出雲崎支店です。出雲崎産米という一つの町長が言われたブランド力という力の問題、それと農薬の5割減、それから化学肥料の5割減、それにプラス今町で押している有機米の有機質の増量ということの中で、ブランド力は相当上がるわけです。ですから、これをメインにして、私の言うのは、リスクあるというのは全農一本ですので、なかなかその辺が大変なものでしょうけれども、自由米で売るわけではないですが、要は生産者、農家です。農家と地元のJAと、それから行政が一体となった考え方の中で直販システムを入れて、少しでも農家の方の収入が上がるような方法が考えられるかどうか、そういう点については、町長、どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員がおっしゃるように、集荷、販売、このルート、全農傘下の組織の中で、この原則の中で一応集荷、販売はされておると。しかも、今おっしゃったように部分的には高く売れている米があっても、結果的にはプールされるということになりますと努力してもそのものの努力が薄められると。そういう観点に立って、販売ルート自体の基本的な流れを変えなければならぬという私は受けとめ方をしておるわけでございますが、かつて私ちょっと申し上げたことがあるのですが、抜本的にそういう一つの、本当に一貫的に減農薬、いろんな面を兼ね合わせてのブランド米としての絶対的な自信と確立したそういう栽培方法、手法があれば、これは場合によってはそういう組織を通さないで集荷、特定の大手の米穀業者とのいわゆる折衝によっての販売ルートの確保ということも私はできる可能性があると思うのです。それには、申し上げておるのですが、非常に大きなリスクも伴う可能性もございます。要するにいかに通ろうとも、販売したものを確実にそのお金を回収しなければならぬわけでございますので、その辺をしっかりと見きわめていかないと、今のいわゆる現状下、経済的な、あるいはまた我々の善良なる農家なり、それを上回るいろいろな取捨が行われて、非常に大きな社会問題、経済問題になっていることもございますので、その辺を見きわめていかないと非常に大きな問題が発生をすることとも考えられます。しかも、

これは今後ＪＡとの話し合い、あるいは生産農家とも話し合いをしていかなければならないわけですが、すべからくそういうＪＡの傘下を外れて米だけは他に売るといようなことであるいろいろな問題も発生をするということも考えられます。だから、そういう観点に立ちまして、今田中議員さんがおっしゃるように、今後やっぱりＪＡ、あるいは生産農家、あるいは行政、それぞれが三位一体となって、その辺のいわゆる努力した農家のために報いられる方策はどのような、安全かつ確実に利益が還元されるような方法あるや否や、これを抜本的にやっぱり検討していかなければならぬと思うのです。言葉とか机上の計算だけではできない問題があるかと思しますので、この辺はこれからますます農家、生産者の戸別所得補償方式が実行に移される段階に入っておりますので、そういう点もいろいろ加味しながら、私はやっぱり変わりゆく農家の実態と、また経済状況の中における流れの変化、あるいは消費者のニーズというものをしっかりとつかみ取りながら、あらゆる観点に立って、近視眼的に物をとらえてすべてをやるというわけにまいらぬと思うのです。特にこの農業問題はそうなのです。米の問題もそうですが、そういう点をしっかりと見きわめながら今後やっぱり進めていかなければならぬというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今国が政策を推し進めている10アール当たり1万5,000円というのは、先ほど申しました数字なのですが、正直言いまして平成18年が1万7,000円なのです。端数は切りました、83円ですから。それで、19年が1万4,572円、20年が先ほど言いました1万4,775円と。もう1万4,000円台が当たり前という段階の中で、確かに1俵当たり一千幾ら足されても先ほど申しましたとおり1万6,000円台。18年、3年前の1万7,000円に届かないという状況の中で、結局農家は米の値段はどうしても自分が決められないと。自分で売ってられる方は別ですけれども、そうなっていながら今度自分たちが買う農協の生産資材から機械設備全部相手方の言いなりです、値段は。やはりそうするとそこにギャップがあって、さっき言うように大変苦しくなるという状況の中です。ですから、当然今この政策が続いたにしても、平成22年に関しては過去の3年間を平均すれば1万4,700円が手取り、プラス1,700円ということになると思います。ですから、やはりせっかく行政が力を入れてくれたいい米を高く売るには、今町長の言っていたリスクという問題で、危険は伴いますけれども、やはりそれだけのことをやって努力することで身が入れば、農家の方々自体も、よし、もう少しやってみようという意欲が出ればまた変わってくるというふうに私は考えます。ぜひご努力いただきたいと、こう思います。

ちょうど時間が半分になりましたので、次の問題に入ります。8,526俵というのが実は去年の11月27日までに農協に出荷されたコシヒカリの量です、これは。それで、これがあるわけなので、これをやはり何とか高く売っていただけないかというのが私の気持ちの中にあるわけですが、農家の方も。あとの今主流になっていますこしいぶきとか雪の精とか五百万石、それからモチ米です。これは、あくまでも契約栽培ですので、もうほとんど問題がないというわけではなくて、決まっていますの

で、その単価で農家が承知して売っているわけですが、コシヒカリに関しては直販で、実際に口の中に入れるものですので、8,526俵について先ほど言った何とか直販ができないかと。コシヒカリだけです。

それで、それを絡めながらですが、何回か言って、町長と議論を闘わせたのですが、ブランド化するための限定米だと言われたコシヒカリ汐風米についてですが、今回の予算にも一応また商標登録の段階で予算がのっていますし、これを今現在約2反くらいですか、15万幾らの助成をやってもらえるわけですが、これをもう少し増やすようなお考えありますか。その辺だけちょっとお聞かせください。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目のコシヒカリ8,526俵、これを付加価値をつけて売るべきではないかということなのですが、今おっしゃったコシヒカリの生産金額というものは非常に下がっているということは事実です。しかし、農家の相当部分の皆さんは、縁故米といいましょうか、いわゆる農家対消費者と、直接米の売買をされている方もあるかと思えますし、私も実はそういうルートからもお世話になっていることもございますが、大体1俵2万円でしょう。そうすると、今田中議員さんのおっしゃることはわかるのです。2万円といたしましても私たちはそれを食べてみる。しかも、また私の近くで関係する人たち、いろいろなつながりの中で子供たちがそのうまい米を友達に分けて友達が食べて、それをやっぱり都会の自分の両親にちょっと食べてもらう。これはすごいと、何が何でも欲しいというようなことで、そういうルートで私たちにも来るわけ。私は、売っているわけではございませんが、あっせんをしたり、非常に喜ばれるわけです。ただし、縁故米はもうそんな大量に販売できるというような可能性はございませんで、こういうものをある程度団体的に取りまとめてやれということだと思っておりますが、その辺やっぱりもう少し、おっしゃるとおりだと思います。努力してまいりたいと思います。

そして、今田中議員さんのおっしゃる中で、反当1万5,000円、いわゆる基本的なところで交付されると。それを割り戻すと幾ら幾らということおっしゃっているのですが、私は先ほどの三輪議員の質問に答えた6次産業と同じく、果たして皆さん、1万5,000円の交付、あるいは戸別所得補償方式で米価上がると思えますか。私は、下がると思います。これは、いわゆる今の市場原理からいたしますと、今入札に付してもなかなか米は売れないのです。だから、米下がっているのです。さて、これを契約栽培にしてもそういう市場に出しても、確実に政府がそういう基礎的なところ上げてまいりますれば、今度買う側は足元見えていますから、いわゆる市場原理ですから、入札ですから、その分下げろという結果が出る可能性、これも私余談です。全くわかりません。非常に私は厳しくなると思っています。そうなってくればくるほどやっぱりこれは真剣に考えていかなければならぬと私は思うのです。そういう意味で、これはどうなるかわかりませんが、そして所得補償方式にいたしましても全国一律ですから、零細農家である、10万円というのは失礼ですが、2万円かかるところ

を他の基盤整備、そんなところで1万円が上がってくるかもわからない。それを一律ベースでやられたら、これはもう大変なことになると私は思うのです。だから、これは私の単なる個人的な見解ですが、厳しい状況がさらに生まれるのではないかと。しかも、そこにおける基盤整備、公共事業がどんどんとカットされる。厳しいというように感ずるのですが、逆に行ってもらえばいいと思うのですが、私は私なりの今の感覚で申し上げて、全く勉強不足ですから、感覚で申し上げているのです。それだけに米に対する一つの対応というのもしっかりしていかなければならぬと思っています。

さて、次の汐風米ですが、ブランド化を考えて商標化もしているわけですが、これにつましてもおっしゃるとおり汐風米としてさらに増産をするかとなってきますと、なかなか難しい点もございます。汐風米と銘打つよりは、汐風米だという一つの今商標登録をし、しかもその中身問われて産地偽装とか商標と中身と偽りありというようなことだと大変な問題になりますから、そういう面を表と内容をしっかりしていかなければならぬ観点から考えますと、これはやっぱりなかなか増産というのは厳しいのではないかと考えておりますので、できるだけこういうものは、商品化もしておりますので、多く増産されるような努力をしていかなければならないと思いますが、そんな大量にこれを増やすというのはまず不可能ではないかと考えています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） この前の質問のときも難しいというお話で、やっぱり同じ答えが返ってきたようでございます。

それから、訂正ではないのですが、つけ加えますけれども、今ほど私が言った数字、金額、1俵当たりの単価は全部コシヒカリのみでございますので、ほかの単価ではございませんので、申し添えておきます。

それで、今汐風米は難しいということで、町長はほかの会合でもいろいろと皆さんにおいしい米だから、おすそ分けをしたり、お礼をしたりしているということでございますが、21年産米はまだ完売になっておらないとは思いますが、先ほど課長答弁もございましたので、ちょっとお聞きするのですが、20年産米の汐風米の補助金はもう決まっていますので、結構ですが、そのほかに販売と称して売られた金額がどれくらいあるのか、あるいは現在まだ20年産の汐風米が残っているのかどうか。それと、21年産米の汐風米がもうできていると思いますが、袋は別としましても、それを今販売とか、あるいは贈呈とかということで現在どれくらいの数字で経緯しているか、もしおわかりだったら、なければ結構ですけれども、その辺はどのような数字が出るでしょうか。もし課長、ご答弁いただければお願いしたいし、なければまた後でお伺いします。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 販売金額までちょっと資料がないので、わかりませんけれども、平成20年産米は20俵収穫がありました。それから、平成21年産米は若干倒伏したこと等によって16俵の

収穫がありました。作付面積は25アールです。それで、21年産の残量は30キログラム、あとほかはすべて販売いたしました。販売価格は、先ほど申しましたように、ちょっと今ここに資料ないので、申し上げられません。

以上です。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 確認だけさせていただきます。

さっき30キロだけ売ったというのは、21年産ですね。20年産ですか。もう一回お願いします。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） ちょっと説明が悪くて申しわけありません。

20年産20俵は、すべて販売終わりました。完売です。

それから、21年産は16俵のうち15俵半、要は30キロしか残っていないと、あとはすべて売れたと、そういう意味です。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 大変結果のいい数字来て驚いているわけですが、売れたというのは贈答品も含めてということだと思いますが、それはそれでお願いしたいわけなのですが、ただ今町長がおっしゃっている、これは限定商品のブランド化というか、名前を売るためのものということになりますと、先ほど私が申し上げました8,526俵というのは純然たる、今農家が頑張っ、完全ではないにしても、町長の施政方針の中にある5割、5割というものでつくった米だと思うのです。そうすると、汐風米そのものが同じような形態、特裁米がついています。ただし、こっちの場合特裁米まだ商標登録とれませんので、つかないわけですが、このような方法の中でいった場合において、やはり難しい、リスクあるのですけれども、汐風米という名前の商標登録はそうして、ブランド化ということであれば当然出雲崎産ということになります、そういうような名目で次の打手は、町長、考えられますか。その辺はどうでしょう。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほども申し上げました汐風米という商標登録をとって、それをつけて消費者に売るということになってまいりますと、内容に偽りが無い、正真正銘汐風米という、一つの責任持って売り出す段階における汐風米というのは、生産段階では今田中議員さんおっしゃる同じ工程をたどって、同じ農薬5割減というようなことでやっているのですが、汐風米というといわゆる海岸のあの潮風を利用して乾燥して出しているということ在意義づけるということで私考えているのですが、これが汐風米の登録をとる段階における、汐風米というのはあくまでもまず生産する段階におけるいわゆる原点で、汐風米として称してこれ売るということになってまいりますれば、まだこれは販路拡大ができるのです。その辺はしっかりと、行政がやるのですから、行政がやるというよりも農家の皆さんがやるのですから、いかに頑張っ、それが偽りがあると大変なことになりま

すから、そういうこともしっかりと専門家の立場の皆さんとひとつ相談をしながら、生産原点は同じですから、その辺をどう広義的に解釈して意義づけられるか、その辺ちょっと検討してみなければならぬなど思っているのです。汐風米として、さらに第2弾としていわゆるブランド米がどういう名称になるか。さっき申し上げたゆるキャラのようなキャラクター着たものの何かを生み出して、それを商標にするか、その辺のことも検討されるわけですが、もう少し深めていかなければならぬなど思っています。

○議長（中川正弘） 田中議員、間もなく発言時間となりますので、簡潔に整理し、最後まとめてください。

○8番（田中 元） はい、わかりました。

今町長のほうから汐風米は汐風米として、あるいは出雲崎産のコシヒカリについてのブランド化を検討するというございますので、2本立てになるかもわかりませんが、そういう面についてやはり我々農家、それからJA、行政一体となってひとつ出雲崎町の米が農家の手取りがよくなるような、特にコシヒカリに関してではございます、やるようご努力いただきたいと、こう期待したいと思います。

本当ありがとうございました。

小 林 泰 三 議 員

○議長（中川正弘） 次に、1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三） それでは、私は2点ほど質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1点目、予防できる唯一のがん、子宮頸がんについてお聞きさせてもらいたいと思います。がんは、人間の体の至るところにできて、人間の病気死亡原因のトップと言っても過言ではないかと思われま。がんについての最高の対処方法は早期発見しかない中で、唯一予防できる子宮頸がんは、名前のとおり女性だけががんですが、発病すると死亡率が高く、30代、40代の若い女性が多く、そして注目されています。予防ワクチンを接種すればいいと言われまますが、問題は接種する値段が高く、3回くらいに分けて痛い注射をいく回かするときにはしなければならぬそうです。

済みません。今通告で「津南町」と書きましたが、私間違えていまして、「湯沢町」の間違いでございますので、訂正お願いいたします。済みません。

新潟県内でも湯沢町と魚沼市では既に公費で予防ワクチンの接種が行われています。助成したほうがいいのかどうかについて、検討中の市町村はたくさんあります。出雲崎町でも公費で予防接種をやったほうがいいのかと私は思いま。町は、どんなふうと考えられまるか、お聞かせ願いまと思いま。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目の予防できる唯一のがん、子宮頸がんについてお答えをいたしまますが、

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、昨年10月に国内承認をされ、12月から医療機関において任意の予防接種として接種が可能となりました。このワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス、HPVの感染を70%程度予防できるものとされています。また、このウイルスは性行動により感染するため、性交前の10代の女性に間隔をあけて3回接種する必要があり、その費用は3回の接種で4万円から6万円程度となっています。県内では、全国で初めて魚沼市が公費助成を決定し、その後南魚沼市、湯沢町が助成することとしましたが、その実施方法については現在検討中ということでございます。当町におきましても、国や他の地方公共団体の動向を注視した中で、ワクチン接種の有効性、安全性等を見きわめながらどのような方策が効果的であるかを検討していきたいと思っております。また、ワクチン接種だけで子宮頸がんがすべて予防できるわけではありませんので、引き続きがん検診の重要性を啓発し、検診受診率の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 100%いいということではないわけですが、効果があるということではないですが、かなりの効果があるわけですし、当然日本じゅうではいろんな町村が検討しております。ぜひ出雲崎町もできるだけ早いうちに検討され、実施されることを私は望みます。

それで、これのたった一つの救いといいますか、これは一生のうち1回だけ接種すればいいわけで、例えばインフルエンザとか何かみたいに毎年するとか、そういう必要はないのだそうでございますので、たった今その返答は要りませんが、非常に私は早急に実施してもらいたいという切な気持ちでございますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。いかがですか、町長、一生に1回について。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほども答弁でも申し上げておりますし、またそれぞれの市町村の例を見ましても、魚沼市あたりははっきりとそういう方向を出しておりますが、湯沢町もそうですが、まだ具体的にどの程度どうするかというようなことも考えておるようでございますので、ただ単に他市町村の動向を見きわめるというのではなくて、子宮頸がんというものの内容、性質をしっかりと私たち自身が認識共有をしながら、これにどう対応すべきか、他町村がこうだから、こうだなんて、町独自といたしましてももう少し専門的な立場の皆さんのご意見を聞いたり、いろいろな面を考えながら出雲崎町としてもこれらの取り組みをしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 町長の答弁されたとおりよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。出雲崎町特産のお土産品についてお聞きしたいのです。というのは、私自身世間の調査で出かけるとき、地元のお土産として良寛せんべいを持っていくことがたくさんありまして、実際にいただいた方々に喜ばれていたと、自分ではそう思っていま

す。そういったことで、例えば昨年あたり何度か良寛せんべいを求めようと思うのですが、残念ながら売っていないことが多く、発売元にもいろんな事情があるかと思imasるので、それがいいとか悪いとか、そういうこと言っただけしょうがないのですが、そういう問題ではないのですが、それではほかの品物、出雲崎町の特産を持っていきたくとも、それにかわるものが非常に少ないのです。ないとは言いませんが、例えばお菓子のたぐいは特にないのです。そういったことで、出雲崎町の商品を開発して、発売してくれる人がいてほしいと願っております。そういった中で、別に町の100%の責任とか、そういうことではないですが、出雲崎町としてもせっかくいろんな事業等で世間からお客さんが来られても、また私たちが世間へ行くときにしてもお土産ということについてやっぱり悩む人が多いのではないかと思いますので、町としていろんな業界などに補助金を出したり、また激励したりして新商品を研究、開発していただきたいと思っているのですが、町の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 特産品の開発に対して外部に委託をし、町もそれを支援しながら商品化したかどうかということなのですが、確かにそのような形の中でそれが軌道に乗って皆さんに取り組みをしていただければいいと思うのですけれども、今までにもそういう勉強会なり、いろんなことを行ってまいったわけでございますが、率直に申し上げまして、当初は若干そういう機運で乗りかかっても、余り軌道に乗らないうちにもうすぐにやめてしまうという、いろんな過程が今までにも見受けられるわけでございますので、私はやっぱり外部委託をするというのではなくて、果たしてここに、今良寛せんべいのお話が出ましたが、良寛せんべいも今小林議員さんがおっしゃるように欲しくてもなかなか手に入らないことがあるということなのですが、あれも手づくりで手焼きで、いわゆる機械化をしておらないところにまたその価値というものがあって皆さんから好まれる。それだけにまたあの商品がなかなか潤沢に出回らないというような、ちょっと私さっきの答弁でもしょうちゅうの百年の孤独の黒木本店の話をしてしまいましたが、やっぱりそういうものなのです。自分で努力をして、本当に大量生産でなくても自分たちの長年の含蓄を込めてつくった商品というものは、量産はできないが、やっぱり消費者に好まれるというようなことがあるのです。だから、単に物をいっばいつくって売ればということではなかなか今の、それでなくてもデフレ傾向の中、消費が落ち込んでいる中で対抗していけない、厳しい私は問題点が出てこようかと思うわけでございますので、外部に委託するより本気になってこの町の中で、よし、そういう取り組みをしたいと、それに対しては町からも協力してくれというようなことがあれば、私は協力することにやぶさかではございませんし、またそういう仕掛けをするのは私たちの役割だと思っています。ただ、何もかも外部に委託して出雲崎町の特産品をつくらうといったって、それは委託をしてもうそれなりの形ができて、だれがそれを生産するのかとなってくると一歩行き詰まってしまうというようなこともございますので、できるならばやはり本気で商売をかけて、命運をかけてやるぐらいの気力で取り組んでいな

いとなかなかうまくいかないのではないかなと思っています。釜谷の梅にいたしましても、梅の加工をしているのですが、はっきり申し上げましてあれも本当に完全に軌道に乗っているかというとなかなか厳しい。その上に梅酒の加工を町からもご協力させていただいてできるわけですが、越の誉さんが釜谷梅を利用していろいろ生産をされているようですが、そういうふうによっぱり企業として企業価値をいかに生み出すかという努力してもらわないと、ただ何もかも外部に委託してというのは、私はいささかいかげなものかなというふうに思っています。しかし、基本的にはそういう町の特産品なり、そういう他にない出雲崎町の独自のカラーが出せるような何か、お菓子にしてもお魚にしてもできるものがあるとするならば、私はやっぱりそういうものに対して行政と、また生産者と一体となって開発をするということがベストではないかなというふうに考えています。その辺もまたいろいろ具体的なご提案なり、そういうものがあつたとするならば、私も検討してみたいと思いますし、町もそういう方向に向かってまたさらなる努力もする必要あるかというふうに思っていますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 町長の答弁大変ありがとうございます。私のようにお土産品を待っている人は大勢いるかと思しますので、ぜひ検討、ご努力お願いいたします。

以上で私の質問終わります。

中 野 勝 正 議 員

○議長（中川正弘） 次に、9番、中野勝正議員。

○9番（中野勝正） それでは、最後になりましたので、よろしくお願いします。

私は、あいさつ運動について質問させていただきたいと思います。3月13日、新潟青年会議所主催で同会議所の例会ということで、新潟市で250人が参加しまして、家庭や地域における道德教育の大切さを考えるフォーラムが開催されましたという新聞内容ですが、その中で講演で価値観の押しつけを避けた戦後教育により、親から子へ継承されてきた道德心が崩壊の危機にあると思う。古来は、家庭で自然としつけが身についた。親は、最初の教師として責任を自覚する必要がある。また、親の意識改革が必要と講演では話されました。同会議所で、新潟市民ですが、市民800人を対象に行った意識調査では、道德教育は重要との回答が97%を占めました。しかし、37%は自分は教えていないとする結果が示されたというのが、これは新聞等で報告されました。

そしてまた、2月19日、これ町ですが、子育て講演会、それ隣にいられます佐藤教育長が講演された内容でございますが、機能不全家族はどういうものかといいますと、この文章からいいますと、子育て、団らん、地域とのかかわり等、本来家庭に存在すべき機能が完全に機能していない家庭の問題を指摘すると。それでは、健全な家族、これはおはよう、行ってきます、行ってらっしゃい、ただいま、おかえり、いただきます、ごちそうさま、ありがとうというように声をかけ合っている

家族です。また、弱い立場の家族に手を差し伸べている、食事のときには楽しい会話がある、家庭内には笑顔がある、親が子供の部屋に自由に入れる等の家族と、このように教育長さん述べられまして、子供の成長、発展に応じた対応が必要等、そして子供は宝だという中で、自尊感情を高めてすすすす伸びてほしいというようなお話がありました。

そしてまた、2月18日の日、これ私も出席させていただきましたが、出雲崎町子ども支援実行委員会及び小中学校支援地域本部実行委員会が開催されました。そのとき、お母さん、おばあちゃんに当たりますが、今親が子供たちの教師として自覚していないのがよく見受けられる等の意見がありましたので、私も反省するところが多々あるという中で、今回あいさつ運動についてという質問をさせていただくわけですが、当町は小中学校では教育の一環としてあいさつ運動に取り組んでおられます。特に小学校では、今年22年度はさらに力を入れたいそうです。私は、地域や家庭の協力は当然不可欠だと思っているわけですが、

そこで、町全体であいさつ運動の取り組みをし、あいさつ推進の町として町内外に小さくても光る元気な町として当町をアピールしたらよいと考えるわけですが、その中であいさつ推進の町については町長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） あいさつ運動についてお答えをいたしますが、中野議員さんおっしゃるとおりでございます、あいさつは人間社会のコミュニケーションの基本というふうに考えておるわけでございます、家庭だけではない、職場、あるいは地域社会、それぞれ人と接したりする場合もまずあいさつで始まり、あいさつで終わると。それは、ごく当たり前のこととして行われることが通常であり、あいさつはその人の人間性を示すというふうに考えておるわけですが、しかし現在社会全体がいろいろな要因で人間関係が希薄になっておる現在、そうした当たり前の行動が少なくなり、物事に対する自己主張というものが優先をしまして、自我の主張が目立つ社会風潮になりつつあるというふうに思っているところでございます。

本町も保育園を初め、学校関係等、あいさつの励行については、今中野議員おっしゃるようないろいろな機会の中で啓蒙活動、運動も行っておりますが、あいさつの大切さは常に話題となっておりますのでございます。あいさつ運動の取り組みの効果としては、明るくさわやかな町づくりや町民同士の心のつながり、健全な人間性の向上、とりわけ子供たちにとっては基本的な生活習慣の育成など、さまざま考えられるわけですが、盛り上げる広報の一例といたしましては、ポスターや標語、ロゴマークなどを使って運動の展開や学校の作文指導等を通して子供たちの意識の向上を図ることも効果的な取り組みでないかと考えております。まさにおっしゃるようないいさつはあらゆる機会の一つの基本となってまいりますので、あいさつ運動の励行というものに対してはさらに町民各位のご理解をいただけるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

そうしますと、町長のお話ですとあいさつ推進の町としてやってもいいというように解釈してよるしいでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） そのように受けとめていただいて結構だと思いますし、全く今のこのお話日常茶飯事のことと、こう考えて受けとめておるのですが、まさに私は今申し上げますように基本であり、あらゆる機会にやっぱりあいさつというのは、言葉がけというのは大事なことでございますので、そのようにひとつ受けとめていただいて、新たなる運動展開もしてまいらなければならぬと、そういうふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） 大変ありがとうございます。今町長の答弁では、推進の町としてやっていくというふうに力強く言っていただきました。

それでは、2番目としましては、町民の人たちについてどのように今度は啓蒙する、お話をしていくかということでございますが、そのやり方、町民の人たちについてはどのようなお考えを持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 啓蒙活動につきましては、あらゆる方法、手段があろうと思いますが、やっぱりいろいろな会合なり、例えばPTA関係、学校関係、あるいは老人の皆さんがお集まりになるとき、そういういろいろな機会をとらえて、本当にあいさつ運動というのは、今ごろあいさつ運動かと受けとめられる方あると思うのですが、改めて申し上げますとこれ大事なことです。職場においてもそうです。私たちもそれ常に言っているのですが、そういうことですので、原点に戻ると。今の社会風潮といたしまして、非常に厳しい環境、いろいろな事件が起きておりますので、改めて原点に戻って、あらゆる機会を通しながらあいさつ、家庭内において、あるいは地域的なコミュニケーションを図る、そういういろんな場面においてあいさつの必要性、大切さというのをやっぱり啓蒙していかなければならぬなど、そういうふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） 大変ありがとうございます。

その中でやり方、方法についてあるわけですが、町長の考えもあると思いますが、私もやり方、方法については、これは小学校の先生から提案があったわけですが、小学校でやる場合は学年ごとに、一人一人するの大変ですから、学年の中でだれがよかったかというふうなのをやって、1等賞になるのか、賞になるのかわかりませんが、バッチでも何かやったほうがいいなというような提案もあったわけですが、では町民の皆さんには、ただやれ、やれと言うても、私もそうですが、えらいこと言うわけではないのですが、私も大したことできないもので、今しゃべっていても、う

ちへ帰ればあいさつではおまえよくやっているかと言われると、疑問点があるわけでございますので、なかなかそうできない面もあるのですが、やっぱりその辺の、婦人会さんだとか、いろんな老人会とか、役員の中で話しされたときに、よくできたらワッペンでも何か記念になるのを、やれる方法があるのであればやっていったらどうかという、やり方、方法なのですが、その辺について町長はどのようなやり方、方法、考えがおありでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 学校における対応としては、今中野さんのご提案もまことに的を射ていると思うのですが、一般社会の地域の皆さんにあいさつがよかったから、ワッペンやるとかというのは、なかなか評価も難しく思いますから、私は評価よりも、ここに議員さんもおられますし、町の課長、それぞれ皆さんおられますから、やっぱり大事なことは隗より始めよで、自分たちからいろいろな会合、いろいろな人たちに大きな声でおはようございますとか、ありがとうございますとか、帰りましたとか、いろいろな意味の声かけ運動、お互い声を大きく、やっぱり気持ちいいものです。おはようございますと声かけられれば、おはようございますと答える。声かけても相手は聞こえたのか聞こえないのか知らん顔していられると、それほど不愉快なおもしろくないことはないです。だから、やっぱり隗より始めよで、そういう形にあらわしてどうするよりも、自分たちでまずそういう率先垂範、町民各位、あるいはまたいろいろな皆さんに声をかけるというようなことで行動しながら輪を広げていくということがまず大事ではないかなというふうに考えていますし、町民各位のあいさつがいい、悪い、それを評価するというのなかなかちょっと難しいかなと思っていますので、それも子供、学校段階でやられるのは、私はできると思うのですが、一般社会で町民に対しては私たちが自ら声かけ運動というものを、率先垂範、やっていくことによって輪が広がっていくのではないかと思いますので、私も心得てまいりたいと思いますし、また議員の皆さんからも、職員の皆さんからもそういう形の中でひとつやっていただきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

そこで、私も平成13年に議員にならせてもらったわけですが、初め登庁したときに職員の方がおられて、元気よくおはようございますと言われて、初め、えっ、どきとした反面、自分もそう言われたらあいさつしなければだめなもので、恥ずかしいというイメージがありまして、それで月日がたちまして、最近入ってきてあいさつがないで、おれもちょっといいかなというふうに思うのですが、やはり対外的にもっと元気があったほうがいいというイメージがありますので、だんだん大人になると恥ずかしいというのがどうしても出てきて、相手が先にすればこっちもしてやるかなというような、お互いがそうあるように思われるのですが、その辺のもやっぱり町長が言ったように町の職員のほうからも元気出していただければおのずとまた町民の皆さんも元気出るかなと思って、私もそういうしゃべりながら、自分でではやっているかいうと、本当に疑問点が多々ありま

すが、私もこういう性格でございますので、元気よくまた声かけていきたいなというふうに改めて自分に問いかけながら、また町からもこういうふうにやっていただいて、そして一つの宣伝になりますから、ちょうどいられますので、宣伝していただいて、当町はやったのだよと、のぼりも立てながら元気よく、こういうことでやっていただければありがたいなということで、終わります。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

5分ほど休憩して、2時20分からまた会議を再開します。

（午後 2時11分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

議案第28号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

○議長（中川正弘） 日程第2、議案第28号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

国は、依然として長時間労働者の割合が高いことから、これに対応するため、生活時間を確保しながら働くことができる制度ということで労働基準法の一部改正を行っております。これにあわせ、人事院は特に長い超過勤務を抑制し、またこうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える場合の超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給にかえて、正規の勤務時間において勤務することを要しない日、時間として時間外勤務代替日、時間外勤務代休時間が指定できる制度の新設を勧告したもので、国の施行の本年4月1日とあわせ、本町におきましても関係する4条例を一括して一部改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございますが、若干の補足をさせていただきます。

改正条文につきましては、なかなかわかりづらい内容でございますので、資料を用意いたしましたので、それをお願いいたします。国が示したものでございますが、平日の勤務時間外割増率、これ100分の125、また週休日は100分の135となっておりますが、このたびの改正は1カ月を単位とい

たしまして、時間外労働が60時間を超えると100分の125、また100分の135が100分の150にはね上がるというものでございます。

また、これは日曜日については、含まれておりません。月曜から土曜日までがはね上がりの対象ということでございます。

また、はね上がった部分を代休時間、また代休日に振りかえることができるという制度でございます。ただし、これは100分の125、135の150までの引き上げ分のみを代休振りかえるもので、通常の125、135はこれ支払うというふうな部分でございまして、はね上がった部分を代休時間に振りかえるというふうな制度でございます。先ほど申し上げましたとおり、また日曜日はこれ除かれているというふうなものでございます。

また、深夜につきましては、プラス25の加算がさらになされるというふうな状況でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、中野議員。

○9番（中野勝正） 当町においては、1カ月60時間というのはやっているのですか、やっていないのですか、どちらなのでしょう。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 議案提出するに当たりまして、ちょっと統計をとってみました。実は、選挙事務におきましては、1カ月で直接の担当が60時間前後でございました。ただし、日曜日を入れてのことでありまして、日曜日を除きますと60には達していないというふうな、過去に、あと最近ですと地すべり対策、対応で災害担当関係の職員が12月の終わりぐらいから対応しておりましたが、それは60時間全然超えている数字ではございませんでした。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 民間では、役職、役員ですか、そういうものについてはいわゆるこういう出勤に対しての手当がないというような方向がなされていますけれども、私知識がちょっとないものですから、こここの場合どういうふうになっているのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 本町の場合、管理職につきましては管理職特別勤務手当というふうな、これは本町だけではなくて、自治体のルール上の手当がございます。ただし、これは無制限のものでございまして、予算は年間限られた時間しか予算盛っておりません。例えばの例申し上げますと、昨年の地すべり対策で深夜の会議、深夜の対応というふうなことで、それぞれの関係課長方との会議等のそういうふうな事例、これも深夜、また土曜、日曜、休みの日のような形のものになっているのでしょうか、そういうふうな部分、通常の業務の延長ではなくて、そういう特別な事情のとき

手当を払っているというふうな状況でございます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は、総務文教常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時26分）

第 3 号

(3 月 19 日)

平成22年第3回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成22年3月19日(金曜日)午前9時30分開議

- 第1 議案第12号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の締結について
- 第3 議案第28号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第13号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第7 陳情第1号 土地改良予算の確保に関する意見書の提出について
- 第8 議案第17号 平成22年度出雲崎町一般会計予算について
- 第9 議案第18号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第10 議案第19号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 第11 議案第20号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第12 議案第21号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第13 議案第22号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第14 議案第23号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第15 議案第24号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第16 議案第25号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第17 議案第26号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第18 発議第1号 土地改良事業予算の確保に関する意見書について
- 第19 議員派遣の件
- 第20 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力をお願いします。

議案第12号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の締結について

議案第28号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第12号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の締結について、日程第3、議案第28号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） 総務文教常任委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議及び3月15日の本会議において、本委員会に付託されました議案3件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、3月16日午後1時30分から役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て行いました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

議案第12号、議案第15号及び議案第28号の3議案、いずれも意見は特になく、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第12号を採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

議案第28号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

陳情第1号 土地改良予算の確保に関する意見書の提出について

○議長（中川正弘） 日程第4、議案第13号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改

正する条例制定について、日程第5、議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、日程第7、陳情第1号 土地改良予算の確保に関する意見書の提出について、以上議案3件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件、陳情1件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託された議案3件、陳情1件について、その審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、3月16日午前9時30分から庁舎内議員控室において、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

その審査の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

最初に、議案第13号については、数年前から使用されなくなった大門ゲートボール場を条例を削除する条例の制定です。質疑、意見の中で、他の指定されているゲートボール場の現状の説明を求める発言があり、どの施設も使用の頻度は減ってはきているが、地域の人たちが除草等の手入れをして使用しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号と16号について報告いたします。審査経過につきましては、お手元の報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第14号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定、議案第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情第1号につきましては、国の政権がかわったことによる農業政策の転換による土地改良予算の大幅な削減により、事業のおくれが考えられ、機能低下や農家の不安が増大し、大きな問題になっています。当町も中山間地による基盤整備の進行中でもあり、農業予算の確保は重要です。また、これから農地の基盤整備を行わなければならない地域も多々あるなどとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上、議案3件及び陳情1件についての社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから採決します。

初めに、議案第13号を採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

議案第17号 平成22年度出雲崎町一般会計予算について

議案第18号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

- 議案第19号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 議案第20号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第22号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について
- 議案第24号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長(中川正弘) 日程第8、議案第17号 平成22年度出雲崎町一般会計予算について、日程第9、議案第18号 議案第22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第10、議案第19号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第11、議案第20号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第12、議案第21号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第13、議案第22号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第14、議案第23号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第15、議案第24号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第16、議案第25号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第17、議案第26号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案10件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案10件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、小林泰三議員。

○予算審査特別委員長(小林泰三) 予算審査特別委員長報告をします。

去る3月10日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案10件を審査するため、3月11日午前9時30分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第17号 平成22年度出雲崎町一般会計予算について。2款1項7目で町地方バス路線運行費補助金、維持費補助金等の関係で利用客はどのくらいか。また、路線の維持等に関しての考え方についての質疑がありました。

2款1項8目でチャイルドシート処分料の内容について質疑がありました。

6款2項2目で林業イベントはどのようなことを予定しているのか質疑がありました。

7款1項3目でおけさ大使関連事業、出雲崎おけさ全国大会など、民謡関連事業について、同時

に行ってはいかがかなどの意見がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第19号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、議案第20号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、以上議案第18号から議案第20号までは慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計について、保険料の収納状況について質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、議案第23号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、議案第24号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第25号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、議案第26号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案第22号から議案第26号までは慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第26号まで議案9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号から議案第26号まで議案9件に対する委員長の報告は全議案とも可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第18号から議案第26号まで議案9件は委員長報告のとおり可決されました。

発議第1号 土地改良事業予算の確保に関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第18、発議第1号 土地改良事業予算の確保に関する意見書について議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） ただいま議題となりました発議第1号について提案理由を説明いたします。

現在国会におきまして審議中の平成22年度国家予算において、農業関係予算、中でも土地改良事業費等大幅な削減がなされていることは、皆様方ご案内のとおりでございます。

本県は、北海道に次ぐ水田面積を有しながらも、その土地改良整備率は53.7%、全国平均より約7ポイント低くなっており、さらに当町の整備率は48%、全国の平均より13ポイント、県平均より6ポイント低い状況であります。

このことから当町の農業基盤等の整備は急務であり、現在財政状況が厳しい中であっても六郎女地区の基盤整備事業も昨年から本体事業等が開始されました。地域住民の皆様方にとって早期の整備完了が望まれるものです。

また、農業用排水施設の老朽化、そして過疎化、高齢化が進む中での耕作放棄地対策等も急務であります。

農地の有効利用は、食料の安全保障の観点からも、国策として喫緊の課題であることを国、地方も共通、共有の認識に立ちながら、以上申し述べました地域農業を取り巻く諸事情をよく勘案していただき、土地改良事業予算など、関係予算の確保に努められるよう、政府、関係各位に強く要望するために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。地方自治法及び会議規則の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第20、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前 9時51分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 田 中 元

署名議員 中 野 勝 正